

(第一類 第一號)

衆議院内閣委員会

議錄第六号

(八八)

昭和五十五年十月三十日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長

江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君
理事 染谷 誠君
理事 岩垂寿喜男君
理事 鈴切 康雄君
上草 義輝君
大原 一三君
川崎 二郎君
倉成 正君
竹中 修一君
角屋 増次郎君
渡部 行雄君
河野 洋平君

理事 稲村佐近四郎君
理事 塚原 俊平君
理事 上田 卓三君
理事 神田 厚君
小渡 三郎君
柏谷 茂君
木野 晴夫君
田名部匡省君
矢山 有作君
市川 雄一君
中島 武敏君

防衛施設局長官 渡邊

防衛施設局施設 長官 森山 武君

外務大臣官房調査企画部長 秋山 光路君

外務省アジア局 長官 木内 昭胤君

外務省北米局長 鷹尾新一郎君

外務省欧亜局長 武藤 賀陽

資源エネルギー庁石油部長 治憲君

利昭君

大蔵省主計局主 菅原 長雄君

農林水産省經濟局長官 古谷 裕君

運輸省航空局長 武田 昭君

内閣委員会調査室長 山口 一君

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅長官官房 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

内閣法制局第一部長 味村 治君

法務大臣 奥野 誠亮君

(内閣官房長官) 宮澤 喜一君

國務大臣 大村 襄治君

國務大臣官房長官 河野 洋平君

出席國務大臣

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛厅參事官 岡崎 久彦君

防衛厅參事官 多田 欣二君

防衛厅參事官 石崎 敦彦君

防衛厅參事官 夏目 晴雄君

防衛厅長官官房 咲田 章君

防衛厅長官官房 西廣 整輝君

防衛厅長官官房 防衛厅長官官房

出席政府委員

うことを断定しない方がいいということをお答え申し上げたのであります。

○中島(武)委員 そこがおかしいじやありませんか。

いまの官房長官の話を聞いておりますと、専門家の立場から専門的な発言をするのは構わない、しかし政府がそういうふうに判断をするのはよろしくない、こういう立場だと思う。つまり、岡崎参事官が述べた発言を容認していらっしゃる、かばつていらっしゃる、そういうことでありますね。

私は、内閣といふのは一体の原則でなければならぬと思う。岡崎参事官もきわめて責任のある立場の人間であります。専門家の発言だけれどもこれは正しくない、こういうふうに言はは許されるんだ、政府は違うんだ、これじゃ政府の統一的な見解とは言えないじゃありませんか。政府の統一的な見解から見て、専門家の発言だけれどもこれは正しくない、こういうふうに言わなければ、野放しにしてほうつておくといううことは正しいことではないだから、はつきり間違いただ、こういうふうに言うべきではありませんが。内閣一体の原則からいって、私は当然そうあらるべきだと思います。

○宮澤国務大臣 その点につきましては、所属の長であるところの防衛庁長官からすでにこの委員会で御答弁をなさっていらっしゃいます。それで私はよろしいのだと思います。

○中島(武)委員 防衛庁長官が発言したことと政府の統一的な見解として認めるということでしょうか。

○宮澤国務大臣 いわゆる岡崎発言につきましては、防衛庁長官がこの委員会で所見を述べておられますので、その点はそれをもつて政府の見解とお考えください。

○中島(武)委員 そ�だとするならば、この政府の統一見解の中ではっきり述べるべきではないであります。つまづき、この委員会において宮澤官房長官から発言のあった、私たちも文書で手にしているこの政府統一見解とそれから宮澤官房長官の発言と大村防衛庁長官の発言、こういうふうに三

つあるわけであります。一体政府統一見解といふのは何なのかということは、当然のことですけれどもここで問題になります。そうした場合には、

やはり一番当初の官房長官の発言であるいわゆる政府統一見解、これが有効的に見られるのではなくいかと思うのです。そういう点から言うと、三つどれが統一見解かということを言われた場合には、はつきりしていると言えばはつきりしている見解があるということではなくて、それが統一見解なのか、ここをきちっとはつきりさせるべきではありませんか。

○宮澤国務大臣 まず、朝鮮民主主義人民共和国が潜在的な脅威であるかなかないかということにつきましては、せんたつて私から、防衛面のみならず外交、経済、文化交流等々総合的に判断をしなければならない問題であつて、そういう総合的な国府長官も同感であるということをこの委員会で述べておられます。したがいまして、この点についての政府の考え方にはつきりいたしております。

次に、いわゆる岡崎発言についてどう考えるかということにつきましては、この委員会において大村防衛庁長官から、それは言葉足らずであり、不適当であったと思いまでの、政府の統一見解どおり今後そういうことになるよう努力してまいりますと答えておられまして、この点もはつきりいたしておると思います。

○中島(武)委員 防衛庁長官が発言したことと政府の統一的な見解として認めるということでしょうか。

○宮澤国務大臣 いわゆる岡崎発言につきましては、防衛庁長官がこの委員会で所見を述べておられますので、その点はそれをもつて政府の見解とお考えください。

○中島(武)委員 そ�だとするならば、この政府の統一見解の中ではっきり述べるべきではないであります。つまづき、この委員会において宮澤官房長官から発言のあった、私たちも文書で手にしているこの政府統一見解とそれから宮澤官房長官の

員会で申し上げましたことは速記録にも載つてお

りまして、それをもつて政府の見解と御理解をいたきたいと思います。

○中島(武)委員 私は、いまの官房長官の発言は責任のある発言ではありますけれども、しかし、それが統一見解かということを言われた場合には、はつきりしていると言えばはつきりしているかも知れませんけれども、はつきりしていないと言えばはつきりしていらないということになるわけ

ありますから、これはきちんと、これが政府の統一見解であるというものを書き改めるということが必要じゃないか。つまり、当初に発言のあった統一見解、それからこの委員会の中で議論があつて、発言があつて、そして結論に達している。たゞ、発言があるならば、それをきちんと統一的に書き改めるということをやらなければならぬのであります。しかも宮澤長官は、矛盾しないのだ、こういふうに先ほども発言しておられる。矛盾しないのだということになるならば、これはますますもつてわかりにくくなってしまうのです。重ねて私はきちんと統一するべきだと思います。

○宮澤国務大臣 防衛庁長官並びに私が当委員会でお答え申し上げましたことは速記録において明確でございます。それが政府の統一見解である、このように御理解をいただきたいと思います。

○中島(武)委員 私はこの問題についてはなかなか納得しかねますが、しかし、これは押し問答になつてしまします。したがつて、政府統一見解を書き改めるべきであるということをもう一度強く要求をして、次の問題に移りたいと思います。

○中島(武)委員 次の問題は、のつけから大村防衛庁長官にお尋ねします。

この問題は、しかし何も昨日の毎日新聞夕刊が初めて報道した問題ではありません。七二年の七月にホワイトハウス別館にてチータム・グラマン・インター・ナショナル元社長がアレン大統領副補佐官を訪問してE2C売り込みの協力依頼を行ったという証言が、すでに七九年一月二十六日付の東京新聞で詳細に報道をされております。さらに、これは何もアメリカ側からだけ問題が出ているのではありません。日本側におきましては、日商岩井の海部八郎がハワイ会談と国防会議の前後に田中角栄を私邸に訪問したという証言を行つておるのであります。これは五十四年の二月十四日の衆議院予算委員会におけるグラマン問題の証人喚問の席上における発言であります。さらに言いますと、五十四年度の予算におきまして、E2Cに関する疑惑が非常にあつたにもかかわらずE2Cを予算計上を行つて、そして私ども共産党はこれの削除要求をいたしましたが、しかしこれは執行は

早期警戒機の対日売り込みが決まるよう裏工作をした」と報道した。同紙はその裏づけとしてアレン・タカセ両氏の間でかわされた「二人の共同の

表している。同報道はさらに、アレン氏がニクソン政権の一員だった時、ホワイトハウスの対日貿易政策についての会議の秘密情報をタカセ氏に流

していたことを示す書簡類をも明らかにした。「アレン氏はタカセ教授にあてた七二年十一月二日付の手紙で「(日米首脳ハワイ)会談はなかなかうまくいったが、私の(E2C)に関する)メッセージは会談関係者にとって極めて有用となつた」と書いている」と述べている。あるいはまた「タカセ教授はこれに答える書簡で「会談はあなた(アレン氏)とわれわれの(E2C)売り込みについての)共同の根回し工作により、大きな成功となつた」と述べている——などと伝えている。このように報道しておるわけであります。

この問題は、しかし何も昨日の毎日新聞夕刊が初めて報道した問題ではありません。七二年の七月にホワイトハウス別館にてチータム・グラマン・インター・ナショナル元社長がアレン大統領副補佐官を訪問してE2C売り込みの協力依頼を行つたという証言が、すでに七九年一月二十六日付の東京新聞で詳細に報道をされております。さらに、これは何もアメリカ側からだけ問題が出ているのではありません。日本側におきましては、日商岩井の海部八郎がハワイ会談と国防会議の前後に田中角栄を私邸に訪問したという証言を行つておるのであります。これは五十四年の二月十四日の衆議院予算委員会におけるグラマン問題の証人喚問の席上における発言であります。さらに言いますと、五十四年度の予算におきまして、E2Cに関

て、七一年八月の日米首脳会談で、グラマン社の

一時凍結ということになりましたが、七月十二日に

いるのですから、それに対しても防衛庁の長官がやるというのがあたりませんかということを申し上げているのです。しかし、どうも幾ら答弁を聞いておつてもみずから進んではつきりさせるというふうには言いませんので、私は重ねてこの問題についても、長官はそういう答弁をしておるけれども、もう一回思ひ直して、国民の疑惑を晴らすという立場に立つべきだということを要請したいと思うのであります。

同時に、委員長、私どもはいまここで防衛三法の論議をやつております。また、わが国の防衛問題について、防衛行政の問題についていろいろ議論をしているわけあります。その最も重要な中身の問題として、E2C、これに黒い疑惑があるということが出てきているのでありますから、私は当委員会としてもこの問題について明確に究明をして、そしてはつきりさせるべきであるというようを考えるわけであります。そういう点で私は、京都産業大学教授の高瀬保氏を当委員会に証人喚問をして、当委員会がこの問題の疑惑解明に当たることを要求したいと思うのであります。

○江藤委員長 理事会で御相談したいと思います。質問を続けてください。

○中島(武)委員 では次に、日米防衛協力指針、ガイドラインの問題についてお尋ねをいたしました。

まず、このガイドラインが閣議了解されましてからもう約二年になります。そこで最初に私、この機構と運営の問題についてお尋ねしたいのですが。日米防衛協力小委員会、この小委員会の下に作戦、情報、後方支援、この三つの部会が設けられておられるわけですか。

○塩田政府委員 いま御指摘の三つの部会は設けられておりましたが、五十三年十一月末の指針の決定までの作業をやつたわけございまして、現在は部会は設けられておりません。

○中島(武)委員 そうしますと、このガイドラインの具體化の作業はどこでやつておられるのですか。部会を設けるという形ではやつていません。

いるのですから、それに対しても防衛庁の長官がやります。

ですね。

○塩田政府委員 十月末にガイドラインが決定されました後、十二月の十五日に防衛庁長官から統合幕僚會議に研究作業を進めるよう命令が出まして、現在日本側では統合幕僚會議事務局が中心になりました。陸海空それぞれの自衛隊におきましては、在日米陸海空軍それぞのカウンターパートで協議をしながら、統合幕僚會議がその調整をやりながら進めておる、こういうやり方をとつておられます。

○中島(武)委員 ちょっとまだわかりにくいのです。いまも言われたのは、統幕の事務局が中心になつて、そして在日米軍と一緒にになって作業を進めている、陸海空の三つの自衛隊は自衛隊で作業を進めておる、そういうことでござりますか、ちよつとわかりにくいのです。

○塩田政府委員 全体を統合幕僚會議の事務局が日本側としましては統制をとつて、その中でもちらん統合幕僚會議事務局と米軍司令部との間にも作業を進めておりますが、それぞれの自衛隊がそれぞれの陸海空米軍司令部との間に作業を進めておる、全体的には統合幕僚會議事務局が調整しながら進めておる、こういうことでござります。

○中島(武)委員 いまの問題なんですが、お尋ねの、いろいろな作業を進めておる、こういうこととでござります。そうすると、統合幕僚會議の事務局とそれから在日米軍の司令部と、これは何とか委員会といふような名前の組織がつくられていて、それで定期的に会するとか、そういう作業の進め方でござりますが。

○塩田政府委員 別に名前をつけて組織をつくつてやつておるわけではありませんで、双方の関係者が、ときには向こうに行つたり、ときにはこちらに来たりといふことで進めておるわけでござります。

○中島(武)委員 統合幕僚會議の事務局とそれから在日米軍の司令部との間では、もうかなり何回も協議をしているものですか。

○中島(武)委員 作業を進めています。

ます。

○中島(武)委員 たとえば日本の航空自衛隊とそれから米軍の空軍と会議をやる、このときには内閣の方は出席をしておられるものなんでしょうか。

○塩田政府委員 ガイドラインでかなり詳しく述べべき方向を示しておりますので、それから個別の具体的な作業をいまやつておる段階でござりますので、一々私どもが、内閣の者が参加するどいことはいたしておりません。

○中島(武)委員 それじゃ専門家といいますか制服に任せているというふうに理解をしていいわけですか。

○塩田政府委員 個々の作業の中には私どもが入っておりませんが、逐次、連絡でありますとか報告でありますとか、そういうことはもちろん受け取っております。

○中島(武)委員 日本側は三軍ではございませんで三自衛隊でございますが、お尋ねの、いろいろな分科会とかなんとかそういうものを持っておるかということでござりますが、御承知のように日本側で三自衛隊でござりますが、お尋ねの、いろいろな項目によつてそれぞれの専門家が集まつてやつておる、こういうことでござります。

○中島(武)委員 それはどれくらいの項目でござりますとか後方支援態勢でありますとか、そういう項目によつてそれぞれの専門家が集まつてやつておる、こういうことでござります。

○中島(武)委員 それはどれくらいの項目でござりますか。いま作戦とか情報とか後方支援とか、そういう項目でやつておられる、あるいはもっと細かに、作戦なら作戦の中でも幾つもに分けて精密にやつておられる、そんなことですか。

○中島(武)委員 項目といたしましては、指針の中にござりますけれども、日本側は先ほど申し上げましたとおりまだ米軍の方も陸海空、日本側と一緒にして議論をするとか、そういう機会もあるわけですか。

○中島(武)委員 陸海空それぞれが、日本側ならありますから少しあわかつたという気がするのですが、人ですから少しあわかつたという気があります。それでも、先ほど局長は、作業はかなり進んでいるというふうに言われましたが、これはどの程度進んでいるものですか。

○塩田政府委員 かなり進んでおると言いましたのは、先ほど申し上げました幾つかの項目の中の作戦計画の分野でございまして、それ以外の分野の調整機関の問題、準備態勢の問題、情報交換の問題、そういうような項目がござります。そのうちでどういうやり方をしているか、それはそれでまた専門家がおりますので、会合のときにそういう人が集まつてやつておられるということでござい

ます。

こういろいろ情勢をしてまたそれに対応してアメリカのいろいろな戦略が打ち出されてくる、そのもとで日本の自衛隊がどういう役割を果たすかという問題、こういう点は、何かくどいようなんですが、けれども、当然このガイドラインの研究には反映をしていると思ってよろしいわけでしょうか。

○**塩田 政府委員** 日米ガイドラインに基づく研究は、日本が侵略を受けたような事態に対しまして、御承知のように、限定、小規模であれば独自で排除する、それ以上であれば米軍の救援を得て日米共同態勢で排除する、こういう考え方方に立つて研究しておるわけでございます。したがいまして私どもは、その場合の日本の自衛隊の果たすべき役割り、それに対して米軍の支援の形というものはガイドラインの中に記述してございます、その線によつて研究しておるわけであります。

○**中島(武)委員** 長官に伺いたいのですけれども、このガイドラインには前提条件がつけられております。「事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。」こういうふうに前提条件がつけられていることは御存じのとおりであります。そこで、これは前提条件ですから、いま言った事前協議に関する問題とか憲法上の制約の問題であるとかあるいはまた非核三原則ということがを度外視して研究をされていると思うのです。私はそういうふうに理解をしております。そうするといまやられている研究というもののの中には憲法や非核三原則に抵触するものも出てくるんじやないかと思うわけであります。

たとえば、このガイドラインの中でも、アメリカは核抑止力を持ち、即応部隊を前方展開するということが非常に明快に述べられているわけです。そうすると、これは核持ち込みがやられる作戦計画があるいは出てくるかもしれない、私はわかりませんけれども。しかし、こういうふうに書かれおれば、そういうことも作戦計画の中ではあります。いろいろと研究をされているのではないかという気がするわけであります。それから、たとえばま

たアメリカの始める長略戦争に、日本が攻撃されたという口実で自衛隊をアメリカの軍事作戦に参加させる段取りというものがあるいは出てきているかもしれない、こういろいろな問題、こういうときに長官はどういうふうに対処しようとしておられるか、この点を伺いたいのです。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

確かに先生御指摘のように、前提条件として「事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。」とはっきりうたつておるわけでございます。この前提条件は守っていかなければならないものと私は考えておるわけでございます。お尋ねの具体的な点につきましては政府委員をして答弁させます。

○中島(武)委員 いや長官、違うのですよ。前提条件をしつかり守つていくというふうにいま答えられましたけれども、この前提条件をしつかり守れば、實際には核持ち込みというようなこともやられるかもしれない、あるいは憲法の制約を取り払う、たな上げしていろいろやる、そういう研究が出されてくるかもしれない。そうすると、それに対して長官はどういうふうに対処されるつもりか、こういうふうにお聞きしたのです。

○大村国務大臣 ただいまお尋ねの点につきましては政府委員に答弁させます。

○塩田政府委員 核抑止力につきましては米国に依存するという立場をとっておりますけれども、いまお話をございましたように、非核三原則はもう前提条件になつておるわけであります。非核三原則の中には、御承知のように持ち込ませずも入つておるわけでございます。ですから、先生の御指摘の核を持ち込まれるのじやないかというようなことは、初めから前提条件で外しておるわけでございますから御心配ないわけであります。

また、アメリカが始めた侵略戦争の場合に云々というお言葉もございました。具体的にどういうケースを想定しておられるのかわかりませんが、私どもは、先ほどから申し上げておりますよう

に、日本が侵略された場合に、日本が独力で排除する以上の必要がある場合、米軍との共同作戦についての研究をしておるわけであります。

○中島(武)委員 何か前提条件についての見解が百八十度違うようあります。この「研究・協議の対象としない」ということで私が受け取つておる考え方は、いろいろと情勢に対応し、また攻撃を受けた場合にどうするかということを研究するというときには、この憲法上の問題、事前協議の問題あるいは非核三原則のことなどはちょっと構つちやおられない、だからいろいろの必要なことを全部やる、こういうふうに私は受け取つておるわけであります。

ところが、いまのお話の前提是、むしろこういうことは研究するまでもない、もう大前提としてあるのだという考え方でありますけれども、そこは非常に見解が違うのです。違うのですけれども、いろいろ研究されたものが統幕事務局に取りまとめられる。先ほどのお話ではエンドレスで――報告があるのかどうか、そのところを最初にお尋ねしておきます。そうでないと、私の言っている意味がはつきりしなくなるかもしませんから。

○塩田政府委員 コンクリートなプランをつくるのではないという意味では、エンドレスに研究作業は続けていきますということを申し上げました。そのいろいろな段階で長官に報告する時期は当然あるわけでございます。

○中島(武)委員 長官に報告されるときがあるわけですね。そのときに長官はその中身を見て、さつき局長が言ったようなことは言われているけれども、しかしこの点は憲法に違反するあるいは非核三原則に違反するとか事前協議の問題が抜けてしまっておるとかいう場合には、長官としてはどう対処されるか、私が聞いております意味はこういうことであります。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

先ほど読み上げました前提条件を素直に読みますと、非核三原則を日本は守っているのですから、それに合致しないようなことは研究・協議の

対象としないというのが素直な受けとあ方ではないかと私は思つておるわけでございます。先生は、そうでない、こう言われるわけでございますが、私はこれを読んでみまして、先生のよな受け取り方をされるのはちょっとどうかなという気がしているわけでございます。したがいまして私いたしましては、そういつたような研究の結果が私のところに出されるようなことはまずないものと考えております。

○中島(武)委員 この点はかみ合わないわけであります。私は率直に申せば、ガイドラインの具体化というのは非常に危険な作業の進行だと思つてます。また、日本有事とかあるいは東洋有事ということを口実にして自衛隊をアメリカの軍事作戦計画に参加させる具体的な取り決めなんじやないか、研究なんじやないかといふうに思つてゐるわけであります。しかも日本の軍事的な責任分担というものを明らかにする、そういう性質のものだと思うのです。だから私は、これは日本の有事対処という口実で実は日本を戦争に巻き込む大変危険なものだと思つております。日本の安全を本当に守ろうということのためには、安保条約を廃棄する以外にはないという見解ですけれども、しかし、この問題についてこれ以上議論をすることとは、時間の関係もありますし、別の機会で譲りたいというように思います。

では、引き続き別のことについて質問いたします。六月十日にF-104自衛隊機が那覇空港に着陸ミスを犯した、この問題とスクランブルの問題についてお尋ねをしたいわけです。

最初に、運輸省の方来ておられるかと思いますが、お尋ねしようと思います。この事件というのとは、沖縄県民にとっては非常に衝撃的な事件でして、沖縄県民だけではなくて、私どもも新聞の報道を見て非常に大きな衝撃を受けたわけでありました。この問題について、どのような事故であったのかということについてちょっと最初にお尋ねしたいと思うのです。これは運輸省ではなくて、自衛隊の方だとおっしゃるのでございますね。防衛

守の方をお尋ねしたがと思ひます。

○石崎政府委員 事故の概要について御説明いたします。

○石崎政府委員 いま申し上げましたようなことについては、そういう機会に説明してあります。

○中島(武)委員 防衛厅にお尋ねしたいのです。
この飛行機、先ほど局長の言われましたアエロ
フロートIL-62、このIL-62に対しまして最初に

してから帰投するまで約一時間ありますね。そうすると、これは一体どこからどこまで追跡、アエロフロート機にくついて走つておるものだらう

この事故は、本年六月十日、航空自衛隊の南西方面に所属いたしますF-104Jが同じ型の他

○中島(武)委員 緊急発進のために飛び立ったF-104という話でしたが、このスクランブルをかけた

スクランブルをかけたのは自衛隊のどこの部隊でしょうか。

かと、いうことが知りたいわけです。

の僚機一機とともに、敵領空侵犯措置のために六時二十分ごろ那覇飛行場を緊急発進しまして、任務を終了した後、七時十七分ごろ那覇飛行場に着陸

○ 塩田政府委員 相手の飛行機はどんな飛行機だったわけでありますか。

○塙田政店監査　個々の文書類に、さうとの
基地から発進させたかというお尋ねのようですが、
が、そういう点につきましては公表を控えさせて

「お前が生き残ることを願うんだから、那覇の周辺といじまと、すか沖縄の周辺の空域であるというふうに御理解

したのであります。ところが滑走路をオーバーランいたしまして、滑走路の端から約三百メートルの地点で機体が折れて炎上いたしました、こういう事故でございます。その結果、不幸にして同機の操縦者である黒田幸次三尉が八時五分ごろ病院に収容されましたが死亡いたということです。

○中島(武)委員　運輸省にお尋ねします。

象機につきましては、個別には申し上げることと
部隊運用の細部にわたりますので差し控えておる
わけでござりますけれども、いま御指摘の飛行機
について申し上げますと、アエロフローのIII-
62という飛行機に対してスクランブルしたもので
ござります。

○中島(武)委員 先ほどのお話でもわかつておりますように、南西航空混成団の八三航空隊、これがスクランブルをかけたというは先ほど言わわれたとおりであります。しかし、それぞれの方面隊によつて受け持ちの空域というのがありますね。そうすると、私が思い浮かぶ疑問は、南西航空団

○中島(武)委員 先ほどの御説明で、六月十日六時二十分に発進をして、それから同日七時十七分に帰着をしたとあなた言つたじやありませんか。あなたじやなくたつて、防衛局からちゃんといき報告受けたばかりですよ。それは局長とぼけて言つてくれぢや困る。だからこれは約一時間なんですが、さういふ間に、八月一日、一四〇〇点、二〇

○中島(武)委員 この事故報告は、調査委員会を設けて調査をやっていいるわけでしょうか。

○武田説明員 お答え申し上げます。
これはフライテープが出来てゐる飛行機ナメと聞いておりますが、どうでしょうか。

○中島(武)委員 先ほどのお話でもわかつておりますように、南西航空混成団の八三航空隊、これまたスクリンブルをかけたというのは先ほど言われたとおりであります。しかし、それぞれの方面隊によつて受け持ちの空域というのがありますね。そうすると、私が思い浮かぶ疑問は、南西航空隊が最初にスクリンブルをかけたのだろうかといふ氣がするわけなんですね。といいますのは、日本海の方からずっと来るわけですね。そうすると「来る方が悪い」と若者する皆あり(来る)

それからもう一つ、大勢多さきが御質問がなされたのであります。しかし、調査結果について私は公表するべきだと思うのですけれども、その点ちょっと伺いたいのです。

○石崎政府委員 もちろん調査委員会を設けて事故の調査をいたしました。調査の結果のあらましは次のようなことでござります。

○中島(武)委員　どのようなフライトプランが出来ていたのか、特に経路、これについてちょっとわかりやすいように御説明をいただきたいのですが、

○中島(武)委員 先ほどのお話でもわかつておりますように、南西航空混成団の八三航空隊、これがスクランブルをかけたというのは先ほど言われたとおりであります。しかし、それぞれの方面隊によつて受け持ちの空域というのがありますね。そうすると、私が思い浮かぶ疑問は、南西航空団が最初にスクランブルをかけたのだろうかといふ気がするわけなんです。といいますのは、日本海の方からずっと来るわけですね。そうすると……(「来る方が悪い」と発言する者あり) 来る方が悪いと言つたつて民間機ですよ、フライトブルランの出されている。それに対してスクランブルをかけるというのは、正式な言葉は私はよくわからぬませんけれども、守備範囲がいろいろあるわけですから、だから常識的に考えて一体どこの部隊ですかからかけたのかなどいうことが知りたいわけなんですが

着陸した航空機が十分にスピードを落として、着陸拘束装置、これによっておりてきた飛行機を捕捉することができなかつた、そのため、滑走路で着陸拘束装置、ベリアと申しますひっかけてとめる装置、これにつかってオーバーランしたといふことがあります。それで操縦者が死亡しておりますので、最終的なところはもう推定するしかありませんけれども、機体の損傷とか滑走路の状況とかそういうものを調査した結果、着陸後の減速が不十分であつてスピードが出たまま滑走路を行ってしまった、こういうことが調査の結果わかつて

○武田説明員 ソ連のアエロフロート機の飛行の
内容につきましては、通報によりますと、経路を
つきましては日本海から対馬海峡を通りまして主
州の西側、さらには沖繩の西側の海上に至る、そ
ういう経路が通報されております。

○中島(武)委員 私がいただいておる、これが
お話をいただいたフライプランに示されて
る経路だと思います。日本側がフライプランを
受け取る、そうすると、これは自衛隊の方には官
動的に知らされるという仕組みになっているんじ
やないでしょうか。

○塙田政府委員 ルをかけたのは南西航空団の飛行機が最初ではあるまいということだけ申し上げたいと思います。

○中島(武)委員 では西部航空方面隊の築城から飛び立つてゐるというふうに理解をしてもらおうと思ふのですが、小松からもスクランブルをかけておられますか。

○塙田政府委員 その点は、先ほど申し上げましたように、どこからということは差し控えさせていただきたいたいと思います。

○中島(武)委員 この事故が起きたときに、記さ
ります。

○武田説明員 ソ連のアエロフロー機の飛行の内容につきましては、通報によりますと、経路につきましては日本海から対馬海峡を通りまして本土の西側、さらには沖繩の西側の海上に至る、という経路が通報されております。

○中島(武)委員 私がいただいておる、これがお話をいただいたいフライブラントに示されて、る経路だと思います。日本側がフライブラントを受け取る、そうすると、これは自衛隊の方には自動的に知らされるという仕組みになっているんぢやないでしょうか。

○武田説明員 お答え申し上げます。通報されした内容につきましては運輸省から防衛庁の方に通報されることになつております。

○塙田政府委員 ルをかけたのは南西航空団の飛行機が最初ではあるということだけ申し上げたいと思います。

○中島(武)委員 では西部航空方面隊の築城から飛び立っているというふうに理解をしてもらいたいと思うのですが、小松からもスクランブルをかけておられますか。

○塙田政府委員 その点は、先ほど申し上げましたように、どこからということは差し控えさせていただきたいたいと思います。

○中島(武)委員 南混団はどこからどこまで追跡をしたのでしょうか。先ほどの局長の報告によると、ましても約一時間飛んでいるわけですね。発進

第一類第一号 内閣委員会議録第六号 昭和五十五年十月三十日

なり遠くまで行くのだなということが一つわかります。
それからお尋ねしたいのは、スクランブルをかけて、いま監視活動をすると言われましたけれども、先ほど二機で上がったと言われましたが、二機で上がってどんなことをやるわけがありますか。

○塙田政府委員　監視活動といいましても、具体的には並行して飛んでいるわけでございますが、いまの約一時間といううちの前後の飛行その他を除きまして、並行して監視活動をしておった時間は三分の一でございます。

○中島(武)委員　これはいま局長は推測で言われたのじやないでしょうね。そらだったということとで言われたのでしょうか、三分の一というのは。

○鹽田政府委員

○中島(武)委員 それにしても、三分の一としましても相当な距離であることはもう間違いない。

団以前にもう一つスクランブルをかけているとい
うところがあるわけですね。そうすると、これも

伺いたいのですけれども、どういうふうになつて
いるんでしょうか。こちらの部隊が築城から上が

つていく。それからこつちは那覇から上がる。この間の連絡ですね、これをちゃんと連絡連係の指導をされる、指示をするのはどこがおやりになる

○ 塩田政府委員 上級機関である方面隊でござい
のでしょうか。

ますけれども、その辺の具体的な指示あるいは連絡の仕方等につきましてはまさに部隊運用の問題

でございますので、詳しい点は答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○中島(武)委員 アエロフロート、ソ連の民間機でしかもフライトプランも出されている。そして

そのフライトプランは自衛隊の方でもわかつていいという飛行機ですね。これに對してスクランブル

ルをかけるというのは、何でスクランブルをかけられたんでしょうか。私たちにしてみますと非常に疑問に感じるんです。フライトプランは出されて

いる、自衛隊はそのことがわかつて、そして飛行機は民間機だというのに対し、よくわからない、何で緊急発進をする必要があるんだろうかという気持ちであります。

○塩田政府委員 対領空侵犯の根拠規定であります八十四条では、わが国の領空に侵犯した対象機をいたしましては軍用機であるが民間機であるかを問うておるわけではございません。民間機に對しては対処することになつております。

御指摘の飛行機は、おっしゃいますように飛行プランを運輸省から私どもいただいておるわけでございますが、わが国の領空を通過することについて私は私ども許可を与えておるわけではありませんし、また向こうも領空を通過するようなコースではございません。したがいまして、私どもは領空侵犯のおそれがあるということで一応スクランブルをかけておるわけでございます。御承知のように、わが国周辺に非常に領空の狭いところがございます。このエアロポートの飛行機は、飛行プランは通告しておりますけれども、航空路でないところを有視界飛行によって飛んでおる飛行機でございまして、そういう意味で大変領空侵犯のおそれがある飛行機でございます。そういう意味で私どもはスクランブルをしておるわけであります。

○塩田政府委員 狹いとか広いとかいろいろ幅ある、だから侵犯のおそれがある、局長はそういうふうに答弁されたんですけれども、狭いところがあるというのはどこのことですか。

ランブルをかけたら一目でわかるわけです、行って見るのはですから。軍用機か民間機かの区別はつけないのだ、なるほどという気もします。しかし行つて見ればっきりわかるわけです。それで通過してしまう。それでもなおかつ延々と追尾して監視活動をやるというのは私はわからない。間違いいじやないかとさえ思います。

○塙田政
府委員 東シナ海の真ん中の方までとね
つしゃいましたけれども、確かに對馬海峡を出た
後東シナ海に入るわけでござりますけれども、先
ほども申し上げましたように沖繩本島と宮古島の
間で東に出るわけでございます。その回る地点が
ござります。飛行機の航路として回るこの地点な
どはそのまま進めば当然わが国の領空に入る地点
でございます。そういうところを回りながら今度

は東シナ海から太平洋の方に出ていて、そこでまた右に曲がって南の方に行く。こういうコースをとつておるわけでございまして、私どもは、そういういたコースから、また現在通報されておりま

すコースから見まして必ずしもそのとおり飛んでおるわけでもございませんので、先ほど来申し上げておるよう^にスクランブルをかけておるわけであります。

○中島(武)委員 対馬海峡を過ぎてからは——対馬海峡を過ぎるのはいわば一瞬ですよ。非常に短い時間です。それからねるか洋上を飛んでいく

のです。それからまた曲がるわけですね。しかし、これは先ほど局長認めておられるように狭い

と言えば狭いという理屈もつくかもしませんけれども、これは相当広いのですよ。私はスクランブルというものについての考え方方が何か変わったのじゃないかとさえ思うのです。スクランブルと

いうのは領空侵犯されたときあるいは仮におそれ
を含むとしましてもおそれがあるとき。ところがそれ

この飛行機ははるか洋上を、しかも琉球列島に並行して行くのですから領空侵犯なんという気配は

全くない。しかも民間機だ。全部わかつていてずっと追跡をしていく。これは大変な威嚇じやありませんか。相手は民間機だ。一体どこまで接近して

卷之三

ているのですか。私が今まで理解しておったスクランブル規定をずいぶんと逸脱してしまつて、いるような気がしてならないわけであります。こんなことは法的に許されるのかどうか。八十四条のスクランブル規定からこのようなことは許されないのぢやないかと私は思います。

○塙田政府委員　対馬海峡に比べれば広いことは間違ひございませんけれども、先ほど申し上げましたように、この飛行機は有視界飛行をやっていける飛行機でございまして、しかも飛行機のスピードは速うございますから、おそれなしとはしないと私どもは思つておるわけでございます。そういう意味で、対馬海峡よりは広いのですけれども、やはりスクランブルする必要がある、おそれがあるというふうに考えておるわけであります。

思う。仮に局長の言うように狭いところを認めたとしても、それは一瞬であつて實際にはそうじやないのです。しかも民間機で並行して飛んでいるのですよ。こつち向いて、領空侵犯なんというのじゃないですよ。そういうのにスクランブルをかけるのは、私はスクランブル規定を変えたのかどうかと思う。領空侵犯のおそれがあるのですか。ちっともわからぬ。幾ら説明されたって、領空侵犯のおそれなんてありはしないじゃないですか。はるか洋上ですよ。そんなところにスクランブルかけて一時間も、追尾しておった實際の時間は三分の一だと言うのですけれども、そんなことがずっとやられるということは理解できない。そんなことがまかり通つていいのですか。

しかも外国の飛行機で民間機で、それに對しておそれなんというのは、いまの局長の説明からいってたって、おそれが感じられるということを強いて言つたって、実際問題として二カ所ですよ。その間は延々たる洋上じやりませんか。それに二機ががっちりくつついで、どうやつしていくのですか。これは物すごい軍事的な感嘆になりませんか。私は、ごういうのはほいそうですが、とううには言えないと。むしろスクランブル規定は変わらうに

つてはいるのじゃないか、あるいは逸脱してやつて
いるのじゃないかということさえ思います。
○塙田政府委員 六月十日の飛行機の例ではござ
いませんけれども、同じアエロフロートの同じじ
ースを飛ぶ飛行機が対馬海峡を出た後わが国の領
空を侵犯した実際の例がございました。八月十八

日でございます。そういうことを実例としてこゝに記して、あくまでも有視界飛行であり、先生庄いとおっしゃいますけれども、わが国の島はたゞさんいろいろございまして、その間を速いスピードで、しかも有視界飛行で過ぎていくわけですかね。なら、おそれなしとは言えないと私どもは考えておるわけでござります。

○中島武委員 八月十八日の例は、これは五島列島でしよう。対馬海峡を抜けたすぐのところですよ。いま五島列島とは言わぬなかつたと思ふ。いまして、あくまでも有視界飛行であり、先生庄いとおっしゃいますけれども、わが国の島はたゞさんいろいろございまして、その間を速いスピードで、しかも有視界飛行で過ぎていくわけですかね。なら、おそれなしとは言えないと私どもは考えておるわけでござります。

すけれども、対馬海峡を抜けたすぐのところです。違うのですよ、このアエロフロート機は、四長、わかつていてそういうことを言うのは改めてもらいたいと私は思うな。こんなむちやなことが許されたら大問題じゃないかと思いますよ。

私は、そのことを重ねて指摘しながら、もう一つ聞きたいのです。それは、南混団でスクランブルはことしに入つて何回かけられておりますか。

○塩田政府委員 五十五年は八月末まで五回ござります。

○中島(武)委員 この五十回の相手飛行機はどうの国の飛行機ですか。

○塩田政府委員 先ほども申し上げましたよなに、対象機の一つ一つにつきましては公表は控え

させたいと思います。
○中島(武)委員 私は、当委員会から委員派遣をして南西航空混成団を訪ねたことがあります。そのときに私は倉林幕僚長尋ねたのです。そうしましたら、倉林幕僚長の言われるのには、相手ではソ連機だ、そのほとんど全部は民間機である軍用機はほとんど出てきませんと、非常にはつりと言つておられるのです。これを認められま
か。

○塩田政府委員 先ほども申し上げましたように、一つ一つの対象機が何であつたかを申し上げることは差し控えさせていただきますが、相当数あることは御指摘のような飛行機であるということは申上げられます。

に、この五十九回の中身をどうのいふか。甲陽院には何が書いてあるか、私は防衛白書を読んだのです。この防衛白書を読みますと、「昭和五十四年度中の航空自衛隊の緊急発進回数は六百三十六回であり、このうちの約八五%がソ連航空機の接近飛行に対するものである」というふうに書いてあるのです。

私は、この南西航空混成団の幕僚長の話を聞いて、この数の中にはすいぶんと一八五%はソ連機だと言っているけれども、しかし実際の中身は

間機じゃないかということを非常に痛切に感じたのです。いかにもスクランブルの相手の八五%はソ連機だというふうに統計的に言っている。ところが、実際に打ち割つてみればかなりの程度民間機だ。これはいわば対ソ脅威論を非常にあおるのともなるんじゃないだろうか。

あるいはまた、この回数ですけれども、これほど言いましたように、リレー式にスクランブルをかけているということになりますと、回数、どんどんふえるのです。ふえるのですけれども、実際には飛行機は一機だということになるのです。築城から上がった、那覇から上がったといふことになれば、これで二回と、こうなりますね。だからずいぶんと數というものは、そういう点

らしいましても、中身を知らない人がこれを読めば、わあソ連というのはすさまじいというふうに受け取るのは常識的だと思います。しかし中身をいま申し上げたとおりなんです。

私は、そういう点ではもつときちんとした書方をするべきじゃないか、はつきり言えれば、こうのはきちんと訂正する。訂正というのは、「が間違っている」ということではなく、けれども、内訳をはっきりさせるという、それだけ

親切さがあつていいのぢやないかといふ気がするのです。これは長官にお尋ねしたいのです。

○塙田政府委員 その前に私からお答えいたしまさうですが、いま民間機が相当含まれてゐるんぢやないかというお話がございましたが、いまのアエロフロートのハバロフスクーベトナム間の飛行は二〇一三年九月二十九日までのところまでございまして、ハバ

御指摘の防衛白書の中に民間機が、いまのものだと
入っているわけではございません。

それからまた、一般的に民間機は単にフライ
プランがわかっているというだけではなくて、実
際にわが国の領空を通過することを許可しておる
ます。また、計器飛行で定められた航空路を飛ぶ
でると、いうものについては何もスクリンブルル
しておるわけではございませんので、一般的に
民間機を含んでいないというふうに御理解いただ
きし三月から始まつたのであります。

きたいわけです。いまのケースはことしになつてから始まつたケースであります。
○中島(武)委員 なるほど、いまのお話はその一月から八月までの数字として約五十回、ういうふうに発表しているものの中身は他と違うということであります。私はそういう点でこの六百何回というのがストレートに間違いだこういうことを申し上げたんじゃないのです。うちではなくて、やはりこういう数字を発表するときにはもつと親切な発表の仕方というものが、私をきちんと加えて発表するということが必要なんじゃないか。そうでなければ、防衛白書全体の中を通じても明らかなように、大変対ソ脅威論

しはしき方々に出てくるわけではありません。それを裏づける一つの資料として受け取られるといふことになりますから、私はそういう点は、これから問題としてはきちんとやはりとした態度をとっていただきたいということを申上げたいわけです。

○塩田政府委員 緊急発進の回数が御指摘のように対象機の機数と一致しない、それより上回ることはそのとおりでございます。であれば、防

白書にそこを書いた方がいいではないかという御指摘でござりますけれども、緊急発進の回数をずっと從来書いておりませんものですから、ことしの白書につきましてもそうしたわけでござりますが、なお今後についてそういう注釈を加えるなり何なりした方がいいではないかという御指摘については、私ども検討はしてみたいとは思いますが、

○中島(武)委員 時間でもありますから最後に長官にお尋ねします。

お聞きになつていてわかりますように、領空侵犯のおそれがない民間機に対してもスクランブルをかけるはつきり民間機であるということが確認されて、そしてはるか洋上を飛んでいくというのに對してさえもスクランブルをかけるということになりますと、私はこれは非常に重大な問題だと思うのです。スクランブル規定からも逸脱しているのじゃないかとさえ思います。こういう点で、先ほど局長の答弁がありましたが、長官はどう考えられるか、そしてしかも外国の飛行機に対してかける問題でありますから、これは外交問題についても考慮しなければならないと思います。そういう点で防衛廳長官としてどう考えるのかということを最後に向つて、私の質問を終ります。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

自衛隊の対領空侵犯措置は自衛隊法八十四条に基づいて実施されておるわけでございまして、防衛廳といたしましては、その実施に当たりましては厳重に管理いたして、法律の規定が適正に実施されるよう絶えず努めておるところでござります。ただいま御指摘の点につきましては、今後におきましても一層その励行を期してまいりたいと考えておるわけでござります。

○中島(武)委員 終わりります。

○江藤委員長 午後二時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

説を大臣はどう評価されますか。

○外務大臣 御答弁であり、外務省の所管ではないかと存りますが、趣旨におきましては同感でございます。

○河野委員 その当時の新聞記事には世界各国、たしか百三十数カ国が参加したまれに見るりつぱに感覚を続行いたしました。河野洋平君。

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたしました。河野洋平君。

○河野委員 防衛廳設置法について若干の質疑をさせていただきたいと思いますが、まず最初に防衛問題についての基本的な防衛廳長官初め防衛廳

當局の御認識をお尋ねをしたいと思うのです。恐らく最近世間一般には軍拡の風潮があるとか、一方で軍縮論といふものもあるわけだと思いますが、

防衛廳長官の防衛哲学の中に軍縮論といふものについてどうい位置づけをしておられるか。恐らく防衛廳長官のお気持ちが軍備拡張、いわゆる軍拡論だと私は思はない。軍拡論だと思つておられることはそのとおりでございますけれども、

○塩田政府委員 先ほど大臣からお答えいたしましたように、軍縮の意義、その趣旨等においてわが国が園田外務大臣のお述べになつたような立場

が国が园田外務大臣とおっしゃるとなると、今回の防衛廳設置法とはどうい関係になりますか。

○河野委員 その当時の新聞記事には世界各国、たしか百三十数カ国が参加したまれに見るりつぱに感覚を続行いたしました。河野洋平君。

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたしました。河野洋平君。

○河野委員 防衛廳設置法について若干の質疑をさせていただきたいと思いますが、まず最初に防衛問題についての基本的な防衛廳長官初め防衛廳

當局の御認識をお尋ねをしたいと思うのです。恐らく最近世間一般には軍拡の風潮があるとか、一方で軍縮論といふものもあるわけだと思いますが、

防衛廳長官の防衛哲学の中に軍縮論といふものについてどうい位置づけをしておられるか。恐らく防衛廳長官のお気持ちが軍備拡張、いわゆる軍

拡論だと思つておられることが多い位置づけをしておられるか。基本的な認識を伺いたいと思います。

○大村國務大臣 軍縮についての防衛廳の考え方を問うというお尋ねでございますが、もとよりわ

が国といたしましては、憲法の理念からいたしましても平和を願つておるわけでございます。

○河野委員 その現実におきましては核保有国を始め大きな軍備

が行なわれておることは現実でございますが、その

間におきましてもいろいろ軍縮をやつてこなす

べき試みも行われておるのでございまして、わが

國といたしましても、国連を初めこういった軍縮の努力につきましてはできるだけ協力していくかなればいけない、そういう立場にあるものと理解をいたしておるわけでござります。

○河野委員 憲法の許す範囲内で現実的に防衛力の整備をしよう——私は新自由クラブという政党に所属をしている。新自由クラブという政党は、日本の國の安全、日本の國の防衛のために所要の手順を踏んで防衛力を整備していくといふことは賛成なんです。日米安保条約を維持していくこ

ともわれわれは大事なことだと思いますし、防衛力を整備するということも大事なことだと思っております。しかし、それと同様に世界に向かつて

軍縮について先進的役割を果たす、それについて誇りを持っているのだと述べられた園田大臣の演説は、私は非常に高く評価している。この軍縮について先進的な役割を果たすのだということ

は政治の非常に基本的な議論ですね。防衛廳が憲法の範囲内で何とか大綱に従つて着々やるのだと

いう防衛の技術論と違う。政治哲学として軍縮についての大きな日本の政治の中核に据

えているよということを五十三年に言つてゐるわけです。世界に向かつて約束をしておる、表明を

している。そういう表現をしながら、一方でとにかく憲法の許す範囲内で防衛計画は着々とやるの

です。世界のと少し違つてあるのではないか。たゞ、外務大臣はああおっしゃつておられるけれども私は私らで予定どおりずっとといふのですよと

私がここで申し上げたいと思つては、シビリアンコントロールという問題について少し皆さんのお考へを伺つておきたい。文民統制、こう言われるシビリアンコントロールというものが本当にいま有効に動いているお考へになります。

○大村國務大臣 ただいまお尋ねのシビリアンコントロールがわが国の場合有効に働いていると考へるかどうかと申上げるまでもなくシビリアンコントロールの趣旨は政治の軍事に対する優先である、かつて戦前のわが国に見られたように統帥権が独立して政治のコントロールの外に置かれるというよう

な状態を再び招いてはいけない、こういうことにあります。そういう意味におきまして、現在法律、予算等すべて国会のコントロールのもとに置かれておりま

るとのお考へを伺つておきたいと思います。そういう意味におきまして、現行法律、予算等すべて防衛行政に關する範囲のものにつきましては最高の指揮官

は内閣総理大臣であり、その下でこれを取りまとめるのは防衛廳長官でございます。そして防衛行政の基本にかかるような問題はすべて防衛廳の

内局において責任を持つて管理しておるという状態でござりますので、そういう意味合いでおきましては、わが国において文民コントロールといふものは実現されておるものと私は考へておる次第でござります。

○河野委員 事務局に伺いますが、シビリアンコントロールをやつておるのは何もわが国だけじゃ

ない存りますね。アメリカ、ソ連、中国、韓

議論じゃないと思 いますが、いかがですか。

○塩田政府委員 いろいろな各国の比較におきまして、本當の意味の戦闘力バランスは、機材とか装備とかそういうものの比較だけではないではないか。いかという点につきましては、私ども全く同感でござります。

ございます。そのはかにいろいろな要素があるだらうと思います。国民の気持ちの問題もござります。あるいは隊員の士気といいますか質の良質性とか、そういう問題も非常に大きな要素であるらうと思います。そのほかにまた同盟国との関係というような問題も一つの要素であろうと思います。そういうようなことがいろいろござりますので、おっしゃる趣旨には全く賛成でございますが、比較する場合によく装備あるいは火力、そういったものが数字的にあらわされて比較されるというう

が多いことはこれまた事実でございまして、おこしゃいますように本当の戦闘力はもととほかにいろいろな要素があるということは全く同感でござります。

も、兵員が何人いるからとか、どれだけ戦車の数があえたからとか、そういう議論が全く意味がないとは言いません。全く意味がないとは言いません。

「さういふことはない。」
「さういふことはない。」
「さういふことはない。」
「さういふことはない。」

言葉足らずだったということを大臣までおこしを
っているのですから、あの問題についてはとやかく
く言いませんが、やはりあの問題をこれから先の
一つの教訓にして、余り軽率に、兵隊が何人いて
軍艦が何トンあるからどうちが強そうだと、軍
事バランスが崩れたとか崩れないとかという議論
はするべきじゃない。いまお答えがあつたよろしく
に、確かに意欲の問題とか士気の問題というののは
計量化できないから、比較しにくいからなかなか
それは比較できないんで、強いて比較をするなら
これだよというのはわかりますよ。わかりますけれ

れども、それはもうどうしても何かの形で数量的に比較しなければならぬときにするべきであつて、それは軍事評論家とおつしやる方々とか、何か書き物で飯を食つている方々がざらざらざら書き並べて比較をなさるのは結構だけれども、少なくとも日本の安全を担う、防衛を担う方々が、そんな軽率なことで、どこが強いとか強くないとかいう議論はなさるべきじゃない。これはひとつ長官、これから先もそういう議論じゃなくして、もっと高い見地からの判断をするように防衛庁内部を指導していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。
十月二十七日の岡崎参事官の発言は、前にも申
し上げましたとおり、言葉足らずであり不適当で
あります。

ただいま先生が御指摘になりましたように、独立してたどり着いたと思ひます。意味の軍事力のみならず、その他の要素、あるいは政治、経済、文化等の広い、高い角度から判断を下すべきものと私は考えておりまして、今後また防衛庁内をその方向で指導してまいりたいと考えております。

ですから、長官のそうした指導力をぜひひとつお願いをしてみたいと思います。

さてそこで、意思とか意欲とか士気とかいう問題になりました。これはなかなか計量化しにくいい表現にくい。表現するすると非常に情緒的

的な表現しかできない問題にからで、なかなかまとまらない。しかし、これ大事な問題ですね。日本の防衛力というものを質的に高めていかなければいけない。これは私は合意いたします。しかし、その質的に高める努力ををしていくといろんな問題が出てくる。たとえば例として、グレン報告なんかを見ても、実際に日本の防衛力についての問題点を指摘していくんですね。これから日本が防衛努力をしていこうと思えば、一つはマンパワーの問題、つまり人間の問題で相当な問題にぶつかるだろう、さらに土地の制約というもの

は日本の防衛にとって非常にむずかしい問題にな

るだろう。経済的な問題その他もグレン報告は解説しているわけだけれども、この「マンパワー」の問題と土地の問題というのは、非常に大事な問題だと私は思うのですね。

特にこの防衛問題は、いま防衛厅設置法で人員をふやそう、潜水艦隊を編成しようとか、いろいろ提案をしておられるわけですけれども、いろいろな機材を今度予算化してお買いになるわけですけれども、そういうものが非常に効率的に効果的に動かせるかどうかかといふのは、基地の問題がきわめて重要だと思うのですね。お金を出せば飛行機を買ってくることができる。船を買ってくることもできる。いろいろな道具を買ってくることができる。しかし、どれだけたくさん飛行機を買つて、

てきても、その飛行機を飛ばす飛行場としどもの
は簡単に手に入るか、あるいはその飛行機が訓練場
をするスペースというものは十分に日本で調達でき
るのか、さまざまなネックがあるわけでございま
す。大きな船を買ってきて領海を守ろうというお
まい、おおまかに二三つあります。

気持ちから計画を立てて、先ほどお話しのよろこびに、計画どおり買うよと言つて、その計画どおりに機材は買ってきただれども、買ってきた機材を

ちやんとここへ据えつけて、そこからうまく飛び出で、そこを母港にしてうまく利用ができるか、うまくいくかどうかということになると、これはなかなかむずかしいと思うのですね。

奈川県の長洲知事さんか、昭和五十六年度から三〇℃を厚木航空基地に配備すると、いうことの通知を受けた。通知は受けたけれども、これは困るとして、神奈川県知事が総理大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官あてに、厚木飛行場の海上自衛隊の対潜哨戒機P-3C問題についての要請という要請書を出したということかけさせの新聞に出でました。

日本の国の安全のために、日本の国の中防衛のために知恵をしぼつていろいろやつておられるけれども、防衛庁の皆さんのが一生懸命知恵をしぼつて、国費を使って飛行機を買ってくる、何を買つて、

てくる、しかし、その飛行機を飛ばそうといふこ

となると、基地周辺は必ずしも好意的にそれを迎え入れるということになつていないんじやないか。全部とは言いませんよ。あるいは全部かもしないけれども、少なくとも私が見た新聞に

は、地元の県知事さんは、「これは困ると言つてい
ますね。県知事さんのみならず、地元の周辺の自
治体の人たちからもいろいろ不安が訴えられてい
る。こうした事実があるかどうか、もしそういう
要請書が来ているとすれば、それに対してどうい
うふうに対処しておられるか。これは施設庁でし
ょうか、それとも防衛庁でしょうか、どなたか担
当者からお答えをいただきたい。

○渡邊(伊)政府委員 先生いま御質問の厚木基地
に対しますP-3Cの配備の問題でございますが、
甲音商(伊) すこし、十月十三日に横浜の方で地盤調査
が行なわれました。

御指揮のとおり、十月十二日は横須賀の防衛施設監視官から綾瀬市の両市長あてに文書を送付いたしました。

いたしましてP-3Cを配備いたしたい。それで、それに伴います関連施設の整備を行う必要があるということでお計画についてお知らせいたしますと同時に、從来から私どもがやつておられます周辺の生活環境の整備等從来どおり整備をする所存があるので、理解、協力を願いしい、こういう趣旨のものを送付申し上げたわけで

私たちもは防衛上必要な措置だと、いろいろに考え方でありますけれども、地元におきまして種々御論議があることはよく承知をいたしております。たがいまして、周辺に与えますいろいろな影響の緩和あるいは軽減ということについて従来同様に私ども努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、地元の方々に対しましても、本性について十分御理解を賜つて御協力をいただきたいというふうに考えておるわけでございます。○河野委員 非常に抽象的で、とにかく頼むよ、

こういうふうにしか聞こえないわけですけれども、とにかく頗るよと言うだけでは、これはちょっと、そうですか、それじゃそうしましようといふやうなわけにはなかなかないと思うのですね。私は細かいことを十分知らずにお尋ねをするわけですけれども、もともとP-3Cをお買いになつたときに、最初から厚木基地などにそれを配備するという前提でP-3Cをお買いになつていますか。

○塩田政府委員 P-3Cは全部で四十五機お願いしたいと思っておるわけですが、もちろん四十五機の配備先等についてはまだ決めておりません。ただ、いま御指摘の最初に入ります八機、五十六年度の三機、五十七年度の五機、これにつきましては厚木にお願いをいたしたいといふうにいま考えておるわけでございます。

それでは、最初からそうであつたのかというところでございますが、P-3Cのような新しい高度な機能を持つた飛行機でございますものですから、いわゆる全面的な部隊運用の前に、やはり要員の訓練でございますとかいろいろなものが必要になりますまいります。そういうものを持つておる基地というのはやはりおのずから限定されてしまひますものですから、そういう意味では、具体的に決めておつたわけではありませんが、厚木あたりは有力な候補地として考えておつたということでございます。

○河野委員 たまたま問題が厚木ということなので少し話が進むのですが、厚木でも青森でも北海道でもどこでもいいのですけれども、最初からここに配備するのだ、ここ用の機材を買うのだというときには、許される範囲内で事前に地元に、こういふものを買ってきて配備するつもりだ、いままで地元にはP-2Jですかあつたわけですから、このP-2Jはもう限度に来ているから更新しなければいけないとかなんとか、そういう理由が添えられていましたというふうに聞いておりますけれども、ここにはこういうふうにするのだよということがなぜ事前に——何も事前協議とかなんとかし

かつめらしさを言つうのじやないのですよ。そこまで申し上げるつもりはありませんけれども、少なくとも地元、厚木なら厚木には市街地の真ん中、つまり住宅密集地の真ん中にあの基地がなつたやつた。ということになれば、その住宅密集地には、よりこういう点に配慮した機材にしようとか、そうでないものにしようとか、あるいはそこのやめようとか、そういう議論というものは全然ない、どこの基地は非常に安全度が高くなければいけなくて、どことはいいかげんでいいなんというふうに言つておるのじゃありませんよ。そういう意味で申し上げておるのじやないけれども、少なくとも広々とした十分なスペースを持っておる地域と市街地の真ん中にある地域とは、おのずから機材の配備についても少し配慮があつてしかるべきじゃないのか、まあ、そんなにもみ手すり手しゃるかもしねないけれども、少なくとも日本の防衛、日本の安全のために皆さんが御協力になる以上は、それは住民の人たちの理解と協力なくして日本の大安全とか防衛というのはできないでしょう。いや、おまえらいろいろ勝手なことを言つけるけれども、いざとなつたらおれらだけが守るんだからちよつとはおれらの言うことを聞けなんといふふうなことにはならないでしょ。もともと防衛

とははなはだ不愉快です。ああいう答弁ではみんな納得しないと思いますよ。私が申し上げてるのは、日本の防衛力の整備充実というものがあれば、それについて不安を持たれる国があるだらうというのではなく、日本より大きな国が不安を持つはずはないじやないですか。そういうときに中国などと引き合いに出して、中国は不安じやないと言つたなど、いうような答弁は、それ自体ふざけていませんか。そういうことを言つているのじやないのですよ。日本の国の防衛力の整備について、東南アジアの国々、開発途上国、そういう言い方がよくなければ発展途上国、そういう国々の中などで、最も不安があると表明している国がいろいろあるのです。アメリカは評価するかもしれません。中国は評価するかもしれません。しかしそうでない、十分な力をまだ持たない、日本が余り強大な力を持つことは心配だなと思っているアジアの国、国がある。

私はきょう外務省においてをいただからなかつたものですから、外務省の御答弁がいただけないのはやむを得ませんが、少なくとも日本の防衛力の整備についてそういう細かい配慮というものがなければならぬ。アメリカと十分連絡をとつて、アメリカが結構だと言つたからといってやる。日米関係をうまくやるということは大事なことです。日米関係が非常にスムーズな関係であるということとは大事なことです。しかし一方で、このことば

○大村國務大臣 お答えいたします。
アシアに位するわが国といたしましては、東南アシアの国々の世論なり動向なりに十分留意する必要があるという御指摘の点につきましてはそのくしゃくしてくるということを日米関係をスマーズにするための対価として支払つていいかどうか。長官、どうですか。日米関係をスマーズにすることとは大事なことだ、それは私も認めます。しかし、そのためアシアの国々との関係が悪くなるということを支払つていいかどうか、答弁してもらいたい。

ことがつかめるような資料、データが欲しいですね。これはなかなかむずかしいかも知れないけれども、それぞれの国には新聞とかいろいろ世論を代弁するようなものもあるでしょうから、できるだけ自分に都合のいい資料を集めようなどといふことを思はないで、各國が日本をどう考へ、日本の防衛力整備をどういうふうに受けとめているかということをひとつ出していただきたいと思います。

そこで、今度の法案の中に予備自衛官を増員するというのがありますね。二千人増員なさるということを書いてあるのですが、現在の予備自衛官は一体どういう状況になつてゐるか、御説明願えますか。これはどなたでも結構です。

○塩田政府委員 御指摘のように、現在予備自衛官二千人の増員をお願いいたしております。これは五十四年度分二千名、五十五年度分二千名というところで現在二千名お願いいたしておりますが、その以前の段階、つまり現在の段階で申し上げますと、予備自衛官は三万九千六百人でございます。そのうち三万九千人が陸上自衛隊の予備自衛官、六百人が海上自衛隊の予備自衛官ということになります。

○河野委員 予備自衛官の存在というの是非常に重要な存在だらうといふふうに思つてゐるのですが、予備自衛官というのは一体何人くらいいま必要か。今度の法案では二千人の増員を言つておられるわけですが、将来像としてたとえば現有自衛隊員の五〇%くらいとか、そういうペーセンテージでもいいし具体的な人数でも結構ですが、もしお示しいただけるならお示しいただきたい。

○塩田政府委員 現在の私どもが持つております計画としましては、中期業務見積もりというのをございまして、その中期業務見積もりの予備自衛官に関する計画としましては、陸上自衛隊につきまして四万五千人までお願いをしたい。それから海上が二千百人、航空に千五百人、合計四万八千六百人、中期業務計画の中でお願いをいたしたいと考えております。

○河野委員 予備自衛官の質が年々低下している、そういう評価はどうお答えになりますか。
○佐々政府委員 お答えいたします。
まず、予備自衛官の充足状況でございますが、五十四年度末には一〇〇%となっておりました
が、九月末現在九五・四%、三万七千七百七十八名でございます。質につきましては、御承知のように予備自衛官の採用対象が士長以下の者につい
ては三十七歳未満、それ以上の三曹以上及び尉官につきましては、当該階級の自衛官の停年の年齢に二歳を加えた範囲内で採用をいたしておりますとこ
ろでございますが、予備自衛官の質について、こ
ういう採用上の制約はござりますけれども、いま
のところおおむね質、量ともにほぼ良質の、私ど
もの期待しておる範囲の者を募集、採用し得てい
ると思います。むしろ問題は、その訓練の問題の方にあろうかと考えております。

昨年の改正によりまして、従来予備自衛官は月額二千円をいただいておりましたが三千円といふことになりましたので、三万六千円ちょうどいたしております。

○河野委員 月々三千円ということにて、年に五万円間呼び出して訓練して、そしてそれが三万九千人いる。もう二千人ふやしてということなんですねけれども、どうもぼくら聞いていて、予備自衛官といふ制度は大事な制度だと思うのですよ。予備自衛官といふ制度は大事な制度だということはよくわかるのですけれども、月三千円の手当で一年間に五日だけ呼び出して訓練をして、それで大丈夫かなという気がどうもするんですけれどもね。五

日間の訓練、まあいろいろ訓練なさる先生によつては違うのかもしだれないけれども大体こういうことを訓練しているのだという大きっぽなカリキュラムがありますか。

○**佐々政府委員** やつてゐるかとしないで、一矢は精神をもつておられることは、自衛官としての使命感を高めるような訓育ということになります。それから武器の訓練、これは小銃の射撃の復習、それから体育、これは文字通り体を鍛えることでござります。それはか職種等の訓練ということで、いろいろな特殊な職種の部隊の最近の状況を理解させるため、武器や体をかいろいろいろいろ進歩いたしますからそういうものに合わせるために教育をやる。そのほかいろいろな事項のものがございますけれども、主なものは以上のようなことでござります。

○**河野委員** 予備自衛官側のアンケート調査を実施すると、大体訓練は五日ぐらいが、現行が適当だということを答えておられるわけですが、それとも、その予備自衛官を指導するといいますか、訓練する側から見ると、現行程度で十分であるというふうにお考えですか。

法の定めによりますと年二十日以内といふことになつておりますのですが、実は就職をした先の会社等におきまして、たとえば有給休暇が二十日

間程度である場合、これをフルに予備自衛官としての訓練に使うことはなかなか困難でございまして、そういう社会的な制約のため現行の五日間ということになつております。これが十分でないということは私どもは申し上げかねるわけでございますが、この五日間の訓練の中で、本来予備自衛官に期待されておるところの任務、すなわち有事の際召集に応じ、かつ軽普通科連隊の要員として勤務し得る程度の訓練は何とかこの五日間でやつてまいりたい、かように考えております。決して十分と考えておりません。

○河野委員 先ほどから申し上げておりますように、日本の防衛力の整備のために、ただ単にお金をつぎ込んで機材、火力を買ってくればいいということではない。土地の問題、つまり基地供与、提供してくださる方々との精神的なあるいは本当の意味の理解度、協力度というものを深めていくことが大事だ。しかし、それはいま必ずしも非常にスマーズにいっていい。そうですね。それはそういう認識でいいですか。いやそんなことはない、非常にスマーズにいっているよとおっしゃるのか、ちょっとそことのところを確認してもらいましょう。

○渡邊伊(伊)政府委員 スマーズにいうのがどういう程度のものをスマーズにというふうにおつしやるのが、その辺がはつきりいたしませんけれども、私もとしては、限られたいろいろな法律や予算の制約のもとで地元の方々の理解と協力を得べく努力をいたしておりますし、かつて十年前ぐらいの時代と比較をいたしますれば、これはかなり相当進んだと考えていいと思いますね。ただそれとも、各論については、とにかく防衛力の整備は大事だけれども、わが家の隣にそういうのがあります。

○河野委員 過去との比較で大分理解をされてきた、これは防衛庁、自衛隊に対する国民の理解度も相当進んだんですから、それは過去との比較ながら相当進んだと考えていいと思いますね。ただそれとも、各論については、とにかく防衛力の整備は大事だけれども、わが家の隣にそういうのがあります。

あるのはちよつと困るなあという感じでそういうものでは、やはりなくなつていらないと思うのです。それからさらに、基地周辺が都市化がどんどん進むということをもつて、都市化が進んでくれば、理論的にはわかっていても、それは騒音が出てくるとかあるいは墜落事故による不安が払拭でききないとか、そういうことからくる問題があるわけでしょうね。どうも皆さんお買い求めにならうとしている機材はだんだん大型化していく。そういう大型化していく機材がちゃんと基地周辺の住民に受け入れられるかどうかかという問題は、これから先も続くだろうと思うのですね。非常に大きっぽく言えば、どうもそれは日本の狭隘な国土というところから始まるのかもしませんけれども、もつと言えば、皆さん方が考えておられる防衛問題の計画を進めようというスピードと住民意感、つまり住民の理解度のスピードと必ずしもいま一致してない。

度が適切かと言えば、これは国民の理解する範囲でなければ適切とは言えないと思われますね。いや国民党はその日その日のことしか考えておられないから、おれたちはやはり国際状況も考えておられるし、何年先のことまで考えているから、それは押さえつけてでもやつちやうよ、これはそういふしかないでしよう。つまり、先ほどお話をあつたわるように、シビリアンコントロールの問題もあれば、なかなかそうはいかないということにならぬと、中華人民共和国といろいろ議論はあるけれども、それからアメリカはアメリカでいろいろと希望は述べるけれども、しかし何といっても日本の中華人民共和国のスピードは、日本の国民の大多数が

は実現できしないのではないか。そのお言葉はよくわかるわけでございますが、反面、わが国の防衛力の整備を図る場合にやはりそのときどきの必要な最小限度というものがございます。そして先生よく御存じのとおり、飛行機や機械等も日進月歩の状況でございます。もとより専守防衛を基本方針としますが、國といたしましては、急にそり大型化するということはないと思うのであります。しかし、若干ずつ滑走路を延ばさなければいかぬとかいろいろな必要性が出てくることは否めないわけでございます。その点、住民の理解との関係をどう調和するか、そのことにつきまして、防衛庁といたしましてはこれまでも非常に苦労してきましたが、先生御指摘のとおり、都市周辺におきましては過密化が一層増大しているという点からしまして、この点には一層注意して、住民の理解を得られるよう、さらにさらに努力をしていかなければならぬと考えておるわけでございます。

ただいま御指摘のありました厚木の問題につきましても、やはり新しい代替の飛行機の必要性、配備計画、性能、安全性、騒音度の状況並びに関連施設の整備計画等についていろいろ秘密事項もあらうかと思うのであります。が、差し支えのない限りやはり地元の御理解を得て、できるだけ理解を高めることによって必要な工事等ができるよう、さらなる努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○河野委員 日本の防衛力を整備していく一番基本としての防衛哲学みたいなものは、力に対して力で守るということではなくて、やはり終局的に軍縮という理想を持ち続けながら、一方で現実に対応するために時に防衛力の質的充実を図つていく必要も出てくる。その場合には国民の理解、国民の協力が得られるというのがその限界である。国民の理解も協力も得られないのに防衛力だけが必要だと主張して機材を買って、その機材を振り回して効果が上がるかというと、やはりそうではないですから、国民の理解し得る範囲

内が日本の防衛力整備の限界なんだろう。そしてそれをシビリアンコントロールという形で仕組みをつくっていくということに私はなるのだろうと思ひますから、とりわけ基地周辺の人たちの理解と協力が得られるように、これはせつかく御努力をいただきたいというふうにお願いをしておきま

す。
どうもあつちこつち飛んで恐縮ですが、その土地の問題と、もう一つは先ほどから申し上げているマンパワーの問題。そのマンパワーの問題は、私は予備自衛官のこと非常に気にして申し上げたのは、日本の社会は終身雇用制ですから、終身雇用制の社会構造の中であつて若い一時期自衛隊にいるということが、その終身雇用制の中で将来の人生の設計上なかなかうまくいかない。自衛隊で一生懸命がんばつて、年齢的にもあるいはここまでがんばつたんだから次の世代に渡そうというので自衛隊をやめ、そういう人が一般社会、一般社会といふ言葉も余りよくないのかもしれないけれども、自衛隊から出て終身雇用制の社会構造の中へすばつとうまく入つていけない場合がある配慮、そういうことなんかなはんと氣を使つてあげてほしい。そういうことではないと、私はマンパワーの利用なんというのもうまくいかないだらうと思うのです。しかも、自衛隊をやめて出てきた人は非常に有能だ、多くの民間企業が喜んで迎え入れる、そういう状況にでもならないと、日本は非常にすぐれたマンパワーを有しているにもかかわらず、防衛庁あるいは自衛隊だけは人間の問題で心細いわけです。陸上自衛隊もなかなか充足率が高まらぬそですけれども、いま現役の人たちあるいは予備自衛官の人たちの充足率が必ずしも高まらない。予備自衛官の充足率は九五%といふ

のはまあまあなんですか。陸上自衛隊ですね、少し充足率が低いのは。これもまあまあでしょ、うか、あるいは低いならなぜ低いのか、ちょっとお答えを願いたい。

○佐々政府委員 お答えいたします。

自衛官の募集につきましては、先生御指摘のとおり若年労働者の需給関係が大変逼迫しておりますので、募集に種々の努力を要することは御指摘のとおりでございます。

現在どの程度の充足率かと申し上げますと、今年度の自衛官の補充計画は平均充足率、陸上自衛隊は八六%，海上自衛隊及び航空自衛隊九六%を目指として現在のところ欠員補充を行つております。

九月末現在の数字を申し上げます。陸上自衛隊においては定員十八万人に対しまして十五万四千七百九十名、欠員二万五千二百十名で充足率は八六%，ほぼ計画を達成いたしております。海上自衛隊につきましては、定員四万二千二百七十八人に對しまして現員四万五百四名、欠員千七百七十四人で充足率が九五・八%。航空自衛隊につきましては定員四万五千四百九十二人に對しまして現員四万三千五百三人、欠員千九百八十九人で充足率は九五・六%。ほぼ計画を達成しておるという状況でございます。

ちなみに五十四年度採用者総数は二万五百三十四名に対しましてほぼ二倍の応募者がございまして、一番問題の二等陸海空士につきましては、若干の欠員があるという状況でございます。
干の欠員があるという状況でございます。
た。一番問題の二等陸海空士につきましては、若干の欠員があるという状況でございます。

この欠員があるという状況でございます。

○河野委員 先ほどからのお話を伺うと、それぞれ必ずしも一〇〇%の充足率ではない、むしろ欠員の数字と今度の防衛庁設置法でやしたいとおっしゃる数字とを絡めてみてもそり違わないんじゃないかと思うのです。海上自衛隊、航空自衛隊

で定員をこれだけずつ上げてほしいと今度の設置法で出しているんだけれども、その数字以上の欠員ですね。

予備自衛官について見ても三万九千六百人が定員なんだけれども、いまおよそ二千人欠員があります、こうおっしゃる。法案にはもう二千人定員をふやしたい、こうおっしゃる。定員をふやしたいとおっしゃる数字と現在欠員だという数字が奇妙に合う。これは偶然なんでしょうけれども、どうも奇妙に合う。多少こだわつて、もう一回予備自衛官について伺いますが、予備自衛官はもう二千人定員をふやしたいとおっしゃる。仮に法案が通つて二千人ふえた、そうするとあと四千人急いで充足をささうというお考えですか。

○塩田政府委員 予備自衛官の場合、二千人お認めいただければいまの欠員と合わせて四千人という御指摘でございますが、先ほどの海空も私は同じだと思いますのすけれども、九六%前後の充足率ということは、実際問題いたしましては年度を通じましてずっと平均していくわけでございますから、人事を運営していく上においては私どもは実質的にはやはり一〇〇%の充足であると考えていいというぐらいのレベルでございまして、それから先は人事運用上そのぐらいの幅は欲しいといふような実態でございます。

○河野委員 いろいろお伺いをしてまいりましたが、大変しつこくて恐縮ですけれども、私はもう一度長官に、わが国の防衛の最高——最高じやない、一番目かな、防衛の責任ある立場にお立ちはいい。それはただ単に言葉、表現、それは理想だけれども、なかなかそこはいかないよなんといふ程度の言葉遣いではなくて、もつとまじめに真剣に軍縮というものを考へてもらいたいといふことを特にお願いしたいと思うのです。冒頭に申し上げたように長官が軍拡論者だと私は決して思ひません。しかし、こうやって設置法を出してこられればまたそれに関連する増員も提案する必要が生じてくるかもしれない、さように考へておるわけでございます。

○河野委員 先ほどからのお話を伺うと、それぞれ必ずしも一〇〇%の充足率ではない、むしろ欠員の数字と今度の防衛庁設置法でやしたいとおっしゃる数字とを絡めてみてもそり違わないんじゃないかと思うのです。海上自衛隊、航空自衛隊

設置法をお出しになる気がありますか。

○塩田政府委員 五十六年度もことしと同じように戦艦、航空機の就役に伴つて人員の増減をいたしました結果、差し引き要増員分を持つておりますので、五十六年度も防衛庁設置法をぜひ通していただくようにお願いしたいと思っておるわけであります。

○河野委員 防衛庁設置法をことし臨時国会でございました。そこで、いま議論をしているのは五十五年の秋のセッションで、来年はまた別の防衛庁設置法を上乗せして出すのですということになると、先ほど防衛庁長官の軍縮についてのお考えはいさかあやしくなりますな。長官、もう一回軍縮について御答弁願いましょう。

○大村国務大臣 軍縮については先ほど申し上げましたように、国連その他の軍縮の努力に防衛庁といたしましても協力してまいらなければなりません。それで御答弁願いましょう。

そこで、お尋ねの定員の増加との関係でございまして、その必要な分を各年度の法律案として提出しておる方が過去において二年分、今回御審議を願つておるわけであります。来年度につきましては概算要求中ですから何とも申し上げられませんが、私ども防衛庁といたしましては、また防衛庁設置法に基づきます任務を達成するためには、必要最小限の増員が必要であるというふうに考えておるわけでございます。

そこで、お尋ねの定員の増加との関係でございまして、その必要な分を各年度の法律案として提出しておる方が過去において二年分、今回御審議を願つておるわけであります。来年度につきましては概算要求中ですから何とも申し上げられませんが、私ども防衛庁といたしましては、また防衛庁設置法に基づきます任務を達成するためには、必要最小限の増員が必要であるというふうに考えておるわけでございます。

また、現在の自衛官の定数は先生御存じのとおり陸海空それぞれ法律で決まっておりますので、これまでの予算で認められました艦艇や航空機が

就役してまいりますと、一方廢止になる分は差しきりで純増分の増員をお認め願いませんと、せつかり予算で認められました艦艇や飛行機が円滑に可動しないという心配があるわけでございます。そういった点も考慮いたしまして、今国会におきましては二年分の増員をぜひひとつお認め願いたいというふうに考えておるわけでございます。

○河野委員 質問を終わるに当たつて、もう一度だけ長官に国連における園田大臣の演説は決して忘れてほしくない。わが国は軍縮の分野できわめて先進的な立場にあるとの誇りを持っているといふ、このわが国はというのは日本の国のことなんだということは、長官、決して忘れてほしくない。きわめて先進的な立場にあるという誇りを忘れてもらつては困る。

それから、續々と申し申し申し上げますか、日本側がどうぞお手元に持つべき問題になる私たちは思っているわけであります。とともに、同時にアジアの地域の人たちとの仲をもつて大事にしてもらいたい。この問題がちゃんとしなければ、日本にとってゆるしい問題になると私は思っているわけであります。同時に、国民の理解と国民の望む範囲において、防衛力は整備されるべきものだ。それを超えて、国民の理解も協力も得られないのに防衛局だけが機材をせがむようなことは許されんべきではない。國民の理解と協力なくして日本の安全、防衛といふものはできると思わないから、こういうことをあって申し上げるわけでございます。

長時間、質問時間をお与えいただいて、委員長

以上で、私の質問は終わりにいたします。

ありがとうございました。

〔委員長退席、染谷委員長代理着席〕
○染谷委員長代理 角屋堅次郎君
○角屋委員 本委員会に提案をされております防衛三法に関連をいたしまして、若干の質問をいたいと思うわけでございます。
きょうは、総合安全保障といったような立場を含めて、防衛庁長官以外に内閣官房長官、外務大臣、通産大臣の御出席を要請しておったわけですが

は直接防衛の責任の衝に当たられる大村防衛庁長官、いま申しました各省の関係は、それそれ問題を少し狭めまして、出席者の対応に応じた形で御質問をさせていただきながら問題の中心に入つていただきたいと考えております。

そこで、外務省と防衛庁の関係以外の他省から御出席になつておる政府委員の関係は、質問の順序としては少しく中ごろにしたいわけであります。が、御出席のそれぞれの委員の関係もありますから、まずそれから入りたいというふうに考えます。

御案内のとおり、大平前総理は選挙中に急逝されたわけでござりますが、大平内閣当時、大平総理は中長期の展望に向けて各方面からの意見を聞く。そして問題別にそういうものを検討してもらおうということで、大平総理の政策研究会といふのを昨年の一月に発足をさせ、そして九つの研究グループに分けて、それぞれ検討願つたことは御案内のとおりでございます。一つは文化の時代研究グループ、一つは田園都市構想研究グループ、一つは家庭基盤充実研究グループ、一つは環太平洋連帯研究グループ、そしてここで関連して問題になります総合安全保障研究グループ、そして次には对外経済政策研究グループ、また文化の時代の経済運営研究グループ、科学時代の科学技術の歴史的展開研究グループ、多元化社会の生活関心研究グループ、こういう大平さんらしい、総合的な二十一世紀を展望しながら、当面こういった問題を基礎にして、どう内政、外交をやっていくかという立場でそれぞれメンバーを集め、検討願つたという経緯だと承知しております。

そこで、本委員会の当面の問題に関連をいたしましては、申すまでもなく総合安全保障研究グループが七月一日に報告書として出したこれが関連をしてくるわけでございます。

鈴木内閣の発足に当たりまして、鈴木総理は、大平内閣の從来とつてきたそれを継承しながら、そして内外政策に対応してこれを発展させようという立場をとつておられる、そういうふうに理解をいたしますので、まず報告書と関連しながら安全保障問題、その中で特に取り上げておりますのは「安全保全政策の総合的性格」、「状況と課題」、「いくつかの具体的考察」として「日米関係」、「自衛力の強化」、「対中・対ソ関係」、「エネルギー安全保障」、「大規模地震対策」、こういった問題を「いくつかの具体的考察」として取り上げられておるわけですが、安全保障の中で関連して重要な問題として「エネルギー安全保障」「食糧安全保障」の問題についてまず若干お尋ねをいたしたいと考えております。

そこで「エネルギー安全保障」の問題については、ここでは「安価で豊富な石油を前提とした時代は終わり、再生可能エネルギーの本格的利用は二十一世紀になると予想されることから、中・長期的なエネルギー危機の現実性はかなり高い。」こういうふうに述べながら、いろいろなことを敷衍して触れ、そして二番目として、「短期的エネルギー危機は、戦争、内乱などの政治的理由、油田事故、タンカー衝突などの物理的理由、売買契約の不調などの経済的理由によつて発生すると見られる。」こういったことにも触れておるわけであります。が、申し上げるまでもなくわが国の原油はほとんど国内供給ができない。ほとんどそれこそ九八%も九九%も外国に依存をしなきやならぬといふ現状にあるわけでございますが、この機会に通産省の方から、原油の地域、国別の輸入の現状、これはもう細々したことは要らないのであります。まして、中東地域とか南方地域とかアメリカ地域とか共産圏とかアフリカ地域とか、大別で結構であります。

また、中東地域におけるイラン・イラクの戦争、あるいは中東地域における数年来出てまいりております産油国の大いに對応等から見て、日本の今日の原油の輸入の変化あるいは今後の対応といった

のような問題について簡潔に御説明を願いたいと思います。

同時に、中東地域に今日以上の危機が発展をしてしまっているというふうな不幸な事態になった場合においては、今日一体どういう対応を検討されておられるのか、こういった問題についても、大臣御出席でありますけれども、それぞれ担当のところにおけるいろいろな検討の問題として触れて御答弁を願いたいと考えております。

○志賀(学)政府委員 お答え申し上げます。

まず、現在の日本の原油輸入の地域別の割合でございますけれども、ごく最近の時点で申し上げますと、中東地域が約七割でございます。それから南方地域が約二割、それから……(角屋委員)数字は、資料があるならちょっとと言つてくださいと呼ぶ)それでは数字を申し上げますと、ごく最近、ことしの七一九月期で申し上げますと、中東地域で七一・三%、南方地域で一九・三%、アメリカ地域で二一・八%、共産圏、これはソ連、中国でございますが、三一・七%、アフリカ地域2%という状況でございます。ごく最近の数字はそういうことでござりますけれども、五十一年ごろと比べますと、五十一年ごろは中東地域が約八割、七九・五%でございました。したがつて、中東地域からの輸入の割合はだんだん下がつてきておるという状況でございます。

それで、現在イラン・イラク紛争の問題があるわけでありますけれども、現在のところ、私どもの判断では、日本の原油の消費水準が非常に落ちておるということあるいは備蓄レベルが九月末現在で大体百十一日くらいございます。あるいは世界の原油需給がそれほどタイトでないというようなことから、イラン・イラク紛争が仮に不幸にしてここしばらく続いたといたしましても、わが国の原油需給については特段の問題はないと思つておるわけでござりますけれども、先生御指摘のように、中東地域に七割依存しておるということです、ホルムズ海峡を通過てくるのが、要するに七割ぐらいということでござります。そういうこ

とから申しまして、原油、石油といった面からの供給の安定というものは考えていかなければいけないと思っておるわけです。

そのために、安全保障という観点から申し上げた場合に、その一つは、備蓄の増強を重要な対策としてわれわれは考えております。現在民間備蓄九十日を目標に施策を進めてまいっておりまして、民間備蓄九十日の目標は近々のうちにほぼ達成できると、いうふうで思っております。ただ、現

在の I.E.A の平均で申し上げますと、百四十日ぐらいいの備蓄があるわけでござります。そういうことから申しまして、民間の九十日備蓄だけでは不足であるということで、現在国家備蓄三千万キロリットルというのを目指して施策を進めておりま

なお、御参考までに申し上げますと、現在の国家備蓄は、タンカー備蓄という形態をとつておりますが、量的には七日分ということでございまして、そのから、第一の問題は、やはり供給地域、供

給源、これの多角化を図っていくことが重要なことだと思います。先ほどちょっと触れましたけれども、ここ数年中東地域のウエートが下がり、逆に南方地域のウエートが上がつてしまつております。南方地域は五十一年ごろは約一七%で

ございました。現在は「割ぐら」いうことになつておるわけでございまして、中東地域が下がり、南方地域が上がつておる。それから共産圏につきましても、五十一年当時一・七%であったものが最近では三・七%ぐらいまで上がってきておるといふことで、地域の多角化といふのは、徐々にではござりますけれども、進められてきております。私どもとしては、こういう地域の多角化ということをこれからも進めていくことが必要であるということです。あるいはメキシコ、これは江崎前通産大臣あるいは大平前総理大臣がおいでになつて、メキシコ側といふいろいろ話を聞いていただきましたして、当初の、一九八〇年で十万バレルまで供給するというメキシコ側の約束、これはすでに

メキシコ側が約束を履行してきております。さらに来年以降の増量につきましても、メキシコ側のボルティーヨ大統領が、大平前総理がおいでになりましたときに、日本側の増量要請について政治的な決断と善意をもつて対処するということをおっしゃっていただいているわけで、われわれとしては、今後メキシコからの原油の増量というものが期待をしているわけでございます。

また、他の地域といったしまして、中国からの輸

入というのも私どもとしては期待をしておりま
す。中国からの原油の輸入は、一九七八年から長
期貿易取り決めに基づきまして行われておるわけ
でございまして、現在までのところ、協定に従つ
て順調に輸入が行われてきておるわけでございま
す。ただ、最近では中国側の原油の生産が停滞し

ているということ、あるいは中国側の国内需要が増大しているということなどから申しまして、今後、協定に従つた増量というのにはやや困難があるうかと思いますけれども、われわれとしては、中国側とよく話し合いをして、できるだけ中国から輸入をふやしていきたい。ただ同時に、先ほど申し上げましたように、中国の現在の原油の生産というのが停滞しておることから申しまして、中国の石油の探鉱開発そのものに協力していくことが必要だと思っておりまして、渤海の探鉱開発

○角屋委員 エネルギーの安全保障問題というふうに聞いては、いまの原油問題で若干お尋ねをいたしましたが、さらに突っ込んで、いわば安全保障を考える場合のわが国の置かれておる条件といふ意味で、次に安全保障の問題としての食糧問題について若干お尋ねをいたしたいと思います。

ここでは、食糧安全保障の問題について、「食糧に日本が協力するということで、すでにプロジェクトが進行しつつある状況でございます。そのほか、インドネシアについては、すでにいろいろプロジェクトが動いておるわけでございましょうけれども、インドネシアからの増量についても、われわれとしてはさらに進めてまいりたいと思っています。

糧安全保障が脅かされるケースとしては、海上輸

ざいますが、いま御指摘のございました穀物と大

送ルートの途絶、主要輸出国の不作、主要輸出国との外交関係の悪化、世界の人口と食糧生産との不均衡といった短期的、中・長期的なものが考えられる。こうした可能性は、目下のところ少なく、起こっても短期的、限定的と見られるが、万一の場合、食糧不足の及ぼす影響は大きい。「こういうふうに第一項で述べられておるわけでござい

私は長く該当委員会におりましたので、これはこれとしていろいろあるわけありますが、御案内のとおり、たとえば日本の穀物自給率一つをとつてみても、残念ながら三四%台である。大半をアメリカその他の諸外国に依存をしておるという状況である。また同時に、木材一つをとりまして

アメリカ材 ソ連材あるいは南洋材 南洋材
が一番多くて、アメリカ材とソ連材はそう大差はないわけであります。日本は木材についてもいまは自給率が非常に低下をして、約六割を超える外材輸入という中でやつていかなければならぬ、七割にも及ぶという状況にあるわけであります。この機会に一つの説明として、食糧あるいは畜産との関連で、飼料としても関連のあります大豆とか穀物の輸入の地帯別の状況、あるいはこういった問題と関連をして第三項でいわゆる非常事態

○古谷説明員　お尋ねのございましたわが国の農林水産物の輸入状況につきまして、私から御説明申上げます。

日本の農林水産物の輸入額は、全体で二百八十九億ドルという数字が昨年、一九七九年において記録されております。これは総輸入額が一千百七億ドルでございますので、全体の二六・一%といふ状況になつております。

先生御承知のように、農林水産物の中には林産物、水産物、畜産物その他含まれておるわけでございまして、お尋ねのございましたわが国の農林水産物の輸入状況についてもひとつ御説明を願つておきたいと思うわけでございます。

さいますが、いま御指摘のございました穀物と大豆につきましてやや詳細に申し上げますと、まず小麦でございますが、小麦については五百九十三万トン、十億九千万ドルとなっておりまして、そのうち米国が三百三十五万トン、カナダが百三十万トンという輸入数量になつております。それから、大豆でございますが、大豆は全体で四百三十三万トン、金額では十二億七千二百万ドルということになつておりますが、そのうち米国が

三百八十四万トン、中国が二十七万トンという数字でございます。

さらに、トウモロコシ、これが畜産に一番関係があるわけでございますが、一千百四十一万トン、十四億八千七百万ドルでございまして、米国が九百八十三万トン、南アフリカが八十四万トン

そういうことでござります。
その他、グレンソルガム及び大麦がそれぞれ
飼料用に使われておりますが、グレンソルガム
は五百三十六万トンで、国別に申し上げますとア
ルゼンチンが二百四十二万トン、米国が二百三十
万トン。大豆が百五十二万トンで、カナダ八十四
万トン、豪州六十七万トン。穀物全体の数量で申
し上げますと、大豆を除ましては二千四百万ト
ンの輸入というふうに申し上げていいかと思いま
す。

○角屋委員 私がこういいう問題を総合安全保険全體の中で特に冒頭に取り上げましたのは、言うまでもなく国民の生活あるいは産業活動、こういいうもののを考えます場合に、一つは命の糧である食べ物の問題、あるいは同時に産業活動、庶民生活等も含めて原油というものが総合エネルギーの中で相当大きな比重を現在では占めておる。やがてこれを全体の中で五〇%程度に持つていいかといふいう政策意図はありますても、現実にはやはり大きな比重を占めておる。しかもこういったものについては、原油の場合にはほとんど大部分を外国に頼らなければならぬ。中近東その他いま各地域のバランスを述べられましたが、いま問題になつております中東地域から相当程度仰いでおる。穀物を

中心にした大豆等を含めた状況を見てくれば、項目によつて違いますけれども、たとえば大豆は九一・九%アメリカ、あるいはトウモロコシにおいては八五・八%アメリカ、小麦においても五六・二%アメリカ、大体主要なものについては相当部分アメリカ依存という形になつてゐるわけでありまして、これはいわば日本から輸出していく近代産業の製品、それとのある意味での関連におけるアメリカからの強い農産物輸出、これに日本が現実にはこたえておるといううらはらの関係でありますけれども、從来からも国際的に石油戦略あるいは食糧戦略といふことが言つてまいりましたけれども、こういった石油戦略や食糧戦略という意味では、石油戦略を使はなければ日本はお手上げという現状にならざるを得ない。また現実に、いま日本の農業政策等との関連で言えば、残念ながら食糧戦略を使はれる場合には、国民生活に相当大きな影響を持つてくる。この食糧の問題については相当部分アメリカに依存をしておるという現状から言えば、日本はアメリカのいわゆる核のかさ、食糧のかさという中に置かれておるとも言えようかと思うのであります。

る。人類破滅の事態にまでいくといふこと、これは保守であれ革新であれ、また世界のいずれの国であれ認めざるを得ない冷厳な現実だと思うのであります。そういう意味では、まさに今日は、われわれ世界は一部局地紛争の中で、平和の時代に生きておると考えていいのか、あるいは核兵器の今日の重要な諸国における保有を考えてみれば、恐怖の時代に来ておると考えていいのかというところは、まず防衛を考える場合に、真剣にやはり本認識として受けとめなければならぬといふふうに思うのであります。

そこで、私は戦略核兵器、こういうものがたとえ

えは日本に最新鋭のものとして行使された場合、一体それは、今日の核兵器の水準の中で日本に対する程度のものを用いればいいし、またそれとしてどの程度のものに対して、特別の意味合いで行使された場合にはどういう影響になるのかと、そういう点について、第二点としてお尋ねしたいのです。私は、別にアメリカであるとかソ連では、防衛白書を見ましても、まだ ICBM 保有など、あります。私も、別にアメリカでもソ連でも、いつ段階にいつおるかどうかは、私自身専門ではありませんからわかりませんけれども、中距離弾道弾その他の段階のように承っておりますが、何といってもアメリカやソ連はいわば軍事大国であります、日本の今日の国際的な環境というのは、軍事的には二極、政治的には多極化という中で国際政治が進んでおるというふうに判断をするわけであります。たとえばアメリカから ICBM あるいはソ連から ICBM あるいは原子力潜水艦も射程七千キロに伸びるというふうに最大のものは承認しておりますけれども、そういうものから日本までが、アメリカであればソ連であれ攻撃を受けるという場合に、一体どういう被害が、どの程度のものによって壊滅的な状態にいくのかという点について、ひとつ御説明を願いたいと思うのであります。

場合はどうかという御質問といふように理解いたしましたけれども、先生も御存じのとおり、米ソが相互に核攻撃をいたしますと、相互に破滅的な状態が起ころうということで核抑止力が働いておりまして、しかも日本についてはアメリカの核のかさの下にありますと、かかる状況が起ることはきわめて可能性が少ないというふうに判断しております。

ただ、あえて核攻撃があつた場合どうなるかといふ御質問だ、そういうふうに理解いたしますが、これにつきましては、水爆が開発されましたころの六〇年代初めごろの資料はいろいろ多いのですがござりますけれども、最近の資料といふのは余りないのでござります。それで一つは、これは昨年国防省が部外に提供した資料の中でございますけれども、日本に対しても、米ソがお互いに全力をもって撃ち合つた場合にどうなるか、そういう資料がござります。まずはそれによろしければ申し上げますけれども、その場合、米国人の生存率は、と申しますよりも、端的に即死者は米国七千二百万ないし一億三千七百万、ソ連二千三百万ないし五千万。ただし、指導層はソ連の場合は防衛組織、防衛が発達しておりますので、無傷の指導者あるいは相当な施設が残るだろう、ただアメリカの場合には残るのが非常に少ないだろう、そういうふうに考えられております。

次に、日本と申しましても非常にむずかしいのをございますけれども、もう一つの参考となりますのは、もし東京が攻撃された場合ということです、これについてもわれわれは権威のある資料は持つておりません。ただ、同時に七九年に公表されましたアメリカの議会技術評価局の「核戦争の効果」という資料によりますと、人口四百三十五万人の死者と百三十六万人の負傷者が出るだろうといふふうに言っております。これは人口四百三十五万人でこのくらいでござりますから、東京であ

○角屋委員 いま ICBM の場合は、大体一番飛ぶ距離というのは一万二千キロぐらいになつていいのでしょうか。

○岡崎政府委員 一万一千キロないし二千キロが最大の射程だらうと思つております。

○角屋委員 そつするに、原子力潜水艦の場合、先ほど私は射程の一番伸びるのは七千キロというふうに申し上げましたが、大体その程度まで進んできているということでしょうか。

○岡崎政府委員 アメリカのトライデント、それからソ連の SSN-8、18、これはそれぞれ八千キロぐらいため射程を有するといふうに考えられます。

○角屋委員 そつしますと、いざれにしてもワシントン—モスクワ間は七千八百三十キロ、ワシントン—ウラジボ間は一万四百二十九キロ、こういう点から見て、別に前提条件を置くわけでありませんけれども、アメリカからの場合あるいはソ連からの場合、たとえば ICBM の場合あるいは原子力潜水艦は絶えず運動するわけですから、それが七千キロ、八千キロという射程行程を持つとすれば、日本はいずれにしても網の中に入るということは間違いない。しかも、いま御説明でデトロイトを例にとられたように承知しておりますけれども、そこにおいて当てはめてみた場合に、日本は過密社会で大都市がありますから、相当な人的被害が出る。したがつて、そういう点から見て、こういうものが行使されるという場合の惨禍ははかり知らないものがあるだろう。私はあえて第一次、第二次世界大戦の人的被害はどうかというふとを申し上げましたけれども、あの当时もずいぶんな被害が出たわけでありますけれども、今日いわゆる核戦略体制というものが核保有国によつてどんどん進められていく。それが停止するところなくいくという場合は、最悪の場合、これが行使されたというときになれば、世界人類の破滅といふ事態を当然予測しなければならぬ。しかも、この大陸間弾道弾自身も相当な距離を飛ぶわけです

○岡崎政府委員 これについて、公式に発表した数字、つまりものは非常にむずかしいのでございませんけれども、現実に目標をねらって実際の誤差といふものは、三、四百メートル以内というふうに私は聞いておるわけありますけれども、いわゆるICBMが目標をねらってその目標から外れること三、四百メートル以内。これは精度がもっと高まつておるというふうに聞いておるわけですが、その点についてもいかがですか。

○角屋委員 私が第一次世界大戦の人的被害あるいは今日現実に進んでおりますいわゆる戦略核兵器、アメリカ、ソ連の間においてはSALTⅠ、それに続くSALTⅡは、御承知のようなアフガン問題を契機に、いま米上院でこれの審議がされてないという状況に置かれておる。アメリカ大統領選挙の結果、どちらに進むのかは、大統領の決定ももちろん一つのファクターでございましょうけれども、そういう状況の中で、白書が説いておるよう、日本は自衛力を増強しなければならぬ、ヨーロッパ地域においてはかくかくしかじか進んでおる、アメリカはこれから軍事力を増強していく、予算についても毎年かくかくしかじかの状況でいらっしゃる、あるいはNATO諸国に呼びかけて、NATO諸国でもさらにそういうふうにいらっしゃる、日本もこれに呼応して、さらに軍事力を増強しなければならぬというベースで、現実に日本のこの防衛白書が書かれておるわけであります。私の被害というのはおのずから壊滅的なものでないたのであります。しかし、今日お互いが、保守であれば革新であれ、前提条件として真剣に考えるべきは第一次世界大戦を体験した者として、第二次世界大戦の段階までの兵器ならば、もちろん戦争は絶対避けなければなりませんけれども、それによつたのであります。しかし、今日お互いが、保守であれば革新であれ、前提条件として真剣に考えるべきはおのずから壊滅的なものでないたのであります。しかし、今日お互いが、保守であれば革新であれ、前提条件として真剣に考

○角屋委員 いま I C B M の場合は、大体一番飛距離といふのは一万二千キロぐらいになつていいのでしょうか。

けれども、現実に目標をねらって実際の誤差といふものは三、四百メートル以内というううに私は聞いておるわけありますけれども、いわゆるI-C-BMが目標をねらってその目標から外れること

略核がどんどん進んでいく。そういう状況の中、世界人類の永遠の生存権というものを確立するためには、まずどう考えるのかということは、政党政派を超えた人類的な問題ではないのかといふふうに思うのであります。同時に、日本は世界唯一の被爆国である、これは厳然たる事実であります。戦後三十五年、まだ戦後は終わってないといふふうに思うのであります。同時に、日本は世界まだ十分に收拾されてない状況であります。日本から離れていた、あるいは南洋諸島あるいは朝鮮、台湾、いまは台湾というのは不適当でありますけれども、そういうかつてわれわれの国の方にあつた人々に対する戦争被害というものに対して訴えに来られても、それに対して十分な手を打つておるのかという問題も含めて考えてまいりますと、やはり忘れられた部面というものがあるのではないか。戦後処理はまだ日本の責任においても終わっていないというふうに思うのであります。

そういうふうに考えてまいりますと、「日本の防衛」という防衛白書を出す場合の防衛庁の原点——私の希望を率直に申し上げますれば、世界唯一の被爆国として、日本は別として、進んでいいわゆる戦略核というものが、仮に日本に行使された場合は一体どういう姿になるのか、それが不幸にして相当規模の戦争状態において行われた場合の人的被害は一体国際的にどうなるのかといふことが、まず防衛白書の冒頭で記録されなければならぬのではないかというふうに思うのであります。まず国民に知らせるとは、米ソの軍事バランスが崩れた。いままではアメリカが圧倒的優位にあった。ところがベトナム戦争その他アメリカが苦闘し敗退をした後、国民の気持ちからいふけれども、そういう中でソ連の軍事力は進み得なかった。これはアメリカ自身の問題でありますけれども、かつては圧倒的優位にあつたけれども、今は外務省から言えば、外交青書から言えば、ま

だ。アメリカが優位である。防衛白書から言えば、大体とんとんのところに来たと言わんばかりに書いておるわけであります。そういう視点から防衛白書をとらまえるのかどうか、本当に国民の生命財産あるいはこれから平和的な活動ということを前提に考える場合には、いま世界の軍備あるいは軍事力というものは大変なところに来ておる。これをやはり平和の方向に切りかえなければならぬというのが、防衛庁を含めた日本自身の基本的な姿勢でないのかというふうに私は思うのであります。

したがって、そういう点から、たとえば国際舞台における外務省の責任あるいは防衛庁自身もしておられるようありますけれども、私はその前に、「日本の防衛」という防衛白書を書く基本的な姿勢というもの置くのか。もちろん「軍事情勢」に述べられること自身について、私がそれは絶対だめだと言うわけにはまらないが、しようけれども、まず防衛白書なら防衛白書を出す場合の基本的な姿勢というものをどこに置くか。絶えず世界の平和を求める日本の立場というものが、を防衛の中においても原点にしながら、今日起つておる軍事情勢はどうである、それに対して日本はどうすべきであろうか、こういう書き起し方が本来の防衛白書のあり方でないのかというふうに私は認識しております。この点について防衛廳長官の御答弁を願いたい。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

大変広い視野からの御意見を聞かせていただたまして、拝聴いたした次第でございます。

にして整備していくたらいか、これは五十年の「防衛計画の大綱」の範囲内で現在進めておるのであります。そういった点についての現状の記述につきまして相当のスペースを割いたということになります。

なお、余談になりますが、国産技術の研究開発といふことにも力を注いでおりますので、ことし

○角屋委員 私はいまの大村長官の回答はわからぬ。私が言つた、今日最も究極兵器と言われる核兵器と、これはどこの国を指すかということで政治的配慮をするということなら別だけれども少なくとも大陸間弾道弾なりあるいは原子力潜水艦なり戦略爆撃機なり、そういうものが持つておる性能、そしてそういうものが行使される場合のいわゆる人的な被害、そういうことから核の廢絶が基本的に必要なんぢやないか、まさに平和憲法の求めでおる考え方もそこにあるというふうに私は考えておるわけであります。

外務省にお聞きしたいのですが、五十五年度版「わが外交の近況」いわゆる外交青書、これは相當分厚いものであります、私も目を若干通させていただきたいわけですが、ここで気づくのは、たとえば「わが外交の基本的課題」という中で、前文を読まずにすぐ入るのはどうかと思ひますけれども、十四ページの前段のところに「戦後の国際関係の基本的枠組みは重大な挑戦を受けつつあり、」こういうふうに述べながら、その次のところで「往々にして厳しい選択に直面し、時に犠牲をも覚悟しなければならない。」外交関係で「時に犠牲をも覚悟しなければならない。」という書き方というのは、少しく外交としてどうか。いわば総合安全保障あるいは防衛を考える場合には、言うまでもなく一つは外交的努力あるいは自國の平和と安全を守る場合の防衛のあり方、直接それをどうするかという問題、それとどうか。いわば経済的側面、いわばこの三つのうち私には、思う所も含めた全部を考慮する場合の防衛のあり方、直接それをどうするかといふ点で、それとことしの防衛白書と外交青書を見ると、足並みをそろえてとにかく進軍の姿勢というのが出ているよううに私は思うのであります。仮に防衛の関係がいつのよくながらないというふうな

なゝよき、いゝごめんをばくわくせん

沿うて強くソ連に求めなければならぬというのはわれわれ共通の意思である。しかし同時に、自身は、地理的な隣国ということを考えます場合には、お隣に中国がある。この中国一つ考えて、戦後ある段階まではアメリカのいわば中封じ込め政策というものが強く統治していく、日本の政権を主として担当した保守の方では、これに即応していくたと私は思うのであります。しかし、われわれ革新側ばかりでなしに、保守の側にも松村謙三さんとかあるいは高崎達之助さんといふような先覚の士があつて、またそれに協力する方々もあつて、激しい党内抵抗を受けながら今日の中日友好の道を開いたということであろうかと思うのであります。われわれは、社会党がこの中で一番中軸で活動したんだということをえて言おうとは思はない。しかし、いずれにしても田中元総理が訪中をして、日中の正式のとびらを開くというのでは戦後相当たつてからの段階であります。そして日中平和友好条約ができるというのもそうとは思わない。しかし、いざれにしても田中元総理が訪中をして、日中の正式のとびらを開くというのは戦後直ちに始まったものではない。相当期間政治的にはいわば敵対関係あるいはそれに準ずるような姿勢がとられてきたというふうに思うのであります。

差異があったことは御承知のとおりであります。私はこのこと自身を言おうとは思ひません。しかし、その場合に私自身が感じた点では、アメリカとか日本というものは強い姿勢でモスクワをボイコットいたしましたけれども、しかば西側はどうか。アメリカとECの関係というのは日本と同様に緊密な関係にあるはずである。西ドイツはこれを見てまいりますと、やはりそれぞの国の主体的な判断に基づいて、こういう問題についても行動しているということは経過が示しておるわけであります。

も、現状が必ずしも満足すべき状態にないといふことは、これは認めざるを得ないわけでございま
すが、それがなぜそのような状況に立ち至つたか
と申しますと、これは改めて申しますまでもな
く、北方領土におけるソ連の軍備増強とかアフガ
ニスタンに対する軍事介入というようなことがあ
ったわけでございまして、わが国といたしまして
は、あくまでもソ連は日本の重要な隣国であると
いうことで、ソ連との関係を重視していることに
は変わりはないわけでございますし、また日本と
いたしまして、ソ連を事改めて敵視するというよ
うなことでもないわけでございまして、日ソ間の
友好を進めるということが私どもの最大の課題の
一つであるわけでございます。

ただ、残念ながらいま申し上げましたようなこ
とで、現状は若干冷却化しているわけでございま
すけれども、私どもがかねがね申しておりますこ
とは、こののような現状は、これはひとえにソ連の
最近の態度によるものであるので、日本といたし
ましては、ソ連の反省を求める、そのような原因が
除去されるということはいろいろな機会に
表明されているわけでございますけれども、それ
に対しても、わが方といたしましては、ソ連が日ソ
友好関係ということを重視されるのであれば、そ
の日ソ友好が大事であるということを言葉でおっ
しゃるだけではなくて、それを具体的な姿勢で示し
ていただきたいというのことを申し上げている次第
でございます。

そこで、わが国の対ソ外交がアメリカの影響の
もとに置かれているのではないかという御指摘で
ございますが、私どもといたしましては、もちろん
わが国の対ソ外交につきましては、全く自主的
な判断からこれを進めているわけでございま
して、まず日ソ関係と米ソ関係とは、これは客観的
情勢が異なるわけでございまして、この点につき
ましては、私どももアメリカに対して折あること
に申しているわけでございますが、ソ連は日本と

隣国である、いま先生おひしゃつたとおりでありまして、それからまた隣国であるがゆえにまたいろいろの日ソ間の問題というものがある。たとえば魚の問題一つをとりましても、日ソ間には米ソ間にないような問題がある。

それで、それぞれの国がそれぞれの国のソ連との関係におきまして、その態様に応じた対処ぶりをするということは、これはいま当然でございまして、そのような見地から、私どももいたしましては、日ソの関係を大事にするというような先ほどの基本方針に立ちまして、自主的にいろいろ考えながら進めているということございます。

それから、北方領土問題について、今後どうするのかという御指摘もあつたわけでございますが、北方領土問題に対するソ連の見解というのは、これは先生御承知のとおりでございまして、改めて詳しく申し上げることはいたしませんけれども、北方領土、これは日ソ共同宣言に明らかに、この領土問題を解決して平和条約を結ぶということが前提になつてゐた。それが最近になりましてソ連の方は、領土問題などといふものは存在しないというようなかたい態度を示しているわけでございますけれども、このようなソ連の言い分に理由がないということは申すまでもないことでございまして、私どもいたしましては、粘り強く北方領土問題を取り組むということを基本的な姿勢といたしてゐるわけでございます。

そう言つても、なかなか物事が動かないではないかといふ御指摘はあるわけでござりますけれども、何しろソ連という国は大変気が長い国でございまして、私どもは中國が気が長いと申しますけれども、その中国人が、ソ連人はわれわれよりも気が長いと言つて感心しているような国民でございまして、私どももソ連と話し合いをいたしますときには、気を長く持つて、じっくり腰を落ちつかせて対応をしなければならないのであるまいかと考えておるわけでございます。

それから、ヨーロッパの国、仏独等は首脳がみずからソ連の指導者と話をするというような御指

込込まれましょ」「それから仮に、韓国機が板付などに退避してきて着陸する場合もあり得ましょ。あるいは韓国の飛行場が潰されて飛んでくる場合もありましょ。そうすると、これは北側の攻撃材料にもなるわけですね」あるいは「アメリカが日本を基地として韓国へ出て行く場合もありうるわけですから、その場合は当然日本は交戦国の一になるわけです」こういう朝鮮問題の鼎談の発言を聞いておりますと、単に岡崎さんが突然のように北朝鮮の脅威という言葉を発したのではなくて、いわゆる制服組が、いまの三人はやめられましたけれども、制服組の中にある全体的な雰囲気、あるいはそれとのタイアップにおける内局の関係、こういう問題でソ連仮想敵国あるいは北朝鮮の脅威ということが出ているのじやないかというふうに見るわけです。やはり自衛隊暴走ということは、かつて軍が犯した罪でありまして、そういうこととの関連で、いたずらに仮想敵国をつくり、またそれに事を構える姿勢を自衛隊内部においても強めていくということは、冒頭来申しております。日本が国際的には平和環境をつくることがまず基本だということから見ても逆行すると思うし、いま言った、かつて制服の最高幹部であった者が外に出てこれは栗栖さんの場合も外出しておられた本が、本委員会ばかりでございません、ほかでも議論になりましけれども、そういう制服、内局の関係、それから最高幹部であった者が外に出てのいわゆる言動といふものについても、防衛廳自身、あるいは内閣と言つてもいいかもしれませんけれども、少なくともかつての最高幹部であったOBについては、きちっとした指導の姿勢が貫かれていいと思うのでありますけれども、その辺のところをどう考えるか、お答えを願いたいと思います。

○大村國務大臣 ただいま、退職自衛官で、かつて自衛隊の最高幹部になりました方の発言について御質問がございましたが、いずれにいたしましたても、退職自衛官の発言は私人としての発言であり、防衛廳としてコメントする立場にはないと考

えております。またシビリアンコントロール上の問題でもないものと考えております。

また、防衛廳が特定の国を仮想敵国と考えるようなことはしないということにつきましては、これまでたびたび申し上げてきたところでございます。

また、二十七日の安全保険委員会における岡崎参事官の発言、特に朝鮮民主主義人民共和国はわが国にとって潜在的脅威であるという発言は舌足らずであり、不適当であるので、今後はそういう言葉を用いないようにする、また本人に注意するで、御了承願いたいと思います。

○角屋委員 三幕の幹部が民間に渡つたら、何かこのことのできた秘密を漏らしてはならない。それがいまの防衛廳長官の網の範囲内ではないかの

こととき答弁と私は受け取ったわけすけれども、たとえば自衛隊法でいえば、長官も御承知のよう

に、第五十九条のところで「隊員は、職務上知る

場合に、それをオーブンでやるか、重要な問題に

進んでいくという今日の形勢と、しかも防衛白書

等にも見られる、一つの国を相手にしながら内外

情勢を説き、そして防衛力の増強を説いておる姿

勢からいきます」というと、いま申しました鉄則で

あります。

私は、対国会との関係については、先

の祖国防衛」という本が「これからの日本政策委員会編著」ということで出ておるわけです。私も

いかがかと思うわけありますけれども、かつて

総理をやられた福田赳氏さんが監修で、与党のかつての防衛廳長官をやられたり、閣僚経験者を含

め、相当数の衆参両院議員でつくつておられるメ

ンバーの中の討議を経て「これからの日本、激動下

の祖国防衛」という本が「これからの日本政策委員会編著」ということで出ておるわけです。私も

いかがかと思うわけありますけれども、かつて

総理をやられた福田赳氏さんが監修で、与党のかつての防衛廳長官をやられたり、閣僚絵験者を含

め、相当数の衆参両院議員でつくつておられるメ

ンバーの中の討議を経て「これからの日本、激動下

の祖国防衛」という本が「これからの日本政策委員会編著」ということで出ておるわけです。私も

いかがかと思うわけありますけれども、かつて

ます。

○江藤委員長 渡部行雄君。ありがとうございました。

○渡部(行)委員 最初に奥野法務大臣にお伺いい

に重大な時期に立ち至つてゐると思うわけでござります。したがつて、言つてみれば軍備を増強しようとする側からすれば、まさに転換期であると、いうふうにとらえていいのではないかと思います。そういう点で、最近憲法改正論が所々方々で、かまびしくなつてきて、いるわけでございます。そこで、奥野法相も先般來いろいろと改憲の問

予算委員会においても、日本の憲法はアメリカから押しつけられた憲法である、こういうことをはつきりと言わされましたか、いまでもアメリカから押しつけられたと思っておられるのですかどうか、伺いたいです。

○奥野国務大臣 私は、アメリカから押しつけられたという表現を使ったことはございません。予算委員会で申し上げたといたしますならば、日本国憲法は占領軍の指示に基づいて制定されたものと理解しておりますと、こういうことはたびたび

○渡部(行委員) 占領軍の指示に基づいて制定されたということことは、つまり日本國の國民の合意によってできた憲法ではなくて、押しつけられた憲法であるという裏返しの言葉じゃないでしょうか。それからまた奥野法相は、だからいまみんなが自由に発言し合って、そして憲法というものを議論すべきだ、こういう言い方をしておりますが、それはやはり押しつけられた憲法だから、日本人だけでもう一度考え方直すべきだ、こういうことではないでしょうか。

○奥野国務大臣 私の憲法論議が議論の対象になりましたのは、衆議院の法務委員会、八月の末までのことでございました。社会党の稻葉さんから、自主憲法ということがある、日本の場合に当てはめてどう考えるか、こんなお尋ねをいただいたの

です。そのときに私が、国民の間から、合意の上、同じものであつてもいいからもう一遍つくり直してみたい、こんな考え方方が生まれてくるなり、とひょんまへ、と考えます、こう申しますま

挙げたその一つだけ先ほど申し上げたわけですが、もう一つこういうことも申し上げさせていただきました。当時帝国議会がございましたけれども、そこへ案を出す、動議を出す、修正案を

す。そこで幣原内閣では、にして、憲法問題調査委員會をつらうか、そういう機構をつ組んだわけございました

松本国務大臣を責任者
会でございましたでし
くって憲法改正に取り

議会もありまじにござれども、自主的な活動は許さぬ
出で、いざれも事前に占領軍の承認がなければ出
せなかつたのです。同時にまた採決をする、その
採決が可決であれ否決であれ、採決の前に占領軍
の承認を受けなければできなかつたのです。帝国

翌年、二月早々だったと思いますが、その改正内容を毎日新聞がスクープしたわけあります。毎日新聞に出たものでございますから、それを見たマッカーサー元帥は、もう日本政府に任してはおられないということで、ホイットニー民政局長

れでございませんでしたと、こういうことも申し上げたわけでございまして、そういうこともございましたから、もう一遍議論をして、国民の間に合意が生まれてくるなら、同じものであつてもつくづく直してみたい、こういう気持ちが生まれてくるならそれは好ましい、こういうことを答えたわけですがいまして、今日の日本の国会のあり方と、当時の帝国議会とは大きく違つておったということ

対しまして三原則を示したわけであります。そしておまえたちで日本国憲法改正草案をつくれといふ指示をしたわけでございまして、翌日、ホイットニー民政局長は二十人内外の総司令部の職員を集めまして一週間でつくれ、こういう指示をいたしまして、一週間後にそれをマッカーサー元帥に差し出して、それをホイットニー民政局長が麻布の外務大臣公邸に持つて行きまして、吉田さん

○渡部(行)委員 確かに、いまの国会と当時の国会との違いというのを認めます。しかし、審議の余地なくして成立させられたというならば、これは私は法務大臣の言つてることを理解できます。けれども、国会で堂々と反対者がおり、そういう中で意見を述べ合つてこれが成立したという過程を見ると、やはりこれは相当多数の、あるいは御理解をいただいておきたいと思います。

と松本さんに手渡したわけであります。そして返事を求められて、日本側はしばらく検討をしてくれ下さい」ということで、その場は過ぎたわけでございまして、その間に松本さんの憲法改正案が総司令部に提出された。そういう草案を受けてから、また今度は補充説明を松本さんが総司令部に差し出された。一蹴されたわけであります、が、そして総司令部からの憲法改正草案に内閣が抵抗したわ

は圧倒的多数の国民の合意があつたと見るべきではないでしょうか。つまり反対した共産党以外の方々はみんなこれに合意をした。したがって、それを支持する人たちも合意をした。だから、今日

かでございまして、何とかして別なことにならぬかと、さういふことで抵抗したわけございましたが、最終的には強い指示がございまして、その案文、日本訳を持って関係者が総司令部へ参った。そ

○奥野国務大臣　日本国憲法が占領軍の指示に基づいて制定されたものだと私は理解しております。そういう言葉がお気に召さぬようでございますので、もっと率直に具体的に私なりに理解しているのではございませんか。

て三月四日だったと思ひます。三月四日・五日と、当時の法制局第一部長であつた佐藤達夫さん
が向こうの人たちと議論をしながら憲法改正草案
をまとめたわけでございまして、その報告を逐次受けながら、五日は閣議が続けられたわけでござ
いました。そして三月六日に、結局向こうさん

経過を申し上げさせていただきます。
日本が敗戦をいたしまして、マッカーサー元帥
が幣原綸理大臣に対しまして、十月ころだつたと
思いますが、憲法改正を示唆したわけでございま

は、総司令部は、日本側の考え方で案文をつくるのだ、そういう趣旨のもとで日本側でそれを発表しろ、こういうことになつて、三月六日夕刻に閣議決定をして、日本側の案として公表された。

ういう経過をたどつておるものでござりますから、そういう意味において、私は占領軍の指示に

基づいて制定されたものであると心得ております
と、こう申し上げまして、押しつけられたとか、
押しつけられないとか、そういう表現は使わない
ことに、こころするつねでござります。

○渡部(行)委員 私はその経過を言うのではなくて、いわゆる日本の国会で承認したことは国民の

合意とはならないのかどうか、国会の効力について聞いておるわけです。その点は、いかがでしょ
うか。

○奥野国務大臣 先ほども申し上げましたように、帝国議会は存在しておりますけれども、省内で古賀博士をして、いかなかつたこと、もうございません。

さります、帝国議会が議決した、これはそのとおりでございまして、そういう意味で、先般、法制

辰長官でございましたが官房長官でございましたか、占領軍の強い影響下において帝国議会で議決したのだ、こういう言い方をされました。私もそ

の言い方に別に反対じゃございません。同時に、私の申し上げていることも、そういうものにおける占領軍の指示に基づいて制定されたものである

と理解しているという言葉と受け取ってもらつて
も結構なんですが、表現の自由はひとつ認めてく
ださいよと、こんなことまで率直に申し上げた経

過がございました。

うじうお氣持ちですか。
○奥野国務大臣 三十年の間、この憲法のもと

て旗第が行なおきてしるわらでござりますか。さればそれなりにわれわれは受け取つていかなければならぬと思ひます。

ただ、自主憲法ということを聞かれた場合に、私は、国民の間に合意が生まれて、もう一遍つくづく直してみようじゃないか、こういうことになつてくるならば、それは好ましいと考えていると、こう申し上げているわけであります。

は、いまもう一度憲法を見直して、国民の合意を求めるべきだ、こういうことですね。

○奥野国務大臣 私がどうするということよりも、自主憲法はどういうふうに考えるかと言われば、私はこう考えますと、こう申し上げているわけでございまして、私のより希望しますことは、国会において憲法論議を深めてもらいたいな、国の運命を背負っているところだから、国的基本にかかるような憲法ということについては絶えず十分な論議が交わされていかなければいけないんじゃないかな、こういう念願はいたしております。

○渡部(行)委員 どうも話が非常に率直でないのに私、大変戸惑っているのですが、その経過が何であろうと、一たんこれはいいものだと認めたならば、やはりいいものとしてそれをさらに豊かなものにしていくことが非常に重要じゃないか。たとえばいまわれわれの着ている洋服にしましても、あるいは毎日のように乗つておる自動車にいたしましても、これは外国から来たものでございまが、しかし、実際に利用してみれば、日本のいわゆる和服よりは洋服の方が非常に活動しやすい、生活しやすい、そういう一つの生活体験の中からこういう選択が生まれてきたと思うのですよ。だから、すべて外国でできたものは、あるいは外国から指示されたものは悪いというような、そういう発想がどうしても私は納得できないんですが、その点はどうでしょうか。

○奥野国務大臣 鈴木内閣は憲法改正を全く考えない、こう言つてゐるわけでございますし、私も鈴木内閣の閣僚の一員でござりますから、憲法改正を主張するような発言につながることは避けるべきだ、こう思つております。また同時に、憲法改正をいまやうといたしましても、国会議員三分の二以上の同意がなければ発議できないわけでござります。

ただ、私が言いたいのは、やはり憲法論議は深めていくべきじやないだろうかな。いま洋服のことをお話しになりました。やはり体が変わつてく

いかな、こう思つて いるわけでございまして、憲法あつての国じやなしに、國あつての憲法じやないだろか、こうも思うわけでございます。日本國憲法ができましたときの国際社会のあり方あるいは日本の国際社会における地位、これも大きく変わって きているわけでございますから、やはりいまの憲法のまま、それでいいのか、あるいはまたこういう情勢に合わせて、憲法がそのままいいのか、これは私はやっぱり検討してかかるべきじゃないかな、こういう気持ちもありまして、自主憲法について聞かれました場合に、私は先ほど来たびたび申し上げますよ うな考え方が国民の間から生まれてくるならば望ましいと思っております、こう答えましたし、またそういう気持ちでおるわけでございます。

○渡部(行)委員 そこで、法務大臣としてどうしてもやはり現行の法律というものを守らなければならぬ、あるいは法律の権威を維持しなければならない。そこで、実際、憲法の権威を維持していくためには、実態と憲法の条文が合わなければ国民を説得することができない。そこで現実にはいま憲法違反のような軍備がどんどんされなければならない。そこで、実際、憲法の権威を維持していくためには、実態と憲法の条文が合わなければ國民を説得することができなくなる。そこでいま一挙に自民党が勝利したこの機会に憲法改正へ持つておる、もうこれ以上日本の自衛隊の増強がなされると、どうしても憲法を改正しなければ國民を説得することはできなくなる。そこでいま一挙に法務大臣の一つの立場から、もうこの辺で憲法を改正しなければ國民をどうしても説得することはできない。現に防衛庁のどんどん崩していく軍備増強といふものが憲法に抵触してきておるといふ、そういう認識があつて、だから正直にこの辺で憲法を見直そ うじゃないか、こういう考え方を出したんじゃないでしょうか。

の原理を堅持しながら自主憲法を制定したい、こう書いておるわけでございまして、自主憲法は自由民主党が誕生いたしました昭和三十年以来掲げておる綱領でございまして、私はいまになつてこういうことを言つておるわけじやんざいませんで、やはりその考え方、それは先ほど来申し上げますような理由で望ましいと考えてまいつたわけでござります。

同時にまた、第九条、解釈が食い違つてゐる。解釈が食い違つたままでは國政が運営されると、これは望ましいものではない、國民の立場から考えるなら、やっぱり何か合意の道が見出せぬかな、こう私は思うわけでございまして、解釈が大きく違つてゐるということは、いろんな面において大きく関係を持つてきているわけであります。國の政治の上でのいろんなところで関係を持つてきているわけでございますから、國民の立場から考えれば、やっぱり皆さんでいろいろ話し合いをしながら合意の道は達成できぬだらうかな、こう思うところもまた自主憲法論につながつてゐる、こう思つてゐるものでござります。

○渡部(行)委員 そうすると、やはり奥野法相の思想といふものは、いまの憲法は自主的にできたものではないから自主憲法をつくるべきである、しかも、平和憲法は九条においてその解釈が全く異なつております、この憲法体制のもとでは憲法の権威を保持することはできない、こういう御認識だと思いますが、間違ひありませんか。

○奥野国務大臣 自主憲法という言葉が生まれるのは、やっぱり占領軍の指示に基づいて制定されたというふうな私なりの表現、それが流れているんじゃないかなという感じはいたします。

同時にまた、憲法九条の解釈につきましては、平和主義、これがいけないんだというふうな考え方自民党の綱領の中には出ていないわけでございまして、こういう考え方方はひとつ堅持していくこ

う、こう思つておるわけでございまして、ただ解釈が食い違つておるようなことは好ましくないじやないか。これはやっぱり自衛隊は合憲、こう考

えているわけでござりますから、合憲と読み取れました。確かに、自衛権というものが一つの独立國の基本権としてあるという解釈に基づいてそういうことになつておるわけですが、しかし、あの条文を読む限り、いまの憲法でこれ以上自衛隊を増強することが可能でしょうか。もうそろそろ限界に来て、やはりどうしてあの九條が魔羅になるということになつておるわけですか。そのうのが本当の気持ちじゃないでしょうか。その本当の気持ちを率直に出してください。そうでないと、せっかくあなたが望んでおる本当の対話と申しますか、本当の話し合いができませんよ。だから、その率直な気持ちを私は聞かしていただきたい。

○奥野国務大臣　いまの憲法九条のもとで自衛隊をこれ以上増強できるとかできないとか、そういうことは私の自主憲法論とは関係がない、こう思つておるわけでございます。

憲法九条の字句解釈につきましてもいろんな解釈がある。これはやっぱり憲法の制定経過をたどつていきますと、両方の解釈が生まれてきてもの不思議ではない、こう思つておるわけであります。私は私なりに合憲というたてまえをついているわけでございますので、第一項「國際紛争を解決する手段としては」と書いてあること、それは侵略戦争を意味しているんだ、こう理解しているわけでございます。「前項の目的を達するため」戦力を保持しないと書いてあるわけでございます。しかし、違憲論をとつていらる方々は、また別な解釈をとつておられる。解釈が二途に出ることは、私は憲法制定の経過をなつておるわけでございますと、これはやむを得ないことにござつておるな、こう思つておるわけでございります。だからこそまた解釈が食い違わないような憲法

法でありたいものだと急願をしているというふうとでござります。

○渡部(元)委員 こればかりもやつておられませんが、しかし、どうもすつきりしない答弁で困つたのであります。それで、大体いまの憲法はアメリカから指示されたと言うけれども、すでにその前に、日本をどういう国にするかというのは、ヤルタ会談やボツダム会談で連合軍の中で話がされておるところは思うのですよ。そういう一つの経過の中から出てきており、さらにそれが日本の民主主義に結びついて、今までようやく定着しておるというのには、日本の軍國主義化をどう防ぐか、日本が再び侵略国家にならないようにするにはどう防ぐか、ここにすべての重点がかけられてあの憲法ができたのではないか、こういうふうに思うのです。

そこで、一体解釈が違う違うと言はれども、解釈を違わせているのはどちらの責任でしょうか。だれでも条文の文言どおりに解釈するのが素直な解釈じゃないでしょうか。どんな文章でもよく解釈しようとすれば、反対の立場をそこから引き出すことはできる。ですから、たとえば針の牛でも細いと言ふ人もあるれば、もっと細いのよりは太いと言う人もあるわけですよ。そういう一つの基準がなくて、裏の解釈を限りなく続けていたらば、憲法九条の問題は際限なく発展していくと思うのです。そういうものについて本当に政府が解釈をきちつとさせるならば、もっと文言ではつきりするような指導をすべきじゃないでしょうか。

○奥野国務大臣 戦後三十五年経っているわけでござりますし、また昭和二十七年から日本は独立を回復したわけでございました。その間に警察予備隊、保安隊、自衛隊と発展してきているわけでございます。当初、自衛のための戦争も否定するところが政府当局から示されたこともございました。しかし、いま申し上げますように、警察予備隊、保安隊、自衛隊と発展してまいってきておるわけでございまして、これらすべて国会で多

決してそういうことに囚われてきでないわけですから。論理というような考え方もあつたりしているわけでござります。しかしながら、今日、この解釈が大いに割かれていることは事実でございまして、割りきる割れることは私は国民にとって幸せなことではない、こうも思つておるわけでございまして、ぜひ國民合意の道をみんなで求める努力はすべきではないかな、こう念願しているわけでござります。

○渡部(行)委員　國民合意の道を求めるべきだと思いますが、具体的には、一方は軍備によって日本を守らうとする、一方は非同盟中立で守らうとする、そういう一つの、日本が平和で安全であるための考え方、そこに対立があるのですよ。その対立はただ単に人の勉強の過程でできる対立ではなくて、生活に根差した対立なんです。だから、その対立を解消しようなどということは私はできないと思うのです。そんなに完全な合意はこの資本主義の社会制度の中でできるはずがないせども。だから、そこで私は、法相の実際の腹の中は、一日も早く憲法を改正したい、そういうことのないように思うのです。ひとつこの際、自民党が圧倒的な多数をとつたのであると思ふべきだ、こういうお腹があるのですよ。だから、もっと率直に、自分の思想が違つてゐるところにあるならば、鈴木内閣は憲法を遵守する、擁護して遵守する、こういうふうに言つてゐるならば、あなたの思想と鈴木総理大臣の思想とは違つてゐると思うのです。そういう場合には、男なら潔くやめて、そして鈴木総理を批判したらいいじゃないですか。その批判は自由ですよ。しかし、自分の本当の心を隠して、大臣のいにしがみついて、それじゃ何でも鈴木総理の言つたとおりにやりますでは、あなたの自身の人生がないじゃないですか。あなたの日ごろ主張していることとやつてゐることは全く違うと思うのですよ。その点けようか。

ございまして、それを尊重しながら引き受けたところを徹底して、できる限り合意の道を見つけていこう、自由民主党の運営は強い反対者がありますと最後まで議論を詰める、そして大勢がこうなつたから自分一人反対しておっても仕方がない、大勢に順応するというようなことで、物事が決まつてきているものでございます。私は、考え方方が一つでは、もうそれから進歩しないと思うのです。いろいろな考え方がある、とことん議論する、新しい考え方方が生まれてくる、そこで発展していく、こう考えるわけでございまして、鈴木内閣にもいろいろな考え方の人があつた方が国政の発展のために望ましいんじゃないか、こう考えていられるわけでございます。政党によつては異論を許さないというような政策をとつておられるところもあるうと思ひますけれども、それは好ましいことではないかと私は思うのです。しかし、それが反対でござります。同時に、国政を論ずる場合に一〇〇名同じ考え方になる、これはむづかしいんじゃないかと私は思ひます。だから絶対そういう方針を決めさせない、こんなことをしていきますと、国としての体をなさない、国政を進めていくことができない、私はこう思ひうわけでございます。もちろん、憲法改正についても国会議員が三分の一以上賛成しませんと審議ができません。現在はそういう態勢はありません。現在はそういう態勢はあります。ありませんけれども、私は、憲法論は大いに論議をして、日本の将来を過ちないようにしていかなければならぬ、こう思つておるわけでございまして、三分の二の多数があつても絶対に憲法改正を考えるべきではない、これは穏当でないじきやないかな、やはり少数もときには多数に道を譲るという姿勢がなければ、国政の円滑な発展はできません。ないんじやないかな、こうも思つておるわけでございまして、この辺はぜひひとつ御理解を得ておきたいと思います。

ことが外交の前提であり、しかも国策の前提となつていかなければならないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○大村国務大臣 平和外交を推進することが国策の前提になるという御発言は、そのとおりだと思います。

○渡部(行)委員 そこで、平和外交を展開すると

いうには、いま世界の情勢といふものを改めてここで分析してみる必要があると思います。それによつて、その討論の中から、本当に平和を追求していく道は何かといふものを考えるのが至当だと思ひます。だれも日本人である限り、日本の将来と民族の運命を考えない人はないとと思うのです。だから、そういう点で軍備論者もあるいはこれを否定する側も、本当に日本が平和で安全で、しかもそれが世界の平和に寄与する道は何かといふことを真摯に語り合うことが大事ではないか、私はそういうふうに思うのです。

そこで、世界の情勢といふのはいま一体どうなつてゐるだろうか、こういうふうに考えますと、世界の情勢は、外務省の分析によると多極化傾向が進んでおる。ところが一方、防衛省の分析によりますと二極構造である。こういう一つの違いがそこにあります。これについてひとつ、これは最初に外務省の世界情勢の分析における考え方をお聞かせ願つて、その後で防衛省長官に外務省との考え方との関連についてお願いしたいと思ひます。

○秋山政府委員 ただいまの国際情勢がいかようあるか、二極構造と見るか、もしくは多極構造と見るか、いずれかといふ御質問だと存じます。が、確かに多元的な傾向が現在出でていることは先生御案内のとおりでございまして、從來の東西關係に加えまして、中ソの対立、非同盟の動向、それからOPECの動き等、いろいろと最近の状況は多元的な傾向を強めていると私どもは見ております。

しかし同時に、国際關係、とりわけ政治關係でござりますけれども、軍事情勢及び戦略構造にお

きますところの基本的な枠組みとでも申しましょうか、そういうものを形成しているのは依然として米ソを中心としておるもののが現在であると私は見ております。

○大村国務大臣 お答えいたしました。

○渡部(行)委員 防衛省としては、現在の世界は「米ソ両国の基本的な対立関係と両国の圧倒的な軍事的優位性」から、それぞれ米ソ両国を中心とした集団安全保障体制が築きあげられ、また、このような集団安全保障体制が築きあげられ、また、このよ

うに、その中心をなすのが核の抑止力でございまして、核の抑止力によって抑止できない種類の戦争もござります。それはいま申し上げました領土ではあるとかあるいは民族であるとか宗教であるとか、それぞれの要素はイラン・イラク紛争にそれら、軍事的には米ソの二極構造であり、今後ともこの構造は大きく変わるべき可能性はいまのところ小さくと考えております。

○秋山政府委員 しかしながら、「世界の各國間には、領土、資源、民族、宗教、イデオロギーなどの要因をめぐらしくして、軍事的に見れば多極化あ

るいはそういった傾向が存在するのではないか、

さように考へておる次第でござります。

○渡部(行)委員 政治的には多元化、軍事的には二極化といふ、こういう一つのことでいきます

と、それではいまのイラン・イラク戦争を二極化構造の中からどういうふうに分析されますか。

○岡崎政府委員 ただいま防衛省長官から、まず第一に、軍事的に見ますと米ソは二極構造である

と申しました後で、しかしながら、「世界各國間には、領土、資源、民族、宗教、イデオロギーなど、それが、直接または間接に関与する」という事態もみられ」、これはイランとイラクではございませんけれども、アフガニスタンの問題などござります。「それが情勢を複雑にするとともに、米ソの軍事バランスや勢力消長に影響を及ぼしてい

る」ということで、無関係ではないのでございますが、発生に関しましては二極構造のうち外で起つた紛争でございます。

○渡部(行)委員 そこで、私はやはり軍事的な面が及ばない地域では、内戦や二国間以上にまたがる国際的な軍事紛争が往々にして発生している。」

○岡崎政府委員 まさにそのような事態の一例であるかと存じま

からどういうふうに説明するかと聞いておるのですよ。そんなチップンカンパンな答えをしないでください。

○岡崎政府委員 もう一度説明し直させていただきますと、軍事的には米ソ二極構造でございます。

けれども、米ソの二極構造と申しましても、これはその中心をなすのが核の抑止力でございまして、核の抑止力によって抑止できない種類の戦争もござります。それはいま申し上げました領土でありますと、とかあるいは民族であるとか宗教であるとか、それぞれの要素はイラン・イラク紛争にそれら、軍事的には米ソの二極構造であり、今後ともこの構造は大きく変わる可能性はいまのところ小さくと考えております。

しかしながら、「世界の各國間には、領土、資源、民族、宗教、イデオロギーなどの要因をめぐらしくして、軍事的に見れば多極化である」と考えております。そういうものがございまして、それが米ソを中心とする、たとえばヨーロッパの正面であるとか、抑止機能が非常に強く働いている場所では起こりにくいでござりますけれども、その抑止機能が強く働いていない場所でございますので起こっている、そういう御説明を申し上げたつもりでございます。

○渡部(行)委員 いまのイラン・イラク戦争はつまり二極化構造のうち外に起こった紛争だ、こういうふうに言つておるわけですか。

○岡崎政府委員 先生の御理解どおりでございます。

ただ、わが防衛白書にはその後に文章が続いておりまして、「そしてこれらの紛争に米ソのいづれかが、直接または間接に関与する」という事態もみられ」、これはイランとイラクではございませんけれども、アフガニスタンの問題などでござります。

○秋山政府委員 「それが情勢を複雑にするとともに、米ソの軍事バランスや勢力消長に影響を及ぼしてい

る」という筋書きなのです。そういうことになるわけですから、最初の出だししかそりなのだから。しかし、この情勢分析が一步間違うと日本は大変なことに本がしなければならぬから軍備を増強しろ、こう

て、戦後の十数年かそのくらいはほとんど、まあ中ソ対立以前は、片やソ連を中心とする社会主義陣営、片やアメリカを中心とする資本主義陣営、こういう一つの国式ができるおつたけれども、それがユーロコモンズムとかいろいろと、今度は

中ソ論争が起こる、あるいはベトナムと中国との間に、いま内部には相当の経済戦争と言われるような摩擦、あつれしが起こつておることも事実であります。そういうふうに考えていくと、方向としては二極化の方向ではなくて、軍事も政治に引きずられながら多極化へ流れている。だからそれが、またアメリカを中心とした資本主義陣営の中ソ論争が起こる、こういうようなことから、いわゆるその二極化構造がだんだんと多元的に移つて、それがヨーロコモンズムとかいろいろと、今度は

陣営、片やアメリカを中心とする資本主義陣営、

中ソ論争が起こる、あるいはベトナムと中国との間に、いま内部には相当の経済戦争と言われるような摩擦、あつれしが起こつておることも事実であります。そういうふうに考えていくと、方向としては二極化の方向ではなくて、軍事も政治に引きずられながら多極化へ流れている。だからそれが、またアメリカを中心とした資本主義陣営の中ソ論争が起こる、こういうようなことから、いわゆるその二極化構造がだんだんと多元的に移つて、それがヨーロコモンズムとかいろいろと、今度は

す。しかし、先ほど防衛庁の方から御説明がありましけれども、核の問題とか、そういう大きな戦略的な意味から申し上げますと、まだまだ米ソの東西関係というものが基本になっておるということは私ども考えております。

○渡部(行)委員 そこで、なぜ私が多極化と二極化にこだわるかというものは、この世界の流れが多極化に流れていくという認識を持つたのと、二極化で対決がますます激しくなるという認識を持つた場合の日本の構えが、当然そこで違つてくるからなのです。だから、この分析は最も厳密にしなければならないのじやないか。

そこで、たとえばソ連の問題一つとりましても、外務省ではソ連はいまデタントを心から望んでいる、こういふとらえ方をしているというふうに私は受け取つております。それはなぜかといふと、外務省の専門家の書いた本の中には、そういう書き方が各所に見られる。ところが防衛庁の防衛白書では、もうデタントなんかは吹つ飛んでしまつた、アフガニスタンの侵攻以来デタントは吹つ飛んだ、アメリカはますます対決を強めようとしておる、こういふとらえ方をしておる。これにお願いいたします。

○秋山政府委員 デタントの認識でござりますが、確かにソ連軍のアフガン侵攻以来国際情勢にかぎりが出たということは事実であります。そういう点では、私どもはデタントについて若干不安定な要素が出たものと考えております。ただ、それではデタントを米ソが全く放棄したのかと言いますが、その点はそこまではいかない。お互いに何らかの意味でやはりデタントの方向にもう一度戻ろうとするのではないかという認識もあるわけであります。

○岡崎政府委員 防衛庁の防衛白書におきまして、デタントが崩壊したという見方はとつておりません。ただ、国際情勢及び日本をめぐる情勢がきわめて厳しくなつているという事実を指摘いたしました上に、米ソの関係につきましては米ソ間

の「軍事構造により、少なくとも東西間の全面的な軍事衝突や、それを引き起すおそれのある大規模な武力紛争は抑止され難い」という判断をいたしております。

○渡部(行)委員 そこで私は、ソ連の内部をもう少し緻密に分析する必要があるのではないか、いまソ連のアキレス腱となつておるのは農業問題だらうと思うのです。とにかくソ連の食管赤字といふのは百九十億ルーブルに上つておる。こういう一つの弱みを抱えて、なおかつソ連は、衛星国と申しますが、ワルシャワ条約機構の中の国々に対しても相当の援助をしなければならない。そこで軍備増強をどんどんやつて、お互に軍備競争をしていくと、民生面は全く置き去りにされる。それから見れば、あのブレジネフの演説その他の新聞の論説などを見てもわかるように、やはりソ連がデタントを欲しているのは真意ではないか、こういふふうに考えられるわけでございますが、その点はいかがございましょうか。

○兵庫説明員 お答えいたしました。ただいま先生御指摘のように、ソ連は現在国内的に困難な問題を抱えているということが、ソ連の國内でも言われ、海外でも言われていることは周知の事実でございます。またアルマーダにおきます先般のブレジネフ演説等でも、そういう背景から緊張緩和路線を特に強調いたしておるわけでござります。私どももソ連のこういう緊張緩和路線というものが真摯なものであるということを心から期待しているわけでございます。しかし、他方、近年ソ連の軍事的能力が飛躍的に増大してきているということも事実でございますし、これがソ連の潜在的な脅威の増大というふうに受け取られているというのもまた事実でございます。またアフガニスタンへの軍事介入に関しましては、その意図について国際世論を警戒させているとともに、また他方の事実であろうかと存ずる次第

でございます。

○渡部(行)委員 軍事的に非常に差がついてしまって、ソ連の方は飛躍的に増強されて、アメリカは相対的に今度は低落しておる、こういうとらえ方ですが、何日前かのNHKのテレビで、いま地球上にある核を全部爆発させれば、地球を全滅させるだけの能力の五十倍ある、こういうことが放送されました。これについては防衛庁はどういうふうに分析しておりますか。

○岡崎政府委員 世界を五十回破滅させるといふ、計算の仕方がいろいろあらうかと思いますけれども、S I P R Iなどの民間研究所の数字によりますと、核爆発物が大体百三十億トンあるのではないかと言われております。これを世界人口で割つてみれば、使い方、計算の仕方によりますけれども、膨大なる核爆発物の集積であることは間違います。これを世界人口で割つてみると、これは防衛白書は米ソの戦略ミサイルを国ではっきりと対比しておりますが、これを見ると、ソ連の方がものすごく強いようと思われます。そのほか、この間の委員会でわが方の上原委員からも比較について問題が提起されました。もしこういう比較が非常に意識的だと思うのですが、これが見ると、ソ連の方がものすごく強いよう思われます。そのほか、この間の委員会でわが方の上原委員からも比較について問題が提起されました。もしこういう比較をして満足するような専門家だとすれば、本当に戦争を知らない人じやないか、私はこういうふうに思うのです。なぜかと申しますと、相手の国を完全に消滅させるだけの核兵器があれば、それ以上の分はあってもなくて核兵器を持つてきている。だから、その全部を比較して、こっちの数が多いからこっちが強いといひ印象づけをしようとしても、それは全く素人の核兵器を持つてきている。だから、それが防衛白書を見てみると、それが軍事バランスを説明するための基本的な姿勢であると存じております。

○渡部(行)委員 国民というのはそういう専門書を含めまして、いろいろな専門書でございまして、数字と計数ができる限り整理をいたしまして、国民の前にできるだけ詳しく発表をする、それが軍事バランスを説明するための基本的な姿勢であると存じております。

これは軍事バランスが崩れつつあるというふうに考

えていきますと、私は、この白書の論文というのは本当におかしいじやないか、こういうふうに思ひます。たとえば戦闘力というのは、そういう

武器の数量よりも、問題なのは性能であり、あるいは人民との関係であり、あるいは地理の問題であります。たとえば戦闘力というのは、そういう対比などといふものはそう簡単にできないはずなります。その点についてはいかがでしょうか。武器の数量よりも、問題なのは性能であり、あるいは人民との関係であり、あるいは地理の問題であります。たとえば戦闘力というのは、そういう

受け取るでしょう。そこで、軍事バランスによつてあなたの方は平和を保とうとするならば、そこから当然軍備が必要だ、こういうものが引き出されてしまうわけです。

そこで、私は今度は觀点を変えてお伺いいたし

ますが、いま世界の中で一番危険な存在といふもの、危険な要素といふものは何でしょうか。

○塩田政府委員 ちょっとお尋ねの御趣旨がよくわかりません。危険な要素といふのは何でしょうかとお考えになつてお尋ねか、ちょっと私わかりかねます。

○渡部(行)委員 危険といふのは戦争が起つり得る要素、たとえば日本とソ連の間にどうも戦争が起つり得る要素がある、あるいは朝鮮半島の中にあります、中東の中にある、ヨーロッパの中にある、こういうふうに考へておつた場合に、どこが一番危険の度があるか、こういうことですよ。

○塩田政府委員 そうしますと、地域的に世界のどの地域が危険かというお尋ねかと思ひます、これは具体的になかなか申し上げにくいわけですが、けれども、やはりいろいろな意味での抑止力が相互に働き合つてある形のところはどうしても抑止

によつてそういう危険は少ないのである、その辺が、バランスが崩れておるところが危険の大きさになるであろう、抽象的に申し上げますとそういうことになるのではないかと思ひます。

(渡部(行)委員) 場所を具体的に言つてください」と呼ぶ) 現実の問題としては、イラン、イラクの間に紛争が起つておるわけであります。

○渡部(行)委員 米ソのバランスが抑止力になつておるということが前提になつておるようですが、それじゃこのバランスがソ連の方が弱くなつた場合はアメリカの方は攻めるのですか。またアメリカが弱くなつたらソ連が攻めてくるのですか。その辺はどうでしようか。

○塩田政府委員 それこそそれがその国の基本的な国策の問題であり、それぞれの国民の平和を愛する気持ちがどういう形であらわれるかというところはいかでありますので、バランスが崩れた

からどちらからどうということに直ちに結びつけ

て考へるのではなくて、やはりお互いに平和を求めていくという姿勢が双方にあつてほしいというふうに私は思ひます。

○渡部(行)委員 日本が武装しなければならない、軍備を増強しなければならないということは、アメリカの軍事力が相対的に低下しているからだというのが前提であります。それを前提にこの

白書は書かれているでしよう。そうすると、アメリカの抑止力が低下するのを構わないでおくとソ連は日本に攻め入つてくる、こういうふうに当然解説されるのじやないでしようか。

○塩田政府委員 日本が日本の防衛を考へてまいりました場合に、三十二年の「国防の基本方針」以来、日米安保体制とみずから防衛努力といふ二つの柱で日本の防衛を全うしようとしてきた、

これはずっと貫かれておると思ひます。決して最近になってアメリカの力が相対的に低下したからどうこうということではなくて、ずっと以前から

日本の国防の基本方針であったというふうに私は理解をしております。

○渡部(行)委員 そうすると、おかしいですね。白書では低下したからと書いてあって、そしていま

まのお話では、日米安保条約が柱になつてきて強化していくのだ、こういう話でしよう。今度実際五十六年度は明らかに軍備が増強されるでしょう。それはもう矛盾しているじゃないですか。

○塩田政府委員 具体的に現在の時点に立つて申し上げますと、五十一年の「防衛計画の大綱」にござりますように、限定的小規模の侵略に対するのは、わが国は独自で対処するものをみずから整備する。それ以上のものに対しても、日米安保体制

の持べき防衛力についての整備を図つておるわけでありまして、五十六年度の予算でまたお願いいたしておりますことも、その範囲の中でお願いをしておるわけであります。

○渡部(行)委員 だから、そうなると、この白書は実態を書いてはいないというふうになるのじやないですか。五十一年につくったその大綱をやつていくために増強するのだ。ところがこの白書は、アメリカの戦力低下によるその穴埋めとして日本が増強しなくちゃならない、これはこういうふうに私は思ひます。

○渡部(行)委員 だから、そうなると、このままほつておけば、ソ連の軍事力がここ数年間著しく増大してきている、陸海空の各戦力が。グローバルな点においても著しく増大している。そしてこのままでほつておけば、総合的な力がアメリカを近く追い抜くかもしれない。そこでアメリカもこの論拠になつていてるのじやないですか。

○大村国務大臣 五十五年の防衛白書に書いてあります点は、ソ連の軍事力がここ数年間著しく増大してきている、陸海空の各戦力が。グローバルな点においても著しく増大している。そしてこのままほつておけば、総合的な力がアメリカを近く追い抜くかもしれない。そこでアメリカもこの論拠になつていてるのじやないですか。

○大村国務大臣 五十五年の防衛白書に書いてあります。そして、このままほつておけば、ソ連の軍事力がここ数年間著しく増大してきている、陸海空の各戦力が。グローバルな点においても著しく増大している。そしてこのままほつておけば、総合的な力がアメリカを近く追い抜くかもしれない。そこでアメリカもこの論拠になつていてるのじやないですか。

○大村国務大臣 私が申し上げましたのは、相対的に見て近づいてきてる。物によつてはソ連の交渉はペンドイングではございますが、なお継続しつて行われている、こういうことだと思うのでございます。

○大村国務大臣 だから、そうなると、この白書は、アメリカの戦力低下によるその穴埋めとして日本が増強しなくちゃならない、これはこういうふうに私は思ひます。

○大村国務大臣 だから、そうなると、このままほつておけば、ソ連の軍事力がここ数年間著しく増大してきている、陸海空の各戦力が。グローバルな点においても著しく増大している。そしてこのままほつておけば、総合的な力がアメリカを近く追い抜くかもしれない。そこでアメリカもこの論拠になつていてるのじやないですか。

の如きは、實に理にあらず。

○渡部(行)委員　いまクラウゼビッツの説を引用されましたが、「クラウゼビッツはこういうことを書いているのです。『戦争とは、敵を強制してわれわれの意志を遂行させるために用いられる暴力行為である』」「暴力、つまり物理的暴力（といふのは、国家及び法律の概念以外に、精神的暴力といふものはない）は手段であつて、敵にわれわれの意志をおしつけるのが目的である。この目的に確実に到達するためには、敵の抵抗力を奪わねばならぬ。そしてこれが概念上戦争行動の本来的目標である」こういうふうに書かれているのです。相手を圧倒して、相手を倒さなければならぬ宿命が戦争なんですね。自分の意思に相手を従わせなくちやならないのですよ。そうすると、その結果どういうことが起きてくるかと言いますと、これは有名な戦争科学といわれる「戦争の相互作用、極限作用」というものが起きてくるわけです。その極限作用をひとつ言つてみますと、まず第一の相互作用として、要点だけ申し上げますが、「すなわち、戦争は暴力行為であり、その行使にはいかなる限界もない。かくて一方の暴力は他方の暴力をよびおこし、そこから生ずる相互作用は、理論上その極限に達するまでやむことはない。これが、われわれのぶつかる第一の相互作用であり、第一の無限界性である。」そして今度第二の相互作用、「戦争は、生きた力が死物に働きかける作用ではない。それは、常に生きた力と生きた力とのあいだの衝突である。」というのは、戦う二者の一方が全然受身の地位にあるとすれば、それは戦争とはいえないからである。したがつて軍事行動の究極的目標についてわれわれがのべたこと（敵の粉碎）は、当然戦う双方についてあてはまらざるをえない。ここにまたしても相互作用が生ずる。私が敵を粉碎してしまわないかぎり、私はたえづ敵が私を粉碎しはせぬかということが恐れていなければならぬ。そのため私は常に不安な気持ちを脱することができない。私が敵の抵抗を激发させるように、敵もまた私の抵抗を激

最後に先生のおつしやいましたそういう無限界性からいつて、自衛隊においても無限界性を追求することになるではないかというお話をございま
すが、先ほど来申し上げておりますように、わが国
の防衛の構想そのものがみずから努力によつ
て限定、小規模な侵略に対しても自力で排除し、そ
れ以上のものに対しても日米安保体制で対処する
という方針、構想を持っておるわけございま
す、そういう意味で、先生のおつしやいますよう
に、自衛隊もまた無限界性に向かっていくのでは
ないかというようなことは当たらないというふう
に考へるわけであります。

○渡部(行)委員 あなたは大分クラウゼビッツを
ゆがめて解釈しておるんじゃないでしょうか。い
ま言つたのは、戦争は政治の一つの極限の手段で
あるということは確かに言つております。しか
し、それにはいわゆる戦後の問題まで考へてゐる
場合もあるし、そうでない場合もある。いろいろ
な場合を想定して彼は言つてゐるのです。しかし
、一たん戦闘となれば、この無限界性に入つて
ラウゼビッツではなくなりますよ。そこで、私は、
日本のいまの状態というのは、純粹な兵法の上か
ら言うと全くなっていいというのではなく、こういう
ことを言つてゐるのである。「戦争は実に危険な事
業であつて、このような危険な事業にあつては、
お人好しから生まれる誤謬ほど恐るべきものはな
いからである。物理的暴力の行使にあたり、そこ
に理性が参加するのは当然であるが、そのさい、一
方は、まったく無慈悲に、流血にもたじろぐこと
なく、この暴力を用ひないと、他方には、このよう
な断乎さが欠けているとすれば、かららず前者が
後者を圧倒するであろう。そうすると、後者もま
た前者に劣らぬ暴力を用ひないわけにはゆかず、
こうして双方が極限まで暴力行使するようにな
り、両者間の力の均衡以外には、これを制限する

○塙田政府委員 いま日米共同対処の場合に、アメリカと日本の自衛隊との共同関係についてお話をございましたけれども、その点につきましては、「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインの中に日本の自衛隊と米軍の役割りとを明確にいたしておりまして、日本に対する武力攻撃がなされた場合の基本的な考え方といたしまして、「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。」これが基本になって、「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。」これが基本になって、「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。」これが基本になって、「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。」これが基本にならぬことをやはりはつきりと見抜いていかなければならぬと思いますが、防衛庁長官いかがでしょうか。

に違反するような条約は締結される可能性はないものと存じております。

○渡部(行)委員 そこで、今度は防衛庁長官にお伺いしますが、最近ソーレーンを防衛しなければならないという議論が出ておるようございますが、この石油輸送路というものは物すごい広大なものであり、大変なわけございます。この防衛

といふものは憲法に違反しないでどうか。

○塩田政府委員 シーケーンの防衛が憲法に違反するかどうかという観点からの議論の場合、それが海外派兵になる場合、それが集団自衛権の行使になる場合、これは明瞭に憲法に違反であります。

○渡部(行)委員 ところが、今度の白書では、海上交通の安全を確保しなければならない、そういうこと

になつていくと思うのですが、そういう表現で軍備増強をしますと、まさに憲法を逸脱したような解釈が当然まかり通るような事態になりはしない

うことで、海上自衛隊を増強しておるわけですね。そうすると、海上交通の安全というには、シ

ーレーンだけなしにすべての輸送路といふこと

になつていくと思うのですが、そういう表現で軍備増強をしますと、まさに憲法を逸脱したような解釈が当然まかり通るような事態になりはしない

るか。つまり日本とソ連の間に危険性がより大きいのか、アメリカとソ連の間の危険性がより大きいのか、こういうふうに見てまいりますと、私はいじやないか、むしろアメリカとソ連の激突する危険性の方が大きいのではないか、こういうふうに考えるわけです。そうすると、いまの日米安保条約は、日本を守るためにアメリカを拘束しているのではなくて、アメリカがソ連と対抗上日本を拘束する、その一つのきずなになっているのが日本安保条約ではないか。むしろ日本はアメリカのそういうきずなに引きずられて危険なあちへとつり込まれていく、こういうことが考えられるのでないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○塩田政府委員 何度も申し上げておりますように、私どもは、日米安保条約は、日本が侵攻を受けた場合に、日本のみすから防衛努力とともに、それ以上の侵略規模のものに対しまして日本で共同で対処するというものでございまして、そのように御理解いただきたいと思います。

○渡部(行)委員 いよいよ時間が参りましたので、最後にお伺いいたします。私は、軍備を増強して、そうして仮想敵国をつくって、ことさらに問題を大きくしていく、こういうやり方は下の下だと思うのです。そうではないに、なるべく敵国をつくらないように、あるいは世界の中に紛争があつたら、その紛争を解決する方針でもっと自主的に日本が働きかけをすべきじゃないだろうか。しかも、この防衛白書というのやないだらうか。しかし、この防衛白書といふのは、米ソの関係については非常に詳しく述べてあるけれども、第三世界、つまり発展途上国に対する分析、日本のそれに対するこれからの働きかけ等については全く触れていないと言つて過言ではありません。こうの中では、これから日本の将来を考えたときに、私は日本は逆に非同盟中立で、そうして軍縮こそがいま日本のなす役割りでないか。SALT IIもアメリカがいまなかなか批准をしないでおるという情勢の中では、そういう

うものを促進させ、さらには世界の軍縮に向かって日本が主導権をとっていく、そういうふうな具体的な行動をすれば、日本は、これから第三世界からもあるいは他の国々からも平和日本としての信頼を獲得することができる。そこで初めて貿易立国の厳然たる基盤を守ることができると私は思ひます。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。自民党の研修会の席上、私は「防衛計画の大綱」について概要を説明いたしまして、防衛庁として現在のところこれを見直す考え方ではないというふうにおきましてございましたが、せっかくの御提言でござつたのでございましたが、その範囲内におきましておきましては、憲法の許す範囲内におきまして自衛のための実力を整備することが必要であり、また日米安全保障体制を効率的に運営することによって、外部からの起り得る侵略に對処する、万々一の場合には有効に對処できる基礎的なものを持つて、ことさらに問題を大きくしていく、こういうふうに聞いております。その後、質問の時間をおきまして、党員の中から、一九八五年ごろどうなるか、こういう質問がございましたので、大分先のことござりますから、国際情勢や

うものでござりますが、その点を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。演で、「防衛計画の大綱」をお不十分だと思つたような発言は一体どういう認識のものでどういうふうにおつしやつたのでしょうか。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

防衛庁長官は、九月八日の自民党の研修会の講演で、「防衛計画の大綱」を完全に達成してもないのか、どういうふうに見てまいりますと、私はいじやないか、むしろアメリカとソ連の激突する危険性の方が大きいのではないか、こういうふうに考えるわけです。そうすると、いまの日米安保条約は、日本を守るためにアメリカを拘束しているのではなくて、アメリカがソ連と対抗上日本を拘束する、その一つのきずなになっているのが日本安保条約ではないか。むしろ日本はアメリカのそういうきずなに引きずられて危険なあちへとつり込まれていく、こういうことが考えられるのでないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○塩谷委員長代理 矢山有作君。

○矢山委員 大変遅くなりまして御苦勞さまで

が、長官、もうしばらくおつき合いをいただきま

す。

○渡部(行)委員 どうもありがとうございました。

○塩谷委員長代理 矢山有作君。

○矢山委員 大変遅くなりまして御苦勞さまで

が、長官、もうしばらくおつき合いをいただきま

す。

○渡部(行)委員 どうもありがとうございました。

○塩谷委員長代理 矢山有作君。

○矢山委員 その当時の御発言を全部とつてみてから議論するのがこれは筋だと思いますが、それも、未確定の要素が多いわけでございますので、

具体的な内容まで考えて申し上げたわけではございません。

○塩谷委員長代理 矢山有作君。

○矢山委員 その当時の御発言を全部とつてみてから議論するのがこれは筋だと思いますが、それも、未確定の要素が多いわけでございますので、

といふことになると、一つ問題ができると思ひます。

というのには、御承知のように、「防衛計画の大綱」ではいわゆる基礎的防衛力の整備ということを一つ考えておるわけでしよう。基礎的防衛力をどう整備していく上については、規模の点、つまり量的な面ではいま大体その水準は達成されており、こう言われておるわけです。それで、質的な面の維持向上を図っていくんだ、こう言つておるわけですね。だから、もしあなたが伝えられるよう quantify 的な点で不十分だとおっしゃつておるんだとするなら、「防衛計画の大綱」というものはその時点でもう崩れておるわけですね。そういうことをなるから、私は一体その認識はどうだったのか、その点は今後「防衛計画の大綱」というものを議論する場合に非常に重要な点から伺つておるわけです。

うのです。したがつて私が申し上げたいのは、「防衛計画の大綱」の根幹に触れるようなことを不用意に言つて軽々しく取り消すというようなことをやめなければいけない、そういう意味で言つておるわけですか。少なくとも防衛力の整備というのをきわめて重要な問題なんですから、その防衛力整備の一つの根幹になつておる「防衛計画の大綱」の基本を播るがよくなされて、それが指摘されると軽々しくそれを取り消して見直しはしないんだ、こういったような考え方でおつたのでは、われわれは防衛庁の最高責任者としてあなたを信頼することができなくなるから、そういう意味でこの点を私は指摘申し上げたわけです。わかりますか。

何だとか、そんなことは軽々しくおしゃらな方がいい、そういう意味で申し上げたわけです。ですから、先ほども申し上げたように、あなたは少なくとも防衛庁の長官なんだから、重要な防衛力の整備について誤解を生むような発言を軽々しくなさらぬよう、そのことを私は御注意申し上げておるわけです。

そこで、あなたはいまこの時点で、「防衛計画

四分の一、陸海空につきまして若干の割合の相違はあると申しますが、相当な部分を極東に配備してきておる。そういう変化はあるわけでござりますが、いま先生御指摘の核行使を含んでの大規模な戦争が差し迫つた状態ではない、そういう判断は防衛計画策定の当時におきましても考えておったのでございますが、その点におきましては変

卷之三

○大村國務大臣　お答え申し上げます
の大綱”がつくられたときと現在とで見方に変化があると考えておられますか。

国際情勢のか、どうで
わりがない、こういう認識でござります。でありますから、一言で言いますと、ふわゆる米ソ間のデータントが崩れ去つたものとは私ども考えてないわけでございます。

「防衛計画の大綱」が策定されましたのは、先生御承知のとおり昭和五十一年の秋でございます。その当時と現在と違いがあるのかないのか、

○矢山委員　だから、私の方があなたの答弁に対して言っているじゃありませんか。国際情勢について変化はあった。あつたが、その変化は「防衛」

計画の大綱を見直さなければならぬとの変り
なことは思つてないんですね。そういう御答弁などは
ですなと私は言つておるのであります。そうちなんでも
よう。回りくどいことはいへんのです。

○大臣國務大臣 お答え申し上げます。

私は「防衛費削減の力綱」を石井見直さんと一緒に書いたことは明白であります。その後、国会の委員会でたびたびお尋ねがございましたが、その点は繰り返し明確に申し上げて、るところです。

ますので、そういう意味におきましては、大筋において変化はないものと考えております。

○矢山委員 そこでお聞きしたいのですが、そことすると「防衛計画の大綱」を見直すといつたよな国際情勢の変化というのは、大体どういうことあるのですか。

○矢山委員 答えましたわけでござります。
それは、このことが国会の場で問題になつた後に、あなたが「防衛計画の大綱」は直すつもりはない、こうおっしゃったわけです。

大分先のことございましたので、将来のこととよくわからないが、変える必要が出るかもしれないし、あるいは見直さないで済むかもしれない。いふ趣旨のことをお答えまして、そこで時間

が、しかし、大綱をつくった当時の国際情勢が大きく変化をして、「防衛計画の大綱」を見直すほどのいわゆる情勢の変化はない、こういうふうにおっしゃつておられるのですか。

ものでございますが、情勢そのものにつきましては、国際情勢といふのは時々刻々変転するものでございまして、防衛計画をつくりましたころにたてては、まことにいろいろなことがありますございまして、

○大村國務大臣　お答えいたします。
五十一から五十五年の現在に至るまでのいろいろな状況を見ますと、変化がないとは申せない

けれども、例示として条件を提示したことありますけれども、まだその他の条件もございました。一言でデタントと申しましても「防衛計画」

ぼかしながら、「防衛計画の大綱」は見直すつゝりはないというふうに訂正なさったんだろうと田

第一類第一号 内閣委員会議録第六号 昭和五十五年十月三十日

○矢山委員 そこでお伺いしたいのは、この「防衛計画の大綱」の達成について関連を持ってくるのですが、現在の中期業務見積もりはいつごろを中途として達成をされるのかということです。

○塩田政府委員 現在の五十三中業は五十九年をめどに作成しておるものでございます。

○矢山委員 五十九年をめどに作成をしておるということは承知をしております。ところが、明年度の予算編成について大平・カーター会談等々を中心にしながらアメリカの方から防衛力の増強を速やかにやれというようなことで、政府が持つておる計画と言われておるようですが、これは大体中期業務見積もりを指すのだというふうに理解されておるところです。その中期業務見積もりを早期に達成するためには五十六年度の予算を別扱いにやつて要求しているわけですから、そういう形でいった場合に、当初計画は五十九年度達成ということであるけれども、別枠予算を組んだりして早期に達成しようとする場合に一体いつを中途にして達成されようとするのか、こういうことを聞いておるわけです。

○塩田政府委員 やはり五十九年度達成を目指にしておるわけでございまして、いま先生のおおっしゃいましたことは、私ども早期達成ということを言つておるわけですが、それは中期業務見積もり全部を早期達成するのではなくて、主要な装備品につきまして早期に達成を図りたいということです、そういう配慮をした来年度予算案をお願いしておりますけれども、そのことは別に中期業務見積もり全部が五十九年じゃなくともっと早くなるというものではございません。

○矢山委員 それはこれから後重要になつてきますからだめ押しをしておきますが、中期業務見積もりのうち主要なものについては早期に達成したのが、全体の達成は五十九年度だ、こういうことですね。

○塩田政府委員 そのとおりでございます。

○矢山委員 そうすると「防衛計画の大綱」の達成は大体いつを中途とされておるのですか。不思議

なことに、計画をつくるたどきには大体計画の達成時期等が一応考えられておるはずだけれども、どうもこれについては計画達成時期というものが全然考えられておらぬようなんですね。そこで、一体この大綱の達成はいつごろを日程に考えておられるのかということです。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。
防衛計画大綱には期限が付せられていない、これは御指摘のとおりでございます。この大綱の線を目標にいたしまして、その範囲内で現在防衛庁といたしましては五十三中業を五十五年度から五十九年度二分間に亘りて、一九四五年度までござります。

だということは気持としてはあるんぢやないですか。それなしに大蔵省に予算要求するのですか。いつでもよろしくうございします、少なくとも多くてもよろしくうございますというような予算要求をやるのなら、何もねばり込んで、九・七〇%で別倅扱いをして予算をふんだくろうとする必要はないつです。

だということは気持としてはあるんぢやないですか。それなしに大蔵省に予算要求するのですか。いつでもよろしくどうぞいります、少なくて多くてもよろしくどうぞいりますと、いうような予算要求をやるのなら、何もねばり込んで、九・七%で別枠扱いをして予算をふんだくろうとする必要はないわけです。

○塙田政府委員 いま長官が申しましたように、いま来年度の予算要求を出して、先ほど私が申し上げたように、その中には早期達成ということを配慮して予算をお願いいたしております。それがどの程度つくままだわかりませんけれども、それをまず努力しまして、引き続き五十七年度以降で早期達成に努力をして五十三中業となるべく速やかに達成して、かねてから申し上げておりますように、「防衛計画の大綱」の水準に早く到達したいということを申し上げているわけであります。

○矢山委員 幾ら言つても時期を明示されぬといふなら仕方がありません。そのようすに防衛庁といふのは出たとこ勝負で、無責任な態度で防衛力整備に取り組んでおるのだということを反面裏づけるような形になるわけです。計画を立てた以上は、普通なら大体いつごろを目途にして達成しちゃいというつもりで取り組んでいくというのが私は真剣な姿勢だと思います。それがないとおっしゃるのなら仕方がありません。二十年かかるうと二十年かからうと構わぬというなら、この財政の厳しいときに別枠扱いをするというような無理な文を財政当局になさらぬことです。そういうことをなさるのなら、少なくともいつまでは達成させたいという気持ちがそこになければならぬはずです。もう九・七%別枠扱い、またそのときの情勢によって追加要求する、そんなことやめますか、そんな無責任な姿勢なら。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

防衛庁としての希望と申しますか、ねらいを二えという趣旨のお尋ねでございます。残念ながらこの「防衛計画の大綱」に期限が付せられておらず、ませんので、明確なお答えはいたしかねるわけ

ござりますが、現在私どもが進めております五三中業が五十五年から五十九年、これが完全に達成されましたときには大綱の線に大分近づいてくるわけでござります。主な項目について説明せいであります。おきましてはだんだん近づくはずである。そういう意味で私ども五十六年度の概算要求には力こぶを入れておるわけでございますので、御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○矢山委員 いま、あなたとうとうおっしゃったじゃないですか。資料用意しておると言ふんでしょ。達成を図るためにどういうふうにやつていくかという資料を用意しておると言つた。それだったら、その資料をあなた出したらどうですか。

○大村国務大臣 お尋ねに対しますお答えでござりますが、現在進めておる中期業務見積もりが実現した場合と防衛計画の線と比較した場合にどういう姿になるか、これは全部の項目にわたってはなかなかできぬわけですが、主な項目についてお尋ねがあればお答えをする資料を用意している、こういう意味でございますので、お尋ねがあれば御説明させていただきたい、こう思ひます。

○矢山委員 それでは私の質疑の時間の関係もありますから、その用意をされておる資料を出してほしいということですから、ぜひ出してください。

それだけの用意ができてる。つまり五十三中業を達成したときに「防衛計画の大綱」との関係がどうなつてくるのか、どの程度大綱が充足されてくるのかということもわかつてはまだかるから、そうなれば防衛計画大綱の達成の時期といふものもおのずからわかるんじやないですか、あなたの方の気持ちとして。

○塩田政府委員 いま長官のお答えしました資料はここにござりますので、お答えさせていただきます。

に「防衛計画の大綱」別表の水準にまだ達しないものを申し上げますと、海上自衛隊の陸上対潜機部隊が、大綱別表では十六個隊であるのにに対しまして中業完成時には十四個隊で、「一個隊まだ足らない」ということになります。それから対潜水上艦艇は、約六十隻と大綱になつておりますが中業が完成したときには五十八隻でござりますから、二ないし三隻足らない。それから海上自衛隊の作戦用航空機約二百二十機と大綱の別表ではあります、中業完成時は約百八十機でござりますが、中業完成時では約四百三十機になつておりますが、中業完成時では約三百五十機でござりますから約八十機足らないということと、大綱別表の規模と比べまして、中業完成時に達しないものは以上のようなことになります。いかがござりますが、それは規模的な面でございまして、防衛力の質と、うな面につきましては、国際的な軍事技術の動向等も関連をしまして流動的な要素がござりますので、何%達成とかいうふうにパーセントであらわすことはむずかしいと思ひます。いま申し上げたのは規模的な数量的にあらわせるもの申し上げたわけであります。

○矢山委員 それは後で資料で下さいね。

○塩田政府委員 いま申し上げた資料でございりますれば結構でございます。

○矢山委員 そこまで「防衛計画の大綱」と五十三中業が達成されたときの状態というものが明らかにできるんなら、それを踏まえてさらに「防衛計画の大綱」をいつごろに達成したいという気持ちがあるのか、ということを、もうそこまで来れれば言えますね。

○塩田政府委員 次の五十六中業の作業に入つておりませんので、いまの段階では、いつというふうには申し上げる段階ではございません。私どもの気持ちとして、早く達成したいという気持ちがあるということだけは申し上げられますけれども、いつごろというふうには申し上げる段階では

○矢山委員 ここだけにひつかつておつても仕方がないから先へ移りますが、ここまで話が進んできて、なおかつ防衛庁として「防衛計画の大綱」をいつまでに達成したいんだということが言えないと、いうのは、よほど秘密主義というのか、よほど言いたくないのか知りませんけれども、まさにこれじや先ほど出でおつたシビリアンコントロールも何もないですね。そのぐらいなことは、計画を自分たちでつくったんだから、それをどうやって実現させたいということぐらいは、やはりおっしゃった方がいいですよ、論議をする上には。

そこでお聞きしたいのですが、御存じのように財政難です。その財政難のときには防衛費だけは九・七%で、さらに今後状況によつたら追加要求するんだ、追加要求も認めようというようなことを別枠の扱いになつているわけです。ところが私は、こういう別枠扱いをやるということは、「防衛計画の大綱」から考えて、その大綱の線を踏み外したことになるのぢやないかという気がするんですよ。なぜかと言うと、「防衛計画の大綱」の中にこういうことを言つておるわけです。そうすると、御承知のように大蔵当局がゼロリストなどと称するものまで発表して財政の膨張を抑えよう、緊縮財政に持つていいこうとしておるこの財政難のときには、こういう別枠扱いまでやつて予算を組む。いま要求しておる段階ですから、認めるかどうかわかりませんが、認めるとするなら、これは「防衛計画の大綱」の立場を踏み外すということになるのぢやないでしょうか。これは大蔵当局にも外したことにはならないというふうに理解してお聞きたいところなんですが。

○塙田政府委員 いまお話をございましたようにまだ要求の段階でござりますけれども、私どもは、いま先生の御指摘の「防衛計画の大綱」を踏み外したことにはならないというふうに理解してお

○吉野(實)政府委員 「防衛計画の大綱」がそのときどきの経済財政事情との調和をとつてやれといふように書いてありますけれども、ちょっとと先に進み過ぎるかもしれません、われわれ防衛庁といたしましては「防衛計画の大綱」なるべく早く達成されるようにならう姿勢を持っております。それから、財政事情が非常に厳しいのでシーリングの枠が低くなりそうだ、しかしながら一方において、五十五年度以前の国庫債務負担行為の歳出化あるいは油の値上がり等、当然増的経費が非常に多いので、われわれの方といましてはこの七・五%程度と想定されるシーリングではとても大変だということで特別の配慮を求めた。概算要求の段階ですから、先生がおっしゃいましたように、これから査定を経ませんと、経済財政事情との調和をとったかとらぬかという問題はまだ申し上げるのは早いのですけれども、少なくともシーリングの段階では、大蔵省と話し合いたしまして、その後で閣議の了解を得て、特別といいますか、シーリングの特別配慮をしていただいたということをごぞざいますので、いまの段階で「防衛計画の大綱」を踏み外したということはちょっと言えないのではないかと思います。

○矢山委員 それは私が聞いても、あなたの方で、そうです、「防衛計画の大綱」を踏み外しましては、これは言わぬでしょうね。私もまた正直にそういふふうに言うと思って聞いてないのだから。そういうふうに逃げるだらうと思つて聞いていたのです。しかし、だれが見たって、これだけ財政が厳しいことが喧伝されているわけでしょう。その中で各省庁の経費は対前年度比七・五%に抑えられた。防衛庁のシーリング枠だけは九・七%認められて、その上に情勢の変化で追加を要するならそれも考慮しようということになつたということは、これはだれが見たりて、「防衛計画の大綱」で言っておる「そのときどきにおける経済財政事情等を勘案し、國の他の諸施策との調和を図り」という点は、防衛庁はそうでないとおっしゃるところだと思います。

つでも、やはり逸脱しておるなということになりりますよ。他省庁の予算のシーリングと防衛庁のを比較してごらんなさい。はつきり出てくるじやありませんか。なぜ防衛費だけを別枠扱いにしなければならぬかといふことになるわけです。

そこで、私が幾らこれを言つても、そうです、踏み外しましたとは言われぬだらうから、次に移りますが、聞きたいのは、それほどまでしてなぜ防衛費の増加を図る、つまり防衛力の増強を図つていかなきやならぬのか、その理由はなんですか、長官。

○大村國務大臣

お答え申し上げます。

政府は、從来から「防衛計画の大綱」に留意しつゝ、装備の更新、近代化等を中心的に防衛力の質的改善に努めてきましたが、防衛庁としましては、最近における厳しい国際情勢にかんがみると、同大綱に定める防衛力の水準を可及的速やかに達成することが必要であると考えたのでございます。

しかし、五十六年度概算要求に当たり、財政再建の觀点から要求梓いわゆるシーリングが從来にない厳しいものとなることが見込まれ、一方では來年度の防衛予算において歳出化等の当然増的経費が多額に上ることとなるため、防衛庁の概算要求の方について特例措置を求めたものでござります。

以上のような情勢を踏まえまして、概算要求梓の決定に先立ちまして、この問題について大蔵大臣と素直な意見交換を行つたのであります。

承知のとおり、從来から概算要求に関する閣議了解において、各種年金の平年度化増の経費、政府開発援助経費等幾つかの経費については、その経費の性質に応じたシーリング上の特別な配慮がなされておりまます。今回は、これら特例の一つとして、国際条約の実施に伴い必要とされる既國庫債務負担行為等の歳出化に係る経費についても、経費としての義務的性格がきわめて強いこと

に着目しまして、一部原則梓を超えて要求し得るという特別な配慮がなされることになつたのでござります。

つでも、やはり逸脱しておるなということになりりますよ。

そこで、私が幾らこれを言つても、そうです、

踏み外しましたとは言われぬだらうから、次に移

りますが、聞きたいのは、それほどまでしてなぜ

防衛費の増加を図る、つまり防衛力の増強を図つていかなきやならぬのか、その理由はなんですか、長官。

お答え申し上げます。

○矢山委員

そうすると、これと「防衛計画の大綱」との関係はどうなるかということです、いま

のようなお考え方と、とうのは、申すまでもなし

に、「防衛計画の大綱」の基盤的防衛力構想、これ

は、「防衛計画の大綱」で考えられておるのはいわゆる基盤的防衛力構想と言われておるものだと思

いますが、それとの食い違いができるんじや

ないでしようか。いまのような形で国際情勢が嚴

しくなつた、つまりソ連の潜在的脅威が増した、

だからそれに対応して防衛力の強化をやつしていく

のだ、こういうことになれば、基盤的防衛力構想

と称しておる防衛計画大綱の立場とは食い違つて

くるよう思いますか、いかがでしょう。

○大村國務大臣

お答え申し上げます。

○矢山委員

そうすると、これと「防衛計画の大綱」との関係はどうなるかということです、いまのようなお考え方と、とうのは、申すまでもなしに、「防衛計画の大綱」で言つておる、いわゆる俗に

ざいます。

○大村國務大臣

お答えします。そのとおりでござります。

○矢山委員

こういったことも含まれておるわけですね。

○大村國務大臣

お答えします。そのとおりでござります。

○矢山委員

こういったことは、防衛白書にも指摘しておりますように、極東ソ連軍の増強初め、わが国に対するソ連の潜在的脅威があえておる、増加しておる

国际情勢だ、こういうことなんですね。その厳しい

国际情勢だ、こういうことなんですね。その厳しい

国际情勢だ、こういったことは、防衛白書にも指摘しておりますように、極東ソ連軍の増強初め、わが国に対するソ連の潜在的脅威があえておる、増加しておる

国际情勢だ、こういったことは、防衛白書にも指摘しておりますように、極東ソ連軍の増強初め、わが国に対するソ連の潜在的脅威があえておる、増加しておる

国际情勢だ、こういったことは、防衛白書にも指摘しておりますように、極東ソ連軍の増強初め、わが国に対するソ連の潜在的脅威があえておる、増加しておる

国际情勢だ、こういったことは、防衛白書にも指摘

しておる

国际情勢だ、こういったことは、防衛白書にも指摘

なお、いまお話を出ました所要防衛力構想といいますものは、平時から限定かつ小規模を超える通常兵器による侵略に対しても、自力で有効に対処できる防衛力を整備しようという考え方でありますけれども、そのような事態に対しましては、米国と共同して対処するとしておるところでございまして、「防衛計画の大綱」において所要防衛力の構想を取り入れていないことは、そのとおりでございます。基盤的防衛力の考え方でできておりまして、それによってできておる水準にもまだ達していない、それで早く達したい、こういふことを言つておるわけであります。(「少しこんがらがつてきたんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○矢山委員 まさにいまお話が出たように、どうも少しこんがらがつてきましたね。所要防衛力構想といふものは、何も日米安保体制を離れて自力で対応する防衛力整備なんて、そんなことじやないでしよう。所要防衛力構想といふのは、いままでわれわれが聞かされておるのは、そのときどきの脅威の量に応じてそれに対応するよう防衛力整備なんだ。だから私どもは、いま長官のおっしゃつたような、ソ連の潜在的脅威が増したから、防衛力整備を急がなければならぬのだということを、その考え方での防衛力整備といふことは、「防衛計画の大綱」に言ふ基盤的防衛力の整備とは考え方が違つてきておるな、こう言つておるので、後であなた方の答弁されたのをよく読んでください。あなた方自身だって、ちょっとおれの答弁おかしいと思われますよ。

そこで、大蔵省見えたようですから、大蔵省に

聞きますが、いま私が大蔵省に聞きたいのは、あなた方はゼロリストまで発表されるほど財政が厳しい、こう言っておられるときに、防衛費だけについてはシーリングにおいて別枠扱いにされたわけですね。査定はどうなるか知りませんよ。少なくともシーリングにおいて別枠扱いにされた、そなうのではないか。では「防衛計画の大綱」でどん

なことを言つておるかといふと、防衛力整備の具

体的な実施に際しては、「そのときどきにおける経済財政事情等を勘案し、國の他の諸施策との調和を図りつつ」防衛力整備をやる、こうなつておられます。したがつて、シーリングにおける防衛費の取り扱いは、この大綱の立場から言うと矛盾がありますが、しかし、大蔵省はどう受けとめておるのでありますか、こう言つておるわけです。

○畠山説明員 お答えいたしました。

まず防衛費だけについてシーリングの特別枠を設けたという点でございますが、これは先生も御承知だと思いますけれども、厚生年金等の各種年金の増分につきましても同様に特別扱いをいたしておりますし、石特会計あるいはODAについて例外を設けておるわけでございます。それから防衛費について申し上げますと、今回は防衛費

年金の増分につきましても同様に特別扱いをいたしております。しかし、大蔵省はどう受けとめておるのでありますか、こう言つておるわけです。

そこで、その次にもう一つ聞きたいんですけど、これも恐らく否定するでしょうが、防衛白書を見ると、「防衛力の整備」のところで「防衛力整備には長い期間を要するため、國際情勢の急激な変化があつた場合にも、すぐそれに対応して急速に防衛

力を整備することは容易ではない。したがつて、平素から将来のわが国防衛力のあるべき姿を検討しつつ」着実に整備を図っていく、こういうふうにおっしゃつておるんです。これも、私は先ほど申し上げたと同じように「防衛計画の大綱」に言ふ

基盤的防衛力整備という立場から判断をした場合に、そのときどきの脅威に対応して防衛力整備をやるという考え方へ変わってきておるというふうに私は理解をしておるわけです。

○塙田政府委員 その点はまさに私は逆に基盤的防衛力の考え方の一つの重要な点ではないかと思います。というのは、いわゆる基盤的防衛力の考え方には、先ほども話が出来ましたが、平時に

おける云々といふことでいろいろ書いてございました。それがどうもできないという形ではいかがかといふことから、これを経費の性質に着目して例外扱いとした結果防衛費が九・七%という増加額、要

求枠になつたということです。

なお、お話の中にも査定の話はどうなるかわからぬぞと言われましたけれども、まさに「防衛計

画の大綱」で申しておりますのは、年々の予算を決めます際のことと述べているものと理解してお

りまして、もちろん今後の査定の過程におきま

る限りで、われわれ他の経費とのバランスを考慮し、財

政事情を考慮しながら適切な規模に決定してまい

ります。しかし、主導的判断だと言ひながらなぜアメ

リカはあれだけ強力にあらゆる機会をとらえて、

予算の問題に触れるようなことまで言ひながら防

衛力の増強を求めるか。この姿勢を見ておると、

やはりアメリカの強い要請で動かされてしまふ

ところは見えざるを得ないわけですよ。

私は、わが国の防衛といふのは、わが國の地

てそれを下げて削つて出してこいということまで防衛廳において五百五十二億の増に、例外扱いは酷であろうということから、その分が結果として防衛費について申し上げますと、今回は防衛費でありますから将来のわが国防衛力のあるべき姿を検討しつつ」着実に整備を図っていく、こういうふうにおっしゃつておるんです。これも、私は先ほど申し上げたと同じように「防衛計画の大綱」に言ふ基盤的防衛力整備という立場から判断をした場合に、そのときどきの脅威に対応して防衛力整備をやるという考え方へ変わってきておるというふうに私は理解をしておるわけです。

○塙田政府委員 その点はまさに私は逆に基盤的

防衛力の考え方の一つの重要な点ではないかと思います。というのは、いわゆる基盤的防衛力の考え方には、先ほども話が出来ましたが、平時に

おける云々といふことでいろいろ書いてございました。それがどうもできないという形ではいかがかといふことから、これを経費の性質に着目して例外扱いとした結果防衛費が九・七%という増加額、要

求枠になつたということです。

なお、お話の中にも査定の話はどうなるかわからぬぞと言われましたけれども、まさに「防衛計

画の大綱」で申しておりますのは、年々の予算を決めます際のことと述べているものと理解してお

りまして、もちろん今後の査定の過程におきま

る限りで、われわれ他の経費とのバランスを考慮し、財

政事情を考慮しながら適切な規模に決定してまい

ります。しかし、主導的判断だと言ひながらなぜアメ

リカはあれだけ強力にあらゆる機会をとらえて、

予算の問題に触れるようなことまで言ひながら防

衛力の増強を求めるか。この姿勢を見ておると、

やはりアメリカの強い要請で動かされてしまふ

ところは見えざるを得ないわけですよ。

私は、わが国の防衛といふのは、わが國の地

が敵しくて「防衛計画の大綱」に問題を残しながら

防衛力の増強を急がなければならぬ、その背景

は、やはりアメリカ側からの強力な防衛力増強に

対する要請というものがあるのでしょうね。私どもそう理解せざるを得ぬのです。大平・カーター

会談を中心としてその前後の日本政府とアメリカ

政府関係者とのやりとりを見ていると、そういう

ふうに思われてならぬ。そこで私が申し上げたい

のは、防衛問題というのはアメリカからとやかく

言はれてやる問題じゃないと思うのです。特に最

近アメリカの言っていることは、中華の繰り上げ

どころの話じゃないので、シーリングのときに九

・七%認めた、ところがこれからの情勢の変化に

応じて追加要求もあり得るということについて一

体どうなんだというようなことまで立ち入ってい

る言つておるようですが、まさに内政干渉に類す

るようなことまでアメリカは日本の防衛力整備に

ついて口を出してきておる、私どもはそう思ひの

です。それだけの強い圧力、そういう中でこの防

衛力の整備が考えられておると私どもは理解しま

すが、私はこの防衛問題というのはアメリカから

とやかく言はれてやる話じゃないと思うのです。

あなたの方はよく、そうじゃない、言はれてやるん

じゃないんだ、自主的判断だ、こう言ひののです

が、しかし、自主的判断だと言ひながらなぜアメ

リカはあれだけ強力にあらゆる機会をとらえて、

予算の問題に触れるようなことまで言ひながら防

衛力の増強を求めるか。この姿勢を見ておると、

やはりアメリカの強い要請で動かされてしまふ

ところは見えざるを得ないわけですよ。

私は、わが国の防衛といふのは、わが國の地

形、人口、産業の分布状態、そういうたわが国の実情に即して、どういう防衛力を整備したら一番効果的なかという自主的な判断すべきだと思います。私どもは基本的には防衛力整備というのですよ。反対ですが、やるとしてもそういうのは反対ですよ、反対ですが、やるとしてもそういうことでなければ、アメリカが要求するからその要求に合わせた軍事力整備というのじゃ、日本の防衛ということから言うならいさか間違じやないか、こういうふうに私は思うのですけれども、どうなんですか。

○大村國務大臣 お答え申し上げます。

わが国の防衛がわが国自身の努力によって國力、国情に応じたものでなければならぬ、これはまことに御説のとおりでございまして、国防の基本方針にも明記されているところでござります。と同時に、わが国が単独ですべての侵略に対処することもむずかしいわけでござりますので、わが国はみずから適切な規模の防衛力とともに米国との安全保障体制を平和と安全の基礎としており、日米安保体制の信頼性の維持及びその円滑な運用体制の整備を図ることは重要なことであると考えておるのでござります。

そこで、米国から西側自由陣営の一員としてわ

が国が防衛力を着実かつ顕著に増強するよう希望

が表明されているのは事実でござります。米国か

らの希望表明については、日米安保体制を堅持す

るとの基本的態度のもと、米国政府との間で十分

の意思疎通を図りつつ、わが国自身の問題として真剣に対応していくべき問題であると考えております。政府といたしましては、現下の厳しさを増しつつある国際情勢、西欧諸国の行っている努力、日本の財政経済事情等を念頭に置きながら、わが国の自主的判断に基づき、なし得る限りの防衛努力を積み重ねていく所存であります。

○矢山委員 あなたの答弁は答弁として承つておきますが、私どもは、日米間のわが国の防

衛力整備をめぐるやりとりをずっと系統づけて見

ておりますと、これはやっぱりアメリカの強い要

請で動かされておるというふうにしか考えられな

いわけです。そこはまた見解の相違ということにしておきましょう。

そこで、外務省にちょっと聞きたいのですけれ

ども、今度の、この八月ですか出された外交青書

を見て、私は從来の外交の基本的な方針というものがいさか変わっているのじやないかなと

いう気がしておるのですけれども、これはどうな

んでしよう。

というのは、あれを読んでみますと、ソ連の一貫した軍事力の増強を説きながら、世界の政治

とすると自由主義諸国間の一層の团结を力説し、わ

れは変わってきたなという印象を受ける、こうい

うことで申し上げたわけです。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

軍事面での変化を述べ、米国及び西欧諸国を初め

と主張しておりますね。これは明確に西側の一員

としての日本の立場を鮮明にしたものだと思うの

ですが、こういう考え方でいくと、從来、福田さ

んが盛んに言つておった全方位外交とかあるいは

いかなる国とも敵対しないとか、そういうた考え

方とは多少違つてきたのかなというニーナンスを

感ずるのですけれどもね。

○秋山政府委員 お答えいたしました。

ただいまの御質問は、從来の全方位外交とい

うことは事実であります。

○矢山委員 そこで私は、やはりそれぞれの国

は、アメリカが何と言おうと、基本的にはその國

の国益というのですか、それを踏まえて、まるで

アメリカに同調する、そして同一歩調をとるとい

うのではなく、アメリカの立場に理解はしながら

もやはりそれの独自の立場で対ソ外交という

ものをやつておると思うのです。日本の場合に

も、やはりそれがいまこそ非常に重要なじやない

か。というのは、私は非常に危険だと思ひうの

は、最近だつたと思ひますが、たしかアメリカが

ソ連に対する穀物禁輸を解いたとか解くとかいう

ことが言われておりますね。米ソ間というのには、

そのときどきの情勢の判断によつたら、日本に一

相談しなくとも、米中の外交正常化に踏み出し

たように、わが国の頭越しにソ連との関係を修復

しないという保証はないと思うのですよ。そり

うことになつたときに日本は一体どうするのです

か、取り残されてしまつて。そういうことを考え

ると、いかにアメリカが要求しようと、やはりわ

が国の独自の国益というものを踏まえての対ソ政

策というものを考えていくべきだ。もつと言ひな

いといふ基本的な考え方があつたと思うので

す。しかし、私どもが外交青書を読んで感じたと

ころでは、私がただいま言つたようにいさかかこ

れは変わってきたなという印象を受ける、こうい

うことで申し上げたわけです。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するようなこ

とを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

アフガニスタン侵入でアメリカは対ソ制裁措置を

やつていますね。西側陣営、同盟諸国にも同調する

べきですが、それに對して西欧諸国も

求めおるわけですが、それに對して西欧諸国も

並みといふのは、必ずしもアメリカが要求して

おるよう、一致をしてそれに全く同調するとい

う形ではないよう聞いておるのですけれども、

その点どうなんですか。

○秋山政府委員 ただいまの御質問にお答え申し

上げます。

それぞれの国によりまして立場等が違いますか

ら、いろいろ濃淡のある外交方針がとられている

ことは事実であります。

○矢山委員 そこで私は、やはりそれぞれの国

は、アメリカが何と言おうと、基本的にはその國

の国益というのですか、それを踏まえて、まるで

アメリカに同調する、そして同一歩調をとるとい

うのではなく、アメリカの立場に理解はしながら

もやはりそれの独自の立場で対ソ外交とい

うのをやつておると思うのです。日本の場合に

も、やはりそれがいまこそ非常に重要なじやない

か。というのは、私は非常に危険だと思ひうの

は、最近だつたと思ひますが、たしかアメリカが

ソ連に対する穀物禁輸を解いたとか解くとかいう

ことが言われておりますね。米ソ間というのには、

そのときどきの情勢の判断によつたら、日本に一

相談しなくとも、米中の外交正常化に踏み出し

たように、わが国の頭越しにソ連との関係を修復

しないという保証はないと思うのですよ。そり

うことになつたときに日本は一体どうするのです

か、取り残されてしまつて。そういうことを考え

ると、いかにアメリカが要求しようと、やはりわ

が国の独自の国益というものを踏まえての対ソ政

策というものを考えていくべきだ。もつと言ひな

いといふ基本的な考え方があつたと思うので

す。しかし、私どもが外交青書を読んで感じたと

ころでは、私がただいま言つたようにいさかかこ

れは変わってきたなという印象を受ける、こうい

うことで申し上げたわけです。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

アフガニスタン侵入でアメリカは対ソ制裁措置を

やつていますね。西側陣営、同盟諸国にも同調する

べきですが、それに對して西欧諸国も

求めおるわけですが、それに對して西欧諸国も

並みといふのは、必ずしもアメリカが要求して

おるよう、一致をしてそれに全く同調するとい

う形ではないよう聞いておるのですけれども、

その点どうなんですか。

○秋山委員 それはもちろん、日本の外交とい

うことは事実であります。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、それはむしろ

と、盛んに、ソ連の脅威という言葉は使っており

ます。

そこで、ひとお聞きしたいのですが、ソ連の

脅威は、ソ連の脅威を示唆するよう

ことを言つておる、何か外務省の安全保障政策企

画委員会というのがつくられておる、そこで発

表された文書を見ても、やはりそういう点が強調

されんけれども、ソ連の脅威を

長官、これも九月八日の自民党研修会でのあなたの方の発言なんですが、非武装中立政策が日本の防衛力整備の上で支障になつてはいるのではないかという質問がその参会者の中から出された。その質問に答えて長官が、社会党の――社会党のという言葉を使われたか使われぬか知りませんよ、社会党の非武装中立政策をきわめて非現実的な考え方なので絶えず反省、見直しを求めていきたいというふうに答えたといふことを、私は新聞で報道されたのを見たのですが、これはどういう見解でそういう発言をなさったのかちょっとお伺いしたいのです。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

自民党的研修会で党員から社会党の非武装中立論をどう考へるかという質問が出されましたので、それに対し現実的でないと思うと答えたことがあります。その趣旨は、もともと私は、わが國憲法は自衛権を否定しておらず、必要最小限度の自衛力の保持は許されると考えております。そして最近のわが国周辺の諸情勢にかんがみますと「防衛計画の大綱」で定める防衛力を整備していくかなければならぬと考えておりますので、非武装中立論は現実的でないという趣旨の答へをいたしましたのでござります。

○矢山委員 そこで外務省にお伺いしたいのですが、これは私は実はぜひ外務大臣においていただいてお聞きしたかったのですが、残念ながら外務大臣が公務のために来れぬとおっしゃるので、ついでにもう一つお聞きしたいのです。七八年の五月三十日に国連連合において、これは園田外務大臣だったと思うのですが演説をされておりますね。その演説に触れてお聞きしたいのです。その演説の中でこういうことを言っておられるのです。ちょっと読んでみま

争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する」とことを規定しております。

人類の先覚者としての誇り高き憲法の精神に

立脚して、わが国は、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないことをその基本政策の一

つとし、国際協調をその外交政策の前提としております。

わが国がこのような世界史上例の少ない実験にのりだす途を選択した背景には、第二次大戦根ざした「二度とこのような戦争があつてはならない」という決意があります。そして、この決意は、戦後三十余年を経た今日、日本国民の間に深く定着しており、将来にわたつてわが国

が、これに反するような行動をとることは断じてありません。

日本国民の恒久平和に対する強い願望と平和に徹するという固い決意は、国連憲章が世界各国に求めていることと正に同一であります。わ

が国は、今後の国際社会における国家の活動の新しいあり方の先覚者たるべく、平和に徹して、国際協調を基本とする外交努力を一層強化していくことを決意しております。

日本国民の恒久平和に対する強い願望と平和に徹するという固い決意は、国連憲章が世界各国に求めていることと正に同一であります。わ

が国は、今後の国際社会における国家の活動の新しいあり方の先覚者たるべく、平和に徹して、国際協調を基本とする外交努力を一層強化して

いくことを決意しております。

全面完全軍縮の達成が全世界の国々の共通の目標であることは論をまたない処であります。が、他方、軍縮の問題が全ての国にとって、その安全の確保という要請とも密接に関連した問題であることを忘れてはなりません。現在の国際社会においては、地域的に、また、全世界的規模において、関係国間の力の均衡が国際の平和と安全を維持するための支えとなつておられます。がしかしわれわれが、真に全面完全軍縮の実現に向つて前進するためには、この理想を一刻たりとも忘れることがなく、この理想の実現に向つて実現可能な措置を一步一步積み重ねていくことが必要であります。

日本国憲法は、「日本国民は恒久の平和を念

こういうふうに言つておられます。この考え方方は、まさに世界の平和と安全を守る、わが国の平和と安全を守る上には最も現実的な理想なんですね。ただいま御引用になりました全面完全軍縮の考え方でございますが、これは、わが国としてこれを究極的な目標としたしまして、具体的には包括的核実験の禁止でございますとかあるいは核拡散防止能勢の強化でございますとか、そういったこととの積み重ねの措置の早期実現ということで、拡軍縮を中心に推進してまいる、この基本姿勢は全く変更のないところでござります。

○矢山委員 防衛庁長官は、私がいま読み上げたことについてどういふうにお考えになりますか。

○大村国務大臣 お答えいたします。

平和のため努力を行うこと、そしてまた軍縮の実現のためにわが国としましてもできる限りの努力を払うべきことは同感でございます。

○矢山委員 そこで外務省、ここで理想として実現を考えたおられる全面完全軍縮というのは、これは言葉をかえれば非武装ということですね。

○賀陽政府委員 全面完全軍縮と申しますのは、究極の目標としてわが国もこれに対し努力をするということを表明しているわけでございます

が、先ほどまさに御引用になりました園田元大臣の演説が触れておりましたように、現実の国際関係の中で一步一步可能な措置をとつていくということが具体的なアプローチである、かように考えております。

○矢山委員 私に対する答えとは必ずしもなつておりますが、この全面完全軍縮を目指して、こ

と想であると言われておりまして、現実的なものであるという趣旨のお言葉ではなかつたと拝聴したのでござります。私は、そういう意味で、やはり現実的なものではないというふうに考えておりまして、それで御理解を願いたいと思います。

○矢山委員 御理解をするというわけにはいかないのですよ。私どもは実際現実の問題として、平和と安全にとって一番理想的な姿というのは、全

面完全軍縮、つまり非武装であります。それをわれわれは追求しているのですからね。そのことの理解なしに、これは非現実的だと言うのは、いささか私は、一国の閑僚としては余りにも軽はずみな言ひやしないか、もつと言ひなら失礼な言葉ぢやないかと思うのです。これは御理解願いたいじや済

みませんね。

卷之三

○大村国務大臣 お答え申し上げます。
私は理想と現実というものは対応する言葉と考えておられますので、理想的な現実というものはちょっとそこには理解できぬ、つむじづむじあります。眞面目に

と私は理解できませんでした。宣教師の立場からいって、平和を達成するための有力な手段である、そういう点におきましては私も理解できるわけでござりますが、理想と現実とはやはり相当隔たりのある問題でございまして、ちょっと先生のお言葉のうちの理想的な現実という言葉は、私としては頭が悪いのかもしれませんがよくわからないわけでござります。そういう意味で、まことに失礼ではございますが、社会党の主張されております非武装中立論は、わが国の場合現実的でないと考えておる次第でございます。

○矢山委員 私は理想的な現実と言つたのじゃないのですよ。現実に非武装ということは、世界の平和と安全、日本の平和と安全を守る一番の確かな道じゃないか、こう言つているのです。私は、武力によつて世界の平和と安全が守れる、日本の平和と安全が守れると考えていいわけです。先ほど来渡部委員の方からいろいろ言つておりますように、こちらが武力を強化すれば相手も強化する。武力の増強は際限のないものです。それは常に緊張状態を生む。どんなことでその武力の行使がなされ、平和と安全が害されるかわからぬのです。だから、平和と安全を守るために非武装という立場が一番現実的なんだ、こう言つてゐるのです。そう言つているのでしょうか。そのところをやはり理解した上で物をおっしゃらぬといけない。少なくとも野党第一党の基本政策ですかね、それを十分な理解なしに、ほんと非現実的な政策だ、一概にこういうふうな表現をされるところにやはり問題があるのでないか、いわゆる生氣な態度じゃないか、私はこう言つているわけ

○大村國務大臣 お答えします。

り返して恐縮でございますが、私は、自衛のため

り返して恐縮でございますが、私は、自衛のための必要最小限の実力を保持することが、起りり得る侵略を防止し、わが国の平和と独立を保つ上に役に立つと考えておりますので、基本の点の認識が壁、よすいで、言葉さうの問題ではなくて、非

具体的に努力すべきだと思います。たとえばあなた方、実現可能な措置で一つ一つやつていかなければならぬと言つておられるのに、核軍縮がある、非核武装地帯の設置がある、核実験の包括的禁止上と言つておられる、暴虐行為を分離した生物質の生

そこで、私はやまといま日本がやらねばならぬ
ら、そういうような外交文書に見られるような物
の考え方を持つのでなしに、もつと真剣に、私は
そうした問題に取り組んでいただきたいと思いま
す。

武装中立論がわが国に現実的なものであるとは考
えない次第でござります。せつかくの御発言に賛成する
ことができなくてまことに残念でござります
が、しかし、野党第一党がそういう御意見を持
つておるということはよくわかりましたので、私
の申し上げます点もひとつ参考にお聞き取り願い
たいと思うわけでございます。

○矢山委員 私に言わせれば、武力を持っていれ
ば平和と安全が守れるというあなたの考え方が非
現実的だということになる。あなたから言わせれ
ば

○賀陽政府委員 お答えいたします。
すでにこの分野におきましては、部分核停戦条約
止を言っておられる、検証制度をつくることと
おられるのです。言うだけじゃだめなんで、これ
をいかに具体的に実現するために一生懸命努力す
るかということがなければならぬと思うのです。
何か努力をやつていますか。

ば、われわれがいまの世界情勢の中で非武装を言つてゐるのは非現実的だ、こういうふうな言い方はなんでしょう。ところが私どもの非武装というのは、現実に平和と安全を守るとしたならばこれが一番追求すべき理想だ、こう言つていいわけです。だから、そのところをお互いに理解して物を言わぬと、相手の政策は非現実的だ、こう言つてきめつけるというのは、私は国務大臣ともあらう人の言葉ではないだろう。そこら回りのだれかが言つたのなら、それはまたよくわからぬ連中が言つたのだからで済む。しかしながら、少なくとも一国の國務大臣がそういうことをおっしゃるといふのはちょっとおかしいと私は思いますよ。その点を私は御注意申し上げてゐるのです。わかりますか。

産停止を言つておられる、検証制度をつくることと
を言つておられる、化学兵器の生産の停止を言つ
ておられる。もう一つ言つている。兵器輸出の禁
止を言つておる、こういうことをいろいろ言つて
おられるのです。言うだけじゃだめなんで、これ
をいかに具体的に実現するために一生懸命努力す
るかということがなければならぬと思うのです。
何か努力をやつていますか。

○賀陽政府委員 お答えいたします。

すでにこの分野におきましては、部分核停戦約
も成立しておりますし、核兵器の不拡散条約の成
立はもう申し上げるまでもないことでござります
し、海底核撃査条約も成立をし、日本が委員長をして
おります化学兵器の禁止条約の小委員会において
て化学兵器禁止条約の締結交渉が進んでおります
し、あるいは包括的核実験禁止は、これは地下核
実験を禁止するということでございまして、検証
制度の充実を要するわけでございますから、この
点も日本が何回かセミナーを東京で行って、地
震の検証と地下核実験の検証との相関性も積極的
に検討しておりますし、われわれとしてはできる
限りのことはしているつもりでございます。

○矢山委員 そこで、いろいろとやつて、えらい
効果が大きくながつておるような御答弁なんですね
が、現実を見るとまんざらそうでもない。特に今

そこで、これはやりとりしたって、あなたたちはそぞろういう失礼な、相手の政策を十分理解しないで軽はずみに物を言う人だということだけを浮き彫りにしておいて、そこで次にお伺いしたいのです。が、国連での演説が政府のいまだ変わらぬ方針を示すというなら、私は、外務省はあるいは防衛庁にして、米国の要請を受けてソ連の潜在的な脅威を強調しながら防衛力増強だ増強だと言って突っ走るのでなしに、積極的に全面完全軍縮を目指して

産停止を言つておられる、検証制度をつくることとを言つておられる、化學兵器の生産の停止を言つておられる。もう一つ言つている。兵器輸出の禁
止を言つておる、こういうことをいろいろ言つておられるのです。言うだけじゃだめなんで、これをいかに具体的に実現するために一生懸命努力するかということがなければならぬと思うのです。
何か努力をやつていますか。

○賀陽政府委員 お答えいたします。

すでにこの分野におきましては、部分核停戦約も成立しておりますし、核兵器の不拡散条約の成
立はもう申し上げるまでもないことでございます
し、海底核撃弾条約も成立をし、日本が委員長をしております化學兵器の禁止条約の小委員会において
化學兵器禁止条約の締結交渉が進んでおります
し、あるいは包括的核実験禁止は、これは地下核
実験を禁止するということございまして、検証
制度の充実を要するわけでございますから、この
点も日本が何回かセミナーを開いて、地下核
震の検証と地下核実験の検証との相関性も積極的に
検討しておりますし、われわれとしてはできる
限りのこととはしているつもりでございます。

○矢山委員 そこで、いろいろとやつて、えらい
効果が大きくながつておるような御答弁なんですが、現実を見るとまんざらそうでもない。特に今
度の外交青書なりあるいはこの夏、あれは外務省
につくられておる安全保障政策企画委員会です
ね、そこで発表されておるものなんを見ますと、
これはどうだ、平和外交に徹していま國連で演説
なさつたことを真剣に具体的に実現する、追求をす
本氣でやつていると思えない。むしろ逆にソ連の
軍事力がどうだ、こうだと言つて、むしろ防衛力
の防衛力整備をあおるような、援護射撃をする
ような表現だと私どもは見ているわけです。だから

第一類第一號 内閣委員會議錄第六號

ダメなんです。

そこで、質問を移しますが、これは防衛庁に聞
きたいのですが、「極東ソ連軍の増強と活動の活
発化は、西太平洋における米ソの軍事バランスに
影響を与えるつあり、わが国の安全保障に対しして

も潜在的脅威の増大であるとみられる。」こう言ったで、これは防衛白書に書いてある。そしてSS-20に対処する政策としては、「米国の核抑止力の信頼性を高めていく必要がある」こう書いてある。米国の核抑止力の信頼性を高めるというのは、一体どういうことなんですか。

例を挙げまして、「米国の核抑止力の信頼性を高めていく必要がある」という記述をしているわけでござりますが、その意味は、すでに御承知のように、日本の場合、「防衛計画の大綱」でも、それから日米の協力の指針におきましても、核の抑止力につきましては米国に依存するということをうたつておるわけでありますて、全面的に核抑止力の問題については米国に依存しておるわけでありますから、米国の核抑止力が有効に働くことがわが国にとっていまの核の脅威に対する抑止力としては必要であるということを述べたものであります。

するのですよ。そういう方針をとつておられるということも知っています。だけれども、わざわざ日本書で「米国の核抑止力の信頼性を高めていく必要性があるう」というのは一体どういうことを言っているのですかということを言つてゐるわけですか。

「諸君」という雑誌、それに軍事科学研究会の名前で「日本が持つべき防衛力」という論文が出ているのです。それによると、核武装についての政策変更が提言されておるわけです。その場合に四つの問題が出されております。一つは独自の核武装をやる、もう一つはドーピング型で、運搬手段を日本が持ち、核弾頭をアメリカから提供してもらうという方式、三つ目はアメリカの核部隊を日本に配備するという方式、四つ目はアメリカ海空軍が隨時核を持ち込むことを認める、こういうことの提言が行われておるわけです。しかも、一方わが国の軍事力の現状を見ると、自衛隊の持つておる核運搬手段、核弾頭装着の可能なものが最近非常にふえておりますね。それはナイキあるいは後継のパトリオット、それから対潜、対艦、対地ミサイル、こういうものの。

そこで、こういう提言が最近なされ出したということを注目しながら、先ほどの「米国の大核抑止力の信頼性を高めていく」という場合に、このどちらかを、特に考えられるのは三とか四の場合でしょうけれども、そういうことを志向するような動きが防衛庁の中で出てきたのでは困る。そこで、先ほどおっしゃっておりましたから信頼をいたしますけれども、非核三原則は今後も断じて守る、こういうことをはっきりもう一度言つていただきたいのです。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。

政府といたしましては、非核三原則を今後といえども守っていく考え方でございます。防衛庁もちろんこれに従う考え方でございます。

○矢山委員 それでは次に、微兵制の問題についてちょっとお伺いしておきたいのですが、微兵制に関する議員の質問が二度ほどなされているのです。最初は八月十五日政府の答弁書が出ている。それからその次の答弁書は十月十四日に出ているのです。それで答弁書を読んでみましてちょっと疑義を感じるのでお尋ねしておきたいのですが、十月十四日の答弁書においては、微兵制の問題で

こういうふうに言つてゐるのです。「徴兵令及びこれに類する行為とは、いわゆる徴兵制度をいうものと考へられるが、「一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徵集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるもの」と理解しており、このような徴兵制度は、憲法上許されないと考へている。」こうなつて、いるので

に対する答弁書ではこうなっているのです。前のところは前のと同じなんです。念のために申し上げます。「一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時に編制の要員として備えるもの」と理解している。」これは前と同じですね。「このように徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。」こうなっているので

そこで、私は疑問を感じるのは、「社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし、当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに」とありますから、もしこれが「負担すべきものとして社会的に認められる」ようになつたらどうなるのですか。徴兵制をやるということなんですね。これは法制局に聞きたい。

○味村政府委員 御指摘の答弁書では、「このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認め

られるようなものでないのに、「こう言つてゐるわけでもございまして、わが憲法の秩序のもとでは、そういうような社会的に認められるようなものではない、」このように申しているわけでもございます。

○矢山委員 そうすると、これは私は非常に紛らわしい感じがしたのです。「憲法秩序の下では」あるけれども、その次に続いて、いま読み上げたような文章が入っておるから、憲法秩序のもとで、もし公共の福祉に照らして、当然負担すべきものだと社会的に認められるようになつたら、これは容認される、こういうことになつていくおそらくはある。だから、こういうあいまいな表現と、この使われるべきではないのではないか。最初読み上げた十月十四日の答弁書なら実に明瞭なんですね。余分のものを加えてしまつからおかしなことになつてしまふ。法制局ともあらうものが、こういう解釈上疑義を持つような答弁書というのを私はどうかと思うのです。だから、私はこう理解をしておいて、それでよろしいとおっしゃつていただきながらそれでいいです。

つまり八月十五日に出した答弁書は、私の理解では、十月十四日に答弁書が別にまたもう一つ出しているのですから、この十月十四日の答弁書が政府の最終的な見解である、こういうことになるなら前の疑義は一応解消して、十月十四日の答弁書で徵兵制の問題を理解できるわけです。どうで

○味村政府委員　実は、先ほど先生の御指摘にな
りました公共の福祉に照らし当然に負担すべきも
のと社会的に認められるわけではない、認められ
ないというこの理由づけは、昭和四十五年十月一
十八日の衆議院内閣委員会で、前の法制局長官の
高辻長官が徴兵制度をとることは憲法上許されな
いんだということの理由として説明したことでござ
いまして、政府としてはずっとこのような理由
によりまして徴兵制度は憲法上とれないんだとい
うことを御説明しているわけでございまして、今

回の縮葉先生に対する答弁書におきましても、その従前から立っております理由をそのまま書いたわけでございます。樋崎先生に対する答弁書においては理由は書いてございませんが、これは縮葉先生の方が、理由とか条文を示せということを質

○矢山委員 十月十四日の答弁、これが政府見解だ、こういうことですね。

○味村政府委員 両方とも政府見解でございまして、実質において何ら変わりがないというようになります。御理解いただければよろしいかと存じます。

○矢山委員 最後にもう一つだけまとめてお伺い
しておきます。

武器などの詰資物の購入に伴う価格及び料金の算定方式について産業経理協会に諮問しておるとのことですが、この諮問の内容、それから答申時期はいつごろになるのか、そして答申が出たらこれによつて改定をしていくのかどうか、その点いかがですか。

防衛庁が装備品等を調達する際の利益率の算定方法につきましては訓令がございまして、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」とい

うものに定められておりますが、この訓令は昭和三十七年にできたものでございまして、制定以来二十二年（一九六〇年）になります。ところ

もうすでに二十年近くになりますし、それに、最近の事態だけを考えてみましても、オイ ルショックでござりますとか、それに引き続きますと、それからその期間で生じましたとこ

る会社の財務構造の大きな変化、そいつたような経済情勢の大きな変化というものがございま

したようなことから、いま申し上げました訓令で定めますところの利益率の算定方式が将来とも適正なものであるか否か、あるいはまたより合理的

な考え方方がほかにもあり得るかどうか、こういったようなことを検討する必要があるというよううに考えてまして、利益の概念及びその計算方式等についてまして財團法人産業経理協会に依頼したものでござります。

その結果どうするかという御質問がたしかなかつたかと思いますけれども、この調査研究につきましては、一応来年の三月、昭和五十六年三月に終了する予定でございまして、この結果を得ましてから府内で慎重に検討することにいたしております。その結果、でき得る限り早く結論を出したたいというふうに思つておりますけれども、現時点ですいつまでに答えを出せるかということを申し上げる状態にまだなつてない、こういう状況でござります。

諸物資の購入についての利益率が低いので、これを何とか改善してくれという強い要望があったと

聞いているのですが、恐らくそういうことに基づいて質問を出されて、その答申を受け改定をしようと、こういうお考えなんだらうと思ひます。そうなると、恐らくまたこれは利益率を上げるといふことになるでしょうから、防衛費というものがまたふえてくると思うのです。そうすると、どうがでなくとも財政難だと言つて、その最中に、防衛

力の強化ということで防衛費自体がふやされていく、その上にまた利益率をふやすのだということになつていくと、これは防衛費というものが非常

にかさばつてくる、こういうふうに思うのです。これはやるとなつたら財政上も大変なことになる、二年、十年、二十年、二三十年と積んでくる、大臣官は、おきま

と思ひますか、これを聞いても、大蔵省のいわゆる現実になつていながら言えないので、答弁になるかもしけぬが、そんなことになると私は太変だと思う。そういうものが出てきて利益率がガ

がつて購入物品の値段が上がる、防衛費がそうであってもふえておるのにさらにふえてくる、これら

なれば「一体どうなるか」、そういう点でもし所感があればちょつと大蔵省から聞いておきたいのです。

○鶴山説明員　ただいままさに先生おひしゃいきをしたように、装備局長から答弁申し上げましたとおり、現在のところまだどういう内容のものにならぬかということははつきりいたしませんので、何とも申しかねる次第でございますが、もし仮に利

益率が上がるにすれば、それは、いわば既定の問題への御答
問にお答えするといったしますと、その限りにおきま
ましては、他の条件において変わりなければ、その
部分において財政負担が増加するということは、
のとおりだと思います。しかしながら、先生よく
御存じのとおり、防衛費いたしましては、各種
の装備品の数量であるとかあるいはまた原価がどうなるかといつたようなことで、そのほかの各種
要因の方がむしろ大きいといいますか、それらの
総合的な結果として防衛費が全体としてどうなるか
ということでござりますので、利益率だけの増加

がゆえに防衛費を押し上げるということには必ずしもならないのではないか。それからまた利益率

○矢山委員 いろいろお伺いいたしましたが、時間が参りましたのでこれで終わらせていただきま
す。 が世間並みの利益率ということであるとすれば、その部分についてはあえて問題とすべきところではないというふうに考えておる次第でございま
す。

す。
ただ、質疑をやってみまして、なかなか奥歯に物がはさまったような調子で十分な御回答もいた

だけませんし、質問者としてはきわめて不満でありますけれども、これで終わらせていただきます。通告を今まで

○江藤委員長 次回は、来る十一月四日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時二十九分散会

C p

午後十時二十九分散会

昭和五十五年十一月八日印刷

昭和五十五年十一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C